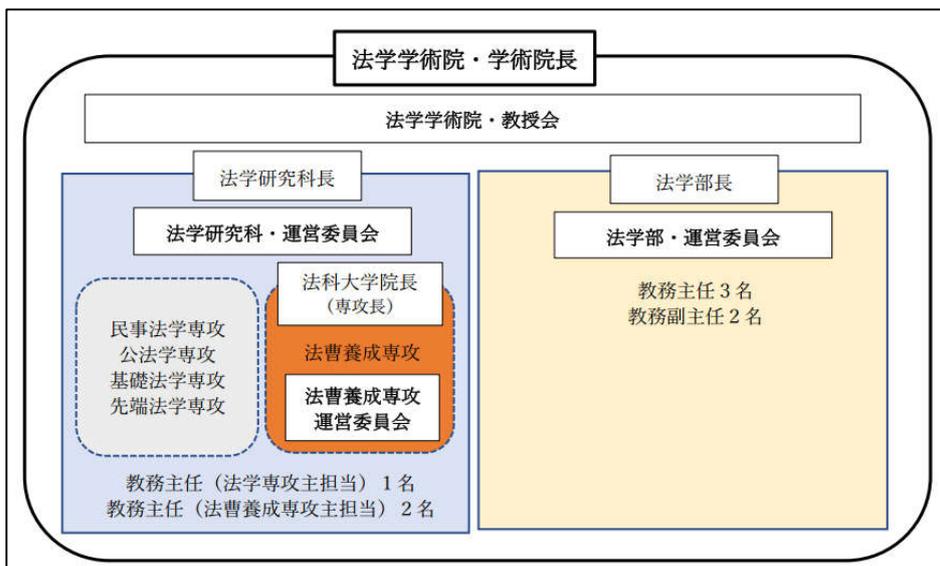


資料目次

資料 1	：法学学術院の体制 P	2
資料 2	：各種委員会 P	2
資料 3	：教員組織図 P	4
資料 4	：人事の提議・採用の決定 P	4
資料 5	：修了までのスケジュール P	5
資料 6	：修了までのスケジュール（未修者 2 年次必修科目計画履修制度） P	6
資料 7	：履修モデル P	7
資料 8	：各学年・学期の履修上限単位数 P	9
資料 9	：成績評価 P	9
資料 10	：既存の法学研究科および法務研究科の教員組織 P	10
添付 1	：法学学術院規則 P	11
添付 2	：早稲田大学大学院法学研究科規則 P	15
添付 3	：早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約 P	19
添付 4	：教育課程等の概要 P	25
添付 5	：教員年齢構成 P	29

資料 1：法学学術院の体制



資料 2：各種委員会

委員会名	所掌事項	委員	任期
将来計画等検討委員会	法曹養成専攻の将来計画および運営に関する事項	専攻長・教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任・人事委員長・入試委員長・臨床法学教育運営委員長・FD委員長・国際交流委員長・カリキュラム検討委員長・広報戦略委員長・法務教育研究センター副所長	各役職および各委員会委員の各任期に従う
人事委員会	人事計画および人事の調整に関する事項	6人＋教務担当教務主任・学生担当教務主任 オブザーバー：専攻長	2年
入試委員会	入試に関する事項	①若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任 ②任期満了となった前教務担当教務主任・前	①の委員の任期は2年。 ②の委員の任期は当該年度末まで。

		学生担当教務主任 ③オブザーバー：専攻長	
カリキュラム検討委員会	カリキュラムの策定に関する事項	①若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任 ②任期満了となった前教務担当教務主任 ③オブザーバー：専攻長	①の委員の任期は2年。 ②の委員の任期は当該年度末まで。
臨床法学教育運営委員会	臨床法学教育の業務委託に関する事項	弁護士法人早稲田大学リーガルクリニックの所員の内若干名＋専攻長、教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任、臨床法学・実務基礎系懇談会世話人 オブザーバー：事務長	2年
FD委員会	教授方法・効果(Faculty Development)に関する事項	若干名＋教務副主任	2年
国際交流委員会 (法学研究科・法学部・比較法研究所3箇所合同委員会)	3箇所に関わる外国との学生交換・学術交流に関する事項	1人 オブザーバー：教務主任(法学研究科)・教務担当教務主任	2年
奨学生選考委員会	奨学生候補者の選考に関する事項	若干名＋学生担当教務主任	2年
図書委員会	図書・法律文献情報に関する事項	2人	2年
トランスナショナルプログラム委員会	外国とのトランスナショナルプログラムの企画実施・学生交換・学術交流等に関する事項	若干名	2年
キャリア教育委員会	学生の就職・キャリア形成に関する事項	若干名＋学生担当教務主任	2年
エクスターンシップ運営委員会	エクスターンシップ実施に関する事項	若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任	2年

資料5：修了までのスケジュール

科目区分		修了必要 単位数		1年		2年		3年		
				春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
必修科目	法律基本科目（基礎）※3	30	62	68	14※1	16※1	—	—	—	—
	法律基本科目（応用）※4	32			—	—	16	16	—	—
	実務系基礎科目	6	—		—	—	—	2	2	
			(2)※2		—	—	—	2※2	—	
選択必修科目	基礎法、外国法基礎 国際関係基礎、隣接科目	4	4	4						
	実務系基礎科目	4		4						
共通選択科目	展開・先端科目	司法試験選択科目※5	4	12	—	—	4		—	—
		司法試験選択科目以外	—		—	—	—	—	—	
	法律基本科目	応用演習 [法律基本科目（応用）※4]	—	25	—	—	—	—	—	—
		その他※6 [入門演習： 法律基本科目（基礎）※3] [入門演習以外： 法律基本科目（応用）※4]	—		—	—	—	—	—	—
合計		93		—	—	—	—	—	—	

- ※1 法学既修者は1年生必修科目〔法律基本科目（基礎）〕30単位を修得したものとみなす。
- ※2 「法曹倫理」は1年生もしくは3年生で履修する（2年生で履修する場合、年間履修上限単位数を超過するため）。ただし、3年生在学中の司法試験受験を希望せず司法試験選択科目を履修しない場合や2回目の2年生で年間履修上限単位数に余裕がある場合は2年生でも履修可とする。
- ※3 3年生在学中の司法試験受験を希望する場合、〔法律基本科目（基礎）〕は、2年生終了時までには30単位修得しなければならない。
- ※4 3年生在学中の司法試験受験を希望する場合、〔法律基本科目（応用）〕は、2年生終了時までには18単位修得しなければならない。
- ※5 3年生在学中の司法試験受験を希望する場合、〔司法試験選択科目〕は、2年生終了時までには4単位修得しなければならない。
- ※6 「家族法特殊講義」、「商法総則・商行為法」、「捜査法」、「刑事証拠法」、「手形・小切手法」、「民法入門演習」、「刑法入門演習」、「憲法入門演習」、「民事訴訟法入門演習」、「刑事訴訟法入門演習」（各2単位）の科目が該当する。

上述下線の各入門演習（未修者1・2年生のみ履修可）は、上表の各学期・各学年および在学中の各履修上限単位数に含まれない。ただし、通算10単位までを履修上限とし、かつ入門演習以外の修了要件算入対象科目と合計した各学年の履修上限は44単位までとする。

資料6：修了までのスケジュール（未修者2年次必修科目計画履修制度）

科目区分		修了必要 単位数		1年		2年		3年					
				春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期				
必修科目	法律基本科目（基礎）※2	3	0	6	8	1	4	1	6	—	—		
	法律基本科目（応用）※3	3	2			—	—	1	0	1	2	6	4
	実務系基礎科目	6				—	—	—	—	2	2		
						(2) ※1	—	—	—	2 ※1	—		
選択必修科目	基礎法、外国法基礎 国際関係基礎、隣接科目	4		4									
	実務系基礎科目	4		4									
共通選択科目	展開・先端科目	司法試験選択科目※4	4	1	2	—	—	4		—	—		
		司法試験選択科目以外	—			—	—	—	—	—			
	法律基本科目	応用演習 [法律基本科目（応用）※3]	—		—	—	—	—	—	—			
		その他※5 [入門演習： 法律基本科目（基礎）※2] [入門演習以外： 法律基本科目（応用）※3]	—		—	—	—	—	—	—			
合計		9		3		—	—	—	—	—	—		

※1 「法曹倫理」は1年生もしくは3年生で履修するが、年間履修上限単位数に余裕がある場合は2年生でも履修可とする。

※2 3年生在学中の司法試験受験を希望する場合、[法律基本科目（基礎）]は、2年生終了時までには30単位修得しなければならない。

※3 3年生在学中の司法試験受験を希望する場合、[法律基本科目（応用）]は、2年生終了時までには18単位修得しなければならない。

※4 3年生在学中の司法試験受験を希望する場合、[司法試験選択科目]は、2年生終了時までには4単位修得しなければならない。

※5 「家族法特殊講義」、「商法総則・商行為法」、「捜査法」、「刑事証拠法」、「手形・小切手法」、「民法入門演習」、「刑法入門演習」、「憲法入門演習」、「民事訴訟法入門演習」、「刑事訴訟法入門演習」（各2単位）の科目が該当する。

上述下線の各入門演習（未修者1・2年生のみ履修可）は、上表の各学期・各学年および在学中の各履修上限単位数に含まれない。ただし、通算10単位までを履修上限とし、かつ入門演習以外の修了要件算入対象科目と合計した各学年の履修上限は44単位までとする。

資料 7：履修モデル

■ 1 年次の履修モデル（履修上限単位数：36 単位） * 標準的な事例に則った単位の登録方法です。

学期	登録単位数	科目区分	科目名 ※()は単位数
春学期	16 単位 ～ 20 単位 (入門演習履修の場合はこの限りではない)	必修科目[法律基本科目(基礎)] (14 単位)	民法 I (4)、民法 II (4)、刑法 I (2)、 憲法 I (2)、基礎会社法 I (2)
		必修科目[実務系基礎科目] (0～2 単位)	法曹倫理(2) ※基本は 1 年次もしくは 3 年次に履修、在学中の司法試験を希望しない場合は 2 年次でも履修可 ※ 1 年次に履修する場合は、「登録科目希望届」にて要申請
		選択必修科目[基礎法、 外国法基礎、国際関係基礎、 隣接科目] (2～4 単位)	
		選択必修科目[実務系基礎科目] (0～2 単位)	
		共通選択科目[法律基本科目(その他)] (0～4 単位)	
秋学期	16 単位 ～ 20 単位 (春学期に 20 単 位登録した場 合は 16 単位まで 入門演習履修 の場合はこの 限りではない)	必修科目[法律基本科目(基礎)] (16 単位)	民法 III (1)、民法 IV (1)、民法 V (2)、 基礎民事訴訟法(4)、刑法 II (2)、 基礎刑事訴訟法(2)、憲法 II (2)、 基礎会社法 II (2)
		選択必修科目[基礎法、 外国法基礎、国際関係基礎、 隣接科目] (0～2 単位)	
		選択必修科目[実務系基礎科目] (0～2 単位)	
		共通選択科目[展開・先端科目] (0～2 単位)	
		共通選択科目[法律基本科目(その他)] (0～4 単位)	

■ 2年次の履修モデル（履修上限単位数：36単位） *標準的な事例に則った単位の登録方法です。

学期	登録単位数	科目区分	配当科目 ※()は単位数
春学期	18単位 ～ 19単位	必修科目[法律基本科目(応用)] (16単位)	民法総合Ⅰ(2)、民法総合Ⅱ(2)、 会社法総合Ⅰ(2)、会社法総合Ⅱ(2)、 民事訴訟法総合Ⅰ(2)、刑法総合Ⅰ(2)、 刑事訴訟法総合Ⅰ(2)、行政法(2)
		共通選択科目(展開・先端科目 [司法試験選択科目]) (2～3単位)	
秋学期	17単位 ～ 18単位 (春学期に19単位登録した場合は17単位まで)	必修科目[法律基本科目(応用)] (16単位)	民法総合Ⅲ(2)、会社法総合Ⅲ(2)、 民事訴訟法総合Ⅱ(2)、民事訴訟法総合Ⅲ(2)、 刑法総合Ⅱ(2)、刑事訴訟法総合Ⅱ(2)、 憲法総合(2)、行政法総合(2)
		共通選択科目(展開・先端科目 [司法試験選択科目]) (1～2単位)	

■ 3年次の履修モデル（履修上限単位数：44単位） *標準的な事例に則った単位の登録方法です。

学期	登録単位数	部門	配当科目 ※()は単位数
春学期	6単位 ～ 9単位 (24単位まで履修可能だが、司法試験の学修負担を考慮して登録すること)	必修科目 (2単位)	民事訴訟実務の基礎Ⅰ(1)、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ(1)、
		1・3年必修科目 (0～2単位) ※1年次に未履修の場合	法曹倫理(2)
		再履修科目 (1・2年必修科目) ※該当者のみ	春学期必修科目で不合格のものがある場合は、再履修を行います。
		選択必修科目(基礎法、 外国法基礎、国際関係基礎、 隣接科目) (0～2単位)	
		選択必修科目(実務系基礎科目) (0～2単位)	

		共通選択科目（展開・先端科目） 「司法試験選択科目以外」 (0～2 単位)	
		共通選択科目（法律基本科目） (0～2 単位)	
秋学期	18 単位 ～ 24 単位	必修科目（2 単位）	民事訴訟実務の基礎 I I (1)、刑事訴訟実務の基礎 I I (1)、
	総履修上限 116 単位から修得単 位を控除した単 位まで、かつ春 学期に 24 単位 登録した場合は 20 単位まで	再履修科目（1・2 年必修科目） ※該当者のみ	秋学期必修科目で不合格のものがある場合は、再履修を行います。
		選択必修科目（基礎法、 外国法基礎、国際関係基礎、 隣接科目）（0～4 単位）	

資料 8：各学年・学期の履修上限単位数

	1 年		2 年		3 年	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
各学期	20	20	20	20	24	24
各学年	36		36		44	
在学中	116					

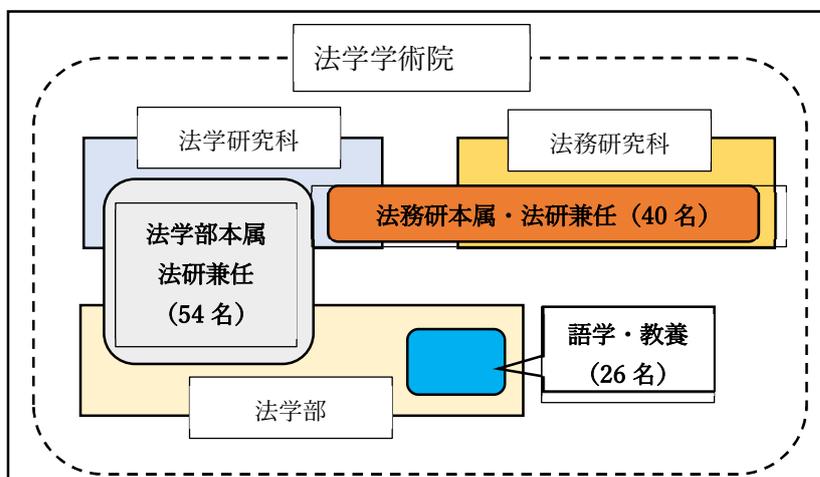
資料 9：成績評価

評価	内容	評価方法	割合	
合格	A+	相対評価	10%	
	A		30%	
	B		30%	
	C		30%	
不合格	F	絶対評価	/	
	H			試験不受験
	G			評価不可能（評価することに必要な条件を満たしていない）

上記の評価割合は目安であり、5%以内の増減は認められます。なお、少人数のクラスについては、この割合を厳格に適用せず、相対評価の趣旨を踏まえつつも、担当教員の判断により柔軟に対応することができることになっています。

- * 法学既修者試験合格者や他機関での修得単位の認定者等、本研究科において単位認定を受けた科目の成績は「P」で表示します。
- * 授業への出席回数が科目全体の3分の2に満たないときは、「G」評価となります。
- * 上記に関わらず、合否のみで評価を行う科目は、合格は「P」、不合格は「Q」で評価します。

資料10：既存の法学研究科および法務研究科の教員組織



法 学 学 術 院 規 則

(2004 年 9 月 21 日学術院教授会決定)

改正 2011年 4 月13日学術院教授会決定 2011年 7 月20日学術院教授会決定
2024年 1 月24日学術院教授会決定

第 1 章 法学学術院

【組織】

第 1 条 法学学術院は、法学部、法学研究科、比較法研究所および法務教育研究センター（以下「各箇所」という。）をもって組織する。

【構成員】

第 2 条 法学学術院は、各箇所の専任教員（任期の定めのない教授・准教授・専任講師）、特任教授、任期付教員、専任研究員、助教、助手および研究助手をもって構成する。

第 2 章 学術院教授会

【学術院教授会の構成】

第 3 条 法学学術院教授会（以下「学術院教授会」という。）は、前条に定める者のうち、任期の定めのない教授、准教授および専任講師をもって構成する。特任教授、任期付教員、専任研究員、助教、助手および研究助手は、これに含まない。

2 前項の規定にかかわらず、学術院教授会は、必要があると認める場合、特任教授、任期付教員および専任研究員の出席を許可し、その意見を求めることができる。ただし、この場合も、別段の定めがあるときを除き、これらの者に議決権は認められない。

【学術院教授会の権限】

第 4 条 学術院教授会は、早稲田大学学術院規則（以下「学術院規則」という。）第 10 条に定めるところにより、学術院に係る次の事項を議決する。

- ① 研究および教育に関する事項
- ② 学生の指導訓育に関する事項
- ③ 学科課程および教育課程に関する事項
- ④ 学生の入学、退学、休学、転科、転学および懲戒に関する事項
- ⑤ 授業科目および研究指導の担当に関する事項
- ⑥ 学生の試験、履修単位および卒業に関する事項（大学院における学位の授与は除く。）

- ⑦ その他教務教則に関する事項
 - ⑧ 教員の嘱任、解任、進退その他に関する事項（懲戒を除く。）
 - ⑨ 学術院長候補者の選挙に関する事項
 - ⑩ 学術院教授会の運営に関する事項
 - ⑪ 学術院の将来計画に関する事項
 - ⑫ 施設利用計画に関する事項
 - ⑬ その他必要と認められる事項
- 2 法学学術院代表の評議員およびその他各種の大学設置委員会委員の選出については、学術院教授会の定めるところによる。
- 3 早稲田大学学部規則第5条の2第1項、早稲田大学大学院規則第4条の3第2項および第3項ならびに学術院に属する研究所の研究所運営委員会に関する規則第2条の各規定の定めるところにより、第1項第1号から第8号（客員教員、研究員、比較法研究所助手、法務教育研究センター助手および非常勤講師に関することに限る。）に定める事項で各箇所に係るものについては、各箇所の運営委員会または管理委員会の議決をもって、学術院教授会の議決とする。

【招集および運営】

- 第5条** 法学学術院長（以下「学術院長」という。）は、学術院規則第17条により、学術院教授会を招集する。
- 2 学術院教授会は、毎年度4月、7月、10月、12月、1月、3月に行う。ただし、それら以外の月に開催することを妨げない。
- 3 学術院教授会の運営については、学術院の定めるところによる。

【定足数】

- 第6条** 学術院教授会は、学術院規則第18条の規定にかかわらず、学術院教授会の構成員の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。ただし、学術院長候補者を選出する場合は学術院教授会の構成員の3分の2以上の出席を要する。
- 2 前項の定足数の算定にあたっては、外国出張中の者、休職中の者および疾病その他の理由により継続して2ヶ月以上にわたり欠勤中の者は、これに算入しない。

【議決】

- 第7条** 学術院教授会の議決は、議決権を有する出席者の過半数による。

第3章 法学学術院の機関

【執行機関】

- 第8条** 法学学術院には、学術院長1名、副学術院長若干名および学術院長補佐若干名を置

く。

【学術院長】

第9条 学術院長候補者は、法学学術院長候補者選挙規則の定めるところにより選挙し、これを選出する。

【副学術院長】

第10条 学術院長は、学術院規則第25条第1項および第2項の規定により、法学部長、法学研究科長、法曹養成専攻長（法科大学院長）、比較法研究所長および法務教育研究センター所長と協議の上、副学術院長を指名し、大学に推薦する。

2 学術院長は、学術院規則第25条第3項の規定により、法学部長、法学研究科長、法曹養成専攻長（法科大学院長）、比較法研究所長および法務教育研究センター所長と協議の上、学術院長職務代行者を指名し、大学に推薦する。

【学術院長補佐】

第11条 学術院長は、学術院規則第25条第1項および第4項の規定により、法学部長、法学研究科長、法曹養成専攻長（法科大学院長）、比較法研究所長および法務教育研究センター所長と協議の上、学術院長補佐を指名し、大学に推薦する。

2 学術院長補佐は、主担当および副担当をもって構成する。ただし、主担当および副担当の員数は、学術院長が法学部長、法学研究科長、法曹養成専攻長（法科大学院長）、比較法研究所長および法務教育研究センター所長と協議するところによる。

3 学術院長補佐の主担当および副担当は、次の通りとする。

①主担当は、法学部教務担当、同学生担当、同入試担当教務主任、法学研究科教務主任および法曹養成専攻教務担当、同学生担当教務主任とする。

②副担当は、法学部教務・入試担当、同学生・入試担当教務副主任、法学部・法学研究科自己点検・評価担当、法曹養成専攻自己点検・評価担当および比較法研究所幹事とする。

第4章 運営委員会等

【各箇所等の運営委員会および管理委員会】

第12条 早稲田大学学部規則第4条、早稲田大学大学院規則第4条および学術院に属する研究所の研究所運営委員会に関する規則第1条の規定により、各箇所に次の運営委員会または管理委員会を置く。

①法学部運営委員会

②法学研究科運営委員会

③比較法研究所管理委員会

④法務教育研究センター管理委員会

- 2 早稲田大学大学院法学研究科規則第2条第3項により、法学研究科運営委員会の下に法曹養成専攻運営委員会を置く。
- 3 前2項の運営委員会または管理委員会の運営については、各箇所等において定めるところによる。

第5章 学術院執行会議

【学術院執行会議】

- 第13条** 法学学術院における重要事項の協議、学術院教授会への提案および決定事項の執行、その他法学学術院の円滑な運営のため、学術院執行会議を設置する。
- 2 学術院執行会議は、学術院長、法学部長、法学研究科長、法曹養成専攻長（法科大学院長）、比較法研究所長、法務教育研究センター所長、法学部教務担当教務主任、法学研究科教務主任、法曹養成専攻教務担当教務主任および比較法研究所幹事をもって構成する。
 - 3 学術院執行会議は、必要に応じて学術院長が招集し、主宰する。

附 則

【本規則の施行期日】

第1条 本規則は、2004年9月16日をもって、施行する。

附 則（2011年4月13日学術院教授会決定）

【本規則の施行期日】

第1条 本規則は、2011年4月1日をもって、施行する。

附 則

この規則は、2011年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項の運営委員会が設置されるまでは、なお従前の例による。

早稲田大学大学院法学研究科規則

(本規則の目的)

第 1 条 この規則は、早稲田大学大学院学則、早稲田大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）、早稲田大学学術院規則および法学学術院規則に基づき、早稲田大学大学院法学研究科（以下「法学研究科」という。）の運営に関して必要と認める事項について定めることを目的とする。

(法学研究科の運営)

第 2 条 法学研究科に、法学研究科運営委員会（以下「研究科運営委員会」という。）を設置する。

2 法学研究科に、専攻として法科大学院を設置し、専攻としての法科大学院の名称を法曹養成専攻とする。

3 研究科運営委員会の下に、法曹養成専攻運営委員会（以下「専攻運営委員会」という。）を設置する。法曹養成専攻の運営に関して必要と認められる事項については、法学研究科が別に定める法曹養成専攻規約（以下「規約」という。）によるものとする。

(研究科運営委員会の構成)

第 3 条 研究科運営委員会の委員（以下「研究科運営委員」という。）は、大学院規則第 4 条の 2 および法学学術院規則第 2 条に掲げる者のうち、次の者とする。

一 法学研究科の研究指導を担当する法学学術院の専任教員（専任講師を除く。）

二 法学研究科の研究指導を担当する法学学術院の特任教授および任期付教員のうち、研究科運営委員会が選任する者

三 法学研究科の授業科目を担当する法学学術院の専任教員、特任教授および任期付教員のうち、研究科運営委員会が選任する者

2 前項の研究科運営委員会における選任の議決は、研究科運営委員の 3 分の 2 以上が出席し、その出席者の過半数をもってしなければならない。

(研究科運営委員会の議決事項)

第 4 条 法学研究科に係る次の事項については、大学院規則第 4 条の 3 および法学学術院規則第 4 条第 3 項に基づき、研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院教授会（以下「学術院教授会」という。）の議決とする。

一 研究および教育に関する事項

二 研究科運営委員の選任に関する事項

- 三 客員教員、研究員および非常勤講師の嘱任、解任、進退その他に関する事項（懲戒を除く。）
 - 四 学位の授与に関する事項
 - 五 教育課程に関する事項
 - 六 学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項
 - 七 研究科長候補者の選出に関する事項
 - 八 研究科運営委員会の運営に関する事項
 - 九 授業科目および研究指導の担当に関する事項
 - 十 学生の試験および履修単位に関する事項
 - 十一 その他法学研究科に関する重要事項
- 2 研究科運営委員会は、法学研究科の研究および教育に関する予算を審議する。
 - 3 研究科長は、研究科運営委員会の議題を学術院教授会の審議に委ねることができる。
 - 4 規約第3条第1項第1号から第10号までの各号に係る事項については、専攻運営委員会の議決をもって研究科運営委員会の議決とする。研究科運営委員会が必要と認めるときは、規約第3条第1項第11号の議決事項について、専攻運営委員会の議決をもって研究科運営委員会の議決とすることができる。

（研究科運営委員会の議決方法）

- 第5条 法学研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科運営委員会を招集し、かつ議長となる。
- 2 研究科長は、運営委員の3分の1以上の申出があるときは、研究科運営委員会を招集しなければならない。
 - 3 研究科運営委員会は、大学および研究科が定める規則・内規等に別段の定めがある場合を除き、研究科運営委員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
 - 4 研究科運営委員会の議決は、大学および研究科が定める規則・内規等に別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数による。
 - 5 研究科運営委員会の議決において、外国出張中の者、休職中の者、病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は、研究科運営委員の数に算入しない。大学および研究科が定める規則・内規等に別段の定めがある場合は、これに従う。
 - 6 本学の総長および理事の職にある者が欠席した場合には、研究科運営委員会の定足数を算定する際の構成員の数に算入しない。

（法学研究科執行部の構成）

- 第6条 法学研究科執行部の構成は、次の通りとする。
- 一 研究科長
 - 二 法曹養成専攻長（法科大学院長）

三 教務主任、教務副主任

- 2 研究科長は、法学研究科の業務を統括し、法学研究科を代表する。
- 3 研究科運営委員会は、大学院規則第 5 条、法学学術院規則第 4 条第 3 項および第 10 条第 1 項に基づき、研究科運営委員である教授のうちから 1 人の研究科長候補者を選出する。
- 4 法学学術院長（以下「学術院長」という。）は、法学学術院規則第 10 条第 1 項に基づき、前項の研究科長候補者を大学に推薦する。
- 5 専攻長は、研究科長を補佐するとともに、法曹養成専攻に係る事項を統括する。
- 6 教務主任および教務副主任は、法学学術院規則第 11 条に基づき、法学学術院の学術院長補佐のうちから学術院長が大学に推薦する。
- 7 教務主任および教務副主任は、研究科長を補佐する。
- 8 研究科長は、学術院長に、民事法学専攻、公法学専攻、基礎法学専攻および先端法学専攻を担当する 1 人の教務主任（以下「研究科担当教務主任」という。）を推薦する。
- 9 専攻長は、学術院長に、規約第 13 条第 1 項に規定する教務担当教務主任、学生担当教務主任および教務副主任を推薦する。
- 10 研究科長および専攻長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長および専攻長の任期は、それぞれ 2 期 4 年を超えることはできない。なお、研究科長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 教務主任および教務副主任の任期は、担当に応じ、研究科長ないし専攻長の任期に従うものとする。
- 12 研究科長に事故あるとき、または研究科長が欠けたときは、研究科担当教務主任が、研究科長の職務を代行する。研究科長の事故が相当長期にわたるときは、研究科運営委員会の議決を経て大学が研究科長代理を嘱任することができる。

（各種委員会）

第 7 条 法学研究科の運営（法曹養成専攻に係る事項を除く。）を円滑に行うために、法学研究科に別表 1 に定める各種委員会を置く。

- 2 前項に定める各種委員会の委員の選出については、研究科運営委員会にて決定する。
- 3 各種委員会委員の任期は、別表第 1 に掲げる。委員の再任はこれを妨げない。
- 4 法曹養成専攻に設置される各種委員会は、規約第 14 条による。

附 則（2024 年 1 月 17 日法学研究科運営委員会決定）

- 1 この規則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。ただし、法曹養成専攻に係る事項については、2025 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

委員会名	所掌事項	委員	任期
教務委員会	研究科の教育課程に関する事項 *国際交流委員会担当：(1名) 海外の大学との 学生交流に関する事項 *社会人制度運営担当：(1名) 社会人研究課題 に関する事項	15名程度＋ E.O (2名)	1年
入試委員会	入試に関する事項	10名程度＋ E.O (2名)	1年
学生委員会	学生生活に関する事項 *奨学金制度運用担当：(5名) 奨学生候補者の 選考に関する事項 *教員院生協議会担当：(4名) 学生生活に係る 学生からの要望に関する事項 *法研論集担当：(4名) 法研論集の編集・発刊 等に関する事項	15名程度＋ E.O (2名)	1年
博士学位資格審査 委員会	博士学位申請に係る書類の審査に関する事項	4名＋ E.O (1名)	1年
LL.M.プログラム 運営委員会	先端法学専攻(LL.M.)の入試・教育課程等に関 する事項	10名程度＋ E.O (2名)	1年
法学学術院将来構 想委員会	法学研究科の将来構想に関する事項	1名＋ E.O (2名)	1年
未延財団「比較 法・外国法研究教 育プロジェクト助 成」実施委員会	法学研究科の教育に対する財政支援に関する事項	若干名＋ E.O (2名)	1年
図書委員会	図書・法律文献情報に関する事項	2名	1年
法学研究科自己点 検・評価委員会	自己点検・評価に関する事項	2名＋ E.O. (2名)	1年

早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約

2024年1月17日法学研究科運営委員会決定

(目的)

第1条 大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「法曹養成専攻」という。）は、高度にして専門的な学術の理論および応用実務を研究、教授し、法曹および法律専門職を志望する人材を育成することをもって、文化の創造、社会の発展と人類の福祉に寄与するため、早稲田大学大学院学則、早稲田大学大学院規則、早稲田大学学術院規則、法学学術院規則および早稲田大学大学院法学研究科規則に基づき、法曹養成専攻の運用規約として本規約を定める。

(法曹養成専攻運営委員会)

第2条① 法曹養成専攻に法曹養成専攻運営委員会（以下「専攻運営委員会」という。）を置く。

② 専攻運営委員会の委員（以下「専攻運営委員」という。）は、次の者の中から、専攻運営委員会が選任する。ただし、講師（任期付）および助教は専攻運営委員となることができない。

- 一 早稲田大学大学院規則第4条の2第1項および法学学術院規則第2条に掲げる者のうち、法曹養成専攻の授業科目を担当する法学学術院の専任教員（専任講師を除く。）、特任教授および任期付教員
- 二 学術院長および研究科長

③ 前項の専攻運営委員会における選任の議決は、専攻運営委員の3分の2以上が出席し、その出席者の過半数をもってしなければならない。

(権限)

第3条① 専攻運営委員会は、法曹養成専攻に係る次に掲げる事項を議決する。

- 1 研究および教育に関する事項
- 2 専攻運営委員の選任に関する事項
- 3 客員教員および非常勤講師の嘱任、休職および解任に関する事項
- 4 学位の授与に関する事項
- 5 教育課程に関する事項
- 6 授業科目の担当に関する事項
- 7 学生の試験および履修単位に関する事項
- 8 学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項
- 9 法曹養成専攻長（法科大学院長）（以下「専攻長」という。）候補者の選挙に関する事項
- 10 専攻運営委員会の運営に関する事項
- 11 その他法曹養成専攻に関する事項

② 専攻運営委員会は、法曹養成専攻の研究および教育に関する予算を審議する。

- ③ 専攻運営委員会が議決した事項は、法学研究科運営委員会に報告するものとする。

(招集)

第4条① 専攻運営委員会は、専攻長が招集し、かつ議長となる。

- ② 専攻長は、専攻運営委員の3分の1以上の申出があるときは、臨時専攻運営委員会を招集しなければならない。
- ③ 専攻運営委員会の招集通知は、原則として、招集の2週間前に議題を付して通知するものとする。

(定足数)

第5条 専攻運営委員会は、大学および法曹養成専攻が定める規約等に特別の定めがある場合を除き、専攻運営委員の3分の1以上の出席があれば、開会することができる。定足数の算定にあたっては、外国出張中の者、休職中の者、病気その他の理由により引き続き2ヵ月以上欠勤中の者は、専攻運営委員の数に算入しない。

(会議に要する時間)

第6条 会議に要する時間は、原則として、2時間とし、残された議題は継続審議とする。ただし、必要な場合には、協議によって、会議に要する時間を延長することができる。

(議決の方法)

第7条 専攻運営委員会の議決は、大学および法曹養成専攻の定める規約に特別の定めがある場合を除き、出席した専攻運営委員の過半数をもって決する。ただし、議長が投票した場合であって、投票の結果が同数であったときは、投票に附した議題は否決されたものとする。

(議事録の公開)

- 第8条① 専攻長は、専攻運営委員会の議事録を作成し、事務所にて、早稲田大学大学院法学研究科規則第3条第1項に定める研究科運営委員（以下「研究科運営委員」という。）および専攻運営委員にこれを閲覧謄写させることができる。ただし、回収済み資料については謄写させることはできない。
- ② 専攻長は、専攻運営委員会議事要録を研究科運営委員および専攻運営委員に配付する。

(専攻長)

第9条① 法曹養成専攻に一人の専攻長をおく。

- ② 専攻長は、早稲田大学法科大学院長と称することができる。
- ③ 専攻長の任期は2年とする。ただし、専攻長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長候補者の選出等)

第10条① 専攻運営委員会は、専攻運営委員である教授のうちから1人の専攻長候補者を選出する。

- ② 前項の選出においては、専攻運営委員の3分の2以上の出席を必要とし、無記名による投票を行い、出席者の投票の過半数を得た者を当選人とする。
- ③ 前項の投票において、過半数の票を得た者がいないときは、2人の最高得票者について、あるいは得票数を同じくする最高得票者が数人あるときは、その全部について、再投票を行い、有効得票の多数を得た者を当選人とする。
- ④ 前項の規定により当選人を定めるにあたって、得票数が同じであるときは、くじでこれを定める。
- ⑤ 学術院長は、法学学術院規則第10条第1項に基づき、第1項の規定により選出された専攻長候補者を大学に推薦する。

(兼任の禁止)

第11条 専攻長は、他の学術院、研究科、学部、学校または附属機関の長を兼ねることができない。

(専攻長の職務)

第12条① 専攻長は、法曹養成専攻の業務を統括する。

- ② 専攻長に事故あるとき、または専攻長が欠けたときは、第13条に規定する教務担当教務主任が、専攻長の職務を代行する。
- ③ 専攻長の事故が相当長期にわたるときは、専攻運営委員会は、その議決を経て専攻長代理の嘱任を大学に求めることができる。

(法曹養成専攻教務主任および教務副主任)

第13条① 法曹養成専攻に、専攻長を補佐するために、教務一般に関する事項を担当する教務主任(以下「教務担当教務主任」という。)、学生生活一般に関する事項を担当する教務主任(以下「学生担当教務主任」という。)および自己点検・評価に関する事項を担当する学術院長補佐(副担当)(以下「教務副主任」という。)を置く。

- ② 専攻長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、教務担当教務主任、学生担当教務主任および教務副主任に対してその分担事項以外の事項を命じることができる。

(各種委員会)

第14条① 法曹養成専攻の運営を円滑に行うために、法曹養成専攻に別表に定める各種委員会を置く。

- ② 前項に定める各種委員会の委員の選出については、法曹養成専攻設置各種委員会委員選出規約の定めるところによる。

- ③ 各種委員会委員の任期は、別表第1に掲げる。委員の再任はこれを妨げない。
- ④ 専攻長は、前3項の規定にかかわらず、必要に応じ、諮問委員会を置くことができる。

(大学院法学研究科法曹養成専攻運営諮問委員会)

- 第15条① 外部評価および将来構想に関する提言を求めるため、大学院法学研究科法曹養成専攻運営諮問委員会を専攻長のもとに置く。
- ② 前項の委員会の委員は、学外に広く人材を求め、学識経験豊かな者のなかから、専攻長が選任する。
 - ③ 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2に規定する教育連携協議会は、第1項に定める委員会をもってこれに充てる。

附 則（2024年1月17日法学研究科運営委員会決定）

（施行期日）

第1条 この規約は、2025年4月1日から施行する。

（専攻運営委員会に関する特則）

第2条 2025年4月1日時点の専攻運営委員は、第2条第2項および第3項の規定にかかわらず、2025年3月31日時点で早稲田大学大学院法務研究科規約（以下「法務研究科規約」という。）第2条第2項に規定する研究科教授会の構成員である者（同月をもって早稲田大学を退職する者を除く。）とする。

（専攻長等に関する特則）

- 第3条① 2025年4月1日時点の専攻長は、第10条の規定にかかわらず、2025年3月31日時点で法務研究科規約第9条に規定する研究科長である者とする。その任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、2026年9月20日までとする。
- ② 2025年4月1日時点の教務担当教務主任、学生担当教務主任および教務副主任は、2025年3月31日時点で法務研究科規約第13条に規定する教務主任等である者とする。

（申し合わせへの委任）

第4条 この附則に規定するものの他、大学院法務研究科と法曹養成専攻が併存する期間に関し必要な経過措置については、「大学院法務研究科と法学研究科法曹養成専攻が併存する期間における経過措置に関する申し合わせ」によるものとする。

別表

委員会名	所掌事項	委員	任期
将来計画等検討委員会	法曹養成専攻の将来計画および運営に関する事項	専攻長・教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任・人事委員長・入試委員長・臨床法学教育運営委員長・FD委員長・国際交流委員長・カリキュラム検討委員長・広報戦略委員長・法務教育研究センター副所長	各役職および各委員会委員の各任期に従う
人事委員会	人事計画および人事の調整に関する事項	6人＋教務担当教務主任・学生担当教務主任 オブザーバー：専攻長	2年
入試委員会	入試に関する事項	①若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任 ②任期満了となった前教務担当教務主任・前学生担当教務主任 ③オブザーバー：専攻長	①の委員の任期は2年。 ②の委員の任期は当該年度末まで。
カリキュラム検討委員会	カリキュラムの策定に関する事項	①若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任 ②任期満了となった前教務担当教務主任 ③オブザーバー：専攻長	①の委員の任期は2年。 ②の委員の任期は当該年度末まで。
臨床法学教育運営委員会	臨床法学教育の業務委託に関する事項	弁護士法人早稲田大学リガルクリニックの所員の内若干名＋専攻長、教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任、臨床法学・実務基礎系懇談会世話人 オブザーバー：事務長	2年
FD委員会	教授方法・効果 (Faculty Development) に関する事項	若干名＋教務副主任	2年
国際交流委員会 (法学研究科・法学部・比較法研究所 3箇所合同委員会)	3箇所に関わる外国との学生交換・学術交流に関する事項	1人 オブザーバー：教務主任(法学研究科)・教務担当教務主任	2年

奨学生選考委員会	奨学生候補者の選考に関する事項	若干名＋学生担当教務主任	2年
図書委員会	図書・法律文献情報に関する事項	2人	2年
トランスナショナルプログラム委員会	外国とのトランスナショナルプログラムの企画実施・学生交換・学術交流等に関する事項	若干名	2年
キャリア教育委員会	学生の就職・キャリア形成に関する事項	若干名＋学生担当教務主任	2年
エクスターンシップ運営委員会	エクスターンシップ実施に関する事項	若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任	2年
広報戦略委員会	広報活動に関する事項	若干名＋教務担当教務主任・学生担当教務主任・教務副主任 オブザーバー：専攻長	2年

* 役職者名が入っている委員は E. O. 委員

教育課程等の概要																	
(法学研究科法曹養成専攻)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任(助手を除く)以外の教員	
法律基本科目 (基礎)	民法I	1前	○	4			○			1							
	民法II	1前	○	4			○			1							
	基礎会社法I	1前	○	2			○									1	
	刑法I	1前	○	2			○				1						1
	憲法I	1前	○	2			○										
	民法III	1後	○	1			○			1							
	民法IV	1後	○	1			○			1							
	民法V	1後	○	2			○										1
	基礎会社法II	1後	○	2			○										1
	基礎民事訴訟法	1後	○	4			○										1
	刑法II	1後	○	2			○				1						
	基礎刑事訴訟法	1後	○	2			○			1							
	憲法II	1後	○	2			○										
小計(13科目)		—	—	30	0	0	—			5	1	0	0	0	0	5	
法律基本科目 (応用)	民法総合I	2前	○	2			○			2							
	民法総合II	2前	○	2			○			3							1
	会社法総合I	2前	○	2			○			1							3
	会社法総合II	2前	○	2			○			2							1
	民事訴訟法総合I	2前	○	2			○			3							2
	刑法総合I	2前	○	2			○			3							
	刑事訴訟法総合I	2前	○	2			○			3							
	行政法	2前	○	2			○			2							1
	民法総合III	2後	○	2			○			3							
	会社法総合III	2後	○	2			○			2							1
	民事訴訟法総合II	2後	○	2			○			3							2
	民事訴訟法総合III	2後	○	2			○			3							2
	刑法総合II	2後	○	2			○			3							
	刑事訴訟法総合II	2後	○	2			○			3							
	憲法総合	2後	○	2			○			2							3
	行政法総合	2後	○	2			○			2							
小計(16科目)		—	—	32	0	0	—			21	0	0	0	0	0	12	
実務系基礎科目	法曹倫理	1・3前	○	2			○			4							1
	民事訴訟実務の基礎I	3前	○	1			○			2							1
	刑事訴訟実務の基礎I	3前	○	1			○			5							オムニバス 共同(一部)
	民事訴訟実務の基礎II	3後	○	1			○			2							1
	刑事訴訟実務の基礎II	3後	○	1			○			5							オムニバス 共同(一部)
小計(5科目)		—	—	6	0	0	—			8	0	0	0	0	0	2	
基礎法・外国法基礎・隣接科目 国際関係基礎	司法制度の基礎理論	1・3後	○	2			○			1							
	法史学I(日本)	1・3後	○	2			○										1
	法史学II(ヨーロッパ)	1・3後	○	2			○										1
	法社会学	1・3後	○	2			○										1
	法哲学	1・3後	○	2			○										1
	法思想史	1・3後	○	2			○										1
	ビジネス法務特講	1・3後	○	2			○			1							オムニバス 共同(一部)
	外国法基礎(英米法)	1・3後	○	2			○										1
	外国法基礎(フランス法)	1・3後	○	2			○										1
	外国法基礎(EU法)	1・3後	○	2			○										1
	外国法基礎(中国法)	1・3後	○	2			○										1
	留学準備講座	2・3前	○	1			○			1							
	法医学	1・3後	○	2			○										1
	法と経済学	1・3後	○	2			○										1
	法律家のための会計学	1・3後	○	2			○										1
	法と心理学	3前	○	2			○			1							
	法整備支援活動	1・3後	○	2			○										1
小計(17科目)		—	—	0	33	0	—			3	0	0	0	0	0	14	
実務系基礎科目 選択必修科目	リーガルライティング	1・3前・後	○	2			○			1							
	リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション	3後	○	2			○										1
	裁判外紛争処理	3前・後	○	2			○										1
	法実務入門	1後	○	2			○			1							
	労働訴訟実務の基礎	3後	○	2			○										1
	民事弁護実務	3後	○	2			○										1
	家事実務	3後	○	2			○			1							
	刑事弁護実務	3後	○	2			○			1							
	家族法実務	3後	○	2			○			1							
	民事法総合研究	3後	○	1			○			3							
	刑事法総合研究	3後	○	1			○			3							
	民事実務演習	3後	○	2			○			1							
	模擬裁判(民事)	3後	○	1			○			1							
模擬裁判(刑事)	3後	○	2			○			3								

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任(助手を除く)
	臨床法学教育(基礎)	1前	○		2				○						3	オムニバス オムニバス オムニバス オムニバス 共同 共同 オムニバス 共同(一部)
	臨床法学教育(民事クリニック) 総合	3前・後	○		2				○		2				3	
	臨床法学教育(民事クリニック) 家事・ジェンダー	3前・後	○		2				○		1				3	
	臨床法学教育(行政)	3後	○		2				○		1				1	
	臨床法学教育(労働)	3後	○		2				○						1	
	臨床法学教育(刑事)	3前・後	○		2				○		1				2	
	臨床法学教育(外国人)	3後	○		2				○		1				1	
	臨床法学教育(障害法)	3後	○		2				○						4	
	エクスターンシップ	3前	○		2				○		2					
	コモンズ・エクスターンシップ	3前	○		2				○		2					
	小計(24科目)	—	—	0	45	0			—		13	0	0	0	0	14
司法試験選択科目	倒産法I	2前	○		2				○		1					1
	倒産法II	2後	○		2				○		1					1
	租税法I	2前	○		2				○							1
	租税法II	2後	○		2				○							1
	独占禁止法I	2前	○		2				○		1					
	独占禁止法II	2後	○		2				○							1
	国際関係法(公法)I	2前	○		2				○		1					
	国際関係法(公法)II	2後	○		2				○		1					
	国際関係私法I(国際取引法)	2後	○		1				○		1					
	国際関係私法II(国際私法)	2前	○		2				○							1
	国際関係私法III(国際民事訴訟法)	2前	○		1				○							1
	労働法I	2前	○		2				○							2
	労働法II	2後	○		2				○							2
	特許法	2前	○		2				○							2
	著作権法	2後	○		2				○			1				
	環境法I	2前	○		2				○			1				
	環境法II	2後	○		2				○			1				
小計(17科目)	—	—	—	0	32	0			—		6	0	0	0	0	9
展開・先端科目 司法試験選択科目以外 共通選択科目	不動産法特殊講義	3後	○		2				○		1					
	消費者法	3後	○		2				○							1
	信託法	3後	○		2				○							1
	金融担保法	3後	○		2				○		1					
	民事執行・保全法	3後	○		2				○		1					
	倒産法演習	3前	○		1				○							1
	事業再生の実務	3後	○		1				○		1					1
	スポーツ・エンターテインメント法	3後	○		2				○		1					3
	ドイツ刑法	3前	○		2				○							1
	刑事政策	3後	○		2				○		1					
	犯罪学	3後	○		2				○							1
	少年法	3後	○		2				○		1					
	修復的司法	3後	○		2				○							1
	経済刑法	3後	○		2				○							1
	公務員法	3後	○		2				○							1
	都市と法	3後	○		2				○							1
	行政紛争特別講義	3後	○		2				○							1
	租税政策	3後	○		2				○							1
	資産税法	3後	○		2				○							1
	国際租税法	3後	○		2				○							1
	情報法I	3前	○		1				○							1
	情報法II	3後	○		1				○							1
	企業統治と企業金融	3後	○		2				○							1
	企業再編特論	3後	○		2				○							1
	資本市場法	3後	○		2				○		1					
	企業会計法特論	3後	○		2				○		1					
	非公開企業法	3後	○		2				○							1
	国際運送法	3後	○		2				○							1
	保険契約法	3後	○		2				○							1
	保険争訟論	3後	○		2				○							1
	経済法演習I	3前	○		1				○		1					
	経済法演習II	3前	○		1				○							1
	外国独占禁止法I	3前	○		1				○		1					
	外国独占禁止法II	3前	○		1				○		1					
	国際関係公法基礎	1・3後	○		2				○		1					
	国際人権法	3後	○		2				○		1					
国際法演習	3前	○		1				○		1						
国際民事訴訟法演習	3前	○		1				○							1	
国際私法演習	3前	○		1				○							1	
国際取引法上級演習	3後	○		2				○		1						
国際ビジネス法務演習	3後	○		2				○							1	
国際金融法	3後	○		1				○		1						
国際商事仲裁法	3前	○		1				○							1	
Comparative Financial Law	1・3後	○		2				○		1						
労働法演習	3前	○		1				○		1					1	
医事法I	3後	○		2				○		1						

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任(助手を除く)		
	医事法II	3後	○		2		○			1								
	医療と法	1・3前	○		2		○										1	
	子供と法	3後	○		2		○			1								
	ジェンダーと法I	1・3前	○		2		○			3							2	
	ジェンダーと法II	1・3後	○		2		○			3							2	
	社会保障法	3後	○		2		○										1	
	社会保障法演習	3後	○		2		○										1	
	電子商取引法	3後	○		1		○		○								1	
	不正競争防止法・商標法	3後	○		2		○			1							1	
	著作権等紛争処理法	3後	○		2		○			1							3	
	特許紛争処理法	3後	○		2		○										3	
	知的財産法演習	3前	○		1		○		○	1							1	
	国際知的財産法	3前	○		2		○		○								1	
	比較知的財産法	3前	○		2		○		○								1	
	出願実務と権利の活用	3後	○		2		○		○								1	
	知的財産訴訟の実務	3前	○		2		○		○								1	
	環境法演習	3後	○		2		○		○								1	
	TMI総合法律事務所寄附講座「ビジネス法務の最先端実務」	3後	○		2		○		○	1							1	
	トランスナショナル・プログラム	1・3後	○		2		○			2								
	法史学特殊問題	1・3後	○		2		○		○								1	
外国法演習(英米法)	1・3後	○		2		○		○								1		
外国法演習(フランス法)	1・3後	○		2		○		○	1							1		
外国法演習(中国法)	1・3後	○		2		○		○								1		
小計(69科目)			—	0	122	0	—	—	17	0	0	0	0	0	42			
法律基本科目	民法応用演習(秋山)	3前	○		1		○		1									
	民法応用演習(三枝)	3後	○		2		○									1		
	民法応用演習(白石)I	3前	○		1		○		1									
	民法応用演習(白石)II	3前	○		1		○		1									
	商法応用演習(大塚)I	3前	○		1		○									1		
	商法応用演習(黒沼)	3前	○		1		○		1									
	商法応用演習(鳥山)	3前	○		1		○		1									
	商法応用演習(若林)	3前	○		1		○		1									
	民事手続法応用演習(内田)	3前	○		1		○		1									
	民事手続法応用演習(中本)	3前	○		1		○		1	1								
	民事手続法応用演習(松村)	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(北川)I	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(杉本)	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(松原)I	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(松原)II	3後	○		2		○		1									
	刑事手続法応用演習(石川)I	3前・後	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(石川)II	3前・後	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(金井)I	3前	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(金井)II	3前	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(稗田)	3前	○		2		○		1									
憲法応用演習(長谷部)	3前	○		1		○		1								1		
行政法応用演習(岡田)	3前	○		1		○		1										
行政法応用演習(入見)	3前	○		1		○		1										
小計(23科目)			—	0	26	0	—	—	15	1	0	0	0	0	3			
その他「基礎基本科目」	民法入門演習(秋山)	1後	○		2		○		1									
	民法入門演習(大澤)	1前	○		2		○		1									
	刑法入門演習(松原)I	1前	○		2		○		1									
	刑法入門演習(松原)II	1後	○		2		○		1									
	民事訴訟法入門演習(菅原)	1後	○		2		○		1									
	刑事訴訟法入門演習(小川)	1後	○		2		○		1									
小計(6科目)		—	0	12	0	—	—	5	0	0	0	0	0	0				
その他「法律基	商法総則・商行為法	3後	○		2		○									1		
	手形・小切手法	3後	○		2		○									1		
	捜査法	3後	○		2		○		2									
	刑事証拠法	3後	○		2		○		1									
小計(4科目)		—	0	8	0	—	—	3	0	0	0	0	0	2				
日本法特殊講義	Introduction to Japanese Law	1後				2	○		1									
	Civil Law in Japan	1後				2	○									1		
	Criminal Justice in Japan	1後				2	○									1		
	Constitutional Law in Japan	1後				2	○									1		
	Pacific Settlement of International Disputes	1後				2	○									1		
	Civil Dispute Resolution in Japan	1後				2	○		1									
	Comparative Studies of Intellectual Property Law	1後				2	○									1		
	Patent Law in Japan	1後				2	○									1		
	Copyright Law in Japan	1後				2	○									1		
	小計(9科目)		—	0	0	18	—	—	1	0	0	0	0	0	7			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置						備考					
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	専任(助手以外の教員)						
科目自由	法曹の仕事を知る	1前				2	○			1											
	小計(1科目)	—	—	0	0	2	—			1	0	0	0	0	0	0					
合計(204科目)				—	—	68	278	20	—		38	2	0	0	0	0	86				
学位又は称号		法務博士(専門職)		学位又は学科の分野			法曹養成関係														
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等											
<p>修了要件は、3年以上在学し、93単位以上修得することとする。 ただし、法学既修者の認定を受けた場合、修了に必要な単位のうち、1年必修科目(法律基本科目(基礎))の30単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。</p> <p>各学年における履修可能単位数は、1年次は、各学期20単位、通年36単位。2年次は、各学期20単位、通年36単位を上限。3年次は、各学期24単位、通年44単位を上限とする。 各履修概要は次のとおり。</p> <p>必修科目[68単位] 法律基本科目(基礎):30単位(春学期:14単位、秋学期:16単位) 法律基本科目(応用):32単位(春学期:16単位、秋学期:16単位) 実務系基礎科目:6単位(春学期:4単位、秋学期:2単位)</p> <p>選択必修科目[8単位] 基礎法・外国法基礎・国際関係基礎・隣接科目:修了までに4単位 実務系基礎科目:修了までに4単位</p> <p>共通選択科目 選択必修科目と共通選択科目の合計:修了までに25単位 共通選択科目「展開・先端」:修了までに12単位 司法試験選択科目:修了までに4単位(在学中司法試験授業希望者は、2年次に履修)</p>										1学年の学期区分		2期		1学期の授業期間		14週		1時限の授業の標準時間		100分	

- (注)
- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
 - 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校等の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員(助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員(助手を除く)」と読み替えること。
 - 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
(1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
(2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
(3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 11 高等専門学校等の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	3人	1人	4人	2人	11人	
	修 士	人	人	人	7人	4人	3人	人	14人	
	学 士	人	人	人	4人	2人	5人	2人	13人	
	短 期 大 士 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	法務博士(専門職):1名
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	1人	3人	1人	4人	2人	12人	法務博士(専門職):1名
	修 士	人	人	人	7人	4人	3人	人	14人	
	学 士	人	人	人	4人	2人	5人	2人	13人	
	短 期 大 士 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	1人	人	人	人	人	1人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

早稲田大学大学院法学研究科 法曹養成専攻
学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1)	収容定員を増加する組織の概要	P 2
(2)	人材需要の社会的な動向等	P 3
(3)	学生確保の見通し	P 5
(4)	収容定員を増加する組織の定員設定の理由	P 10

資料目次

資料 1	：法科大学院入学定員・入学者数・募集継続校数、法科大学院志願者数	P 2
資料 2	：学部卒業者数の推移	P 3
資料 3	：法務研究科における過去 10 年間の社会人の志願者数・入学者数	P 3
資料 4	：法務研究科の出身地域ごとの志願者数	P 4
資料 5	：法務研究科の出身地域ごとの入学者数	P 4
資料 6	：法務研究科における過去 5 年間の志願者数・合格者数・志願倍率・入学者数・定員充足率	P 5
資料 7	：競合校との比較	P 7
資料 8	：エクスターンシップ受け入れ先一覧	P 7
資料 9	：2024 年度入試（2023 年実施）の受験時期・入学手続時期の比較	P 11
資料 10	：学生納付金の比較	P 11
資料 11	：奨学制度の比較	P 11
資料 12	：キャリア支援室の概要	P 12
資料 13	：アカデミック・アドバイザー制度の概要	P 13
資料 14	：修習生チューター制度の概要	P 14
資料 15	：過去 3 年間の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・定員充足率の比較	P 14
添付 1	：収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況（別紙 1）	P 16
添付 2	：既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績（別紙 3）	P 17
添付 3	：教育課程等の概要	P 18
添付 4	：授業科目の概要	P 22

※ 以下では、特に断りのない限り、次の略称を用いる。

「本専攻」： 本申請において、早稲田大学大学院法学研究科に新たに設置する早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻

「法務研究科」： 既存の早稲田大学大学院法務研究科

「法学研究科」： 既存の早稲田大学大学院法学研究科

「法学学術院」： 早稲田大学法学学術院

「法学部」： 早稲田大学法学部

(1) 収容定員を増加する組織の概要

①収容定員を増加する組織の概要

収容定員を増加する組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
早稲田大学 大学院法学研究科 法曹養成専攻(専門職)	200	—	600	東京都新宿区西早稲田1-6-1

②収容定員を増加する組織の特色

既存の法務研究科の名称・入学定員、収容定員、所在地は以下のとおりである。

既存組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
早稲田大学 大学院法務研究科 法務専攻(専門職)	200	—	600	東京都新宿区西早稲田1-6-1

本専攻は、既存の法務研究科を廃止した上で(本専攻の開設に伴い、2025年4月以降入学者については学生募集を停止する)、既存の法務研究科における養成する人材像、運営方針、教育課程、教育方法、教育研究実施組織等を引き継ぐ形で、法学研究科の専攻として開設するものである。実質的には、既存の法務研究科の組織替えである。

本専攻は、上述のように、既存の法務研究科における養成する人材像をほぼそのまま承継しており、本専攻の特色も既存の法務研究科とほぼ同様である。すなわち、法務研究科では、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力と優れた交渉・説得の能力を持つとともに、幅広い教養と高い人権感覚をもって社会に生起する法

律問題を的確に分析し、解決することのできる志の高い法曹、換言すれば、社会をリードする質の高い法律専門職を養成することを掲げており、本専攻もこれを承継する。具体的には、法曹資格を得て狭義の法曹（裁判官・検察官・弁護士）として活動する者が主流を占めるが、法曹資格の有無にかかわらず、高度専門職業人として企業・官公庁や国際機関等で働く者も想定される。さらに、本専攻修了後、法学大学院助手に着任し、あるいは、法学研究科博士後期課程に進学して、法学研究者を目指す者も一定数見込まれる。

以上に加えて、本専攻は、法学部および法学研究科との連携強化をも企図している（詳しくは「学則変更の趣旨等」を参照）。具体的には、法曹養成教育における法学部教育との連携、大学院教育における理論的研究と実務的知見との融合、法学分野における英語によるカリキュラムの拡充とグローバル拠点の構築などが主な目的となる。これらを通じて、より多くの質の高い法曹（裁判官・検察官・弁護士）が輩出されるばかりでなく、理論研究と実務的知見の両方を兼ね備えた法学研究者、グローバルな視点を持って国際的に活躍する法律実務家などの人材がこれまで以上に登場することも期待される。

（２） 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書―21世紀の日本を支える司法制度―」（平成13年6月12日）は、経済・金融の国際化の進展、人権・環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権・医療過誤・労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、法の支配を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の生活上の医師」としての法曹の役割の増大などの要因を挙げて、法曹に対する需要が今後、量的にも質的にも増大すると予想されることから、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとした上で、年間3000人程度の新規法曹（司法試験合格者）を確保することが必要であると指摘した（同意見書57-58頁）。そして、このような認識の下で、法科大学院による新たな法曹養成制度が始まったところである（同意見書61頁以下）。

ところが、その後、司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少など、法曹養成制度を取り巻く状況の変化により、年間3000人程度を目指すという数値目標は現実性を欠くものとされ（法曹養成制度検討会議「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成25年6月26日）7頁）、年間1500人程度の新規法曹（司法試験合格者）が輩出されるように必要な取組みを進めていくものと修正された（法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日）2頁）。

もっとも、以上のような目指すべき司法試験合格者数の減少は、法曹に対する需要までもが減少したことを意味しない。

上記の「法曹養成制度検討会議取りまとめ」では、司法制度改革後の日本社会を取り巻く

環境は変化を続けており、より多様化・複雑化する中で、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を要請するとの理念のもと、全体として法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりがないことが依然として強調されている（同取りまとめ7頁）。

さらに、上記の社会の要請に応えるためには特に弁護士人口の増加が必要であるところ、諸外国と比較すると、弁護士1人あたりの国民数は、アメリカが約260人、イギリスが約382人、ドイツが約498人、フランスが999人であるのに対し、日本は約3075人となっている（日本弁護士連合会編著『弁護士白書2019年版』67頁）。弁護士人口に限ってみても、日本社会がますます高度化・複雑化して新たな法律問題が発生している中で、より多くの弁護士が輩出される必要があることは明らかである。これに加えて、女性の法曹の割合が十分でないことも以前から指摘されているところであり、女性の法曹人口を増やすことも重要である（日本弁護士連合会編著『弁護士白書2022年版』45頁によると、2022年の時点で、女性の割合は裁判官で28.2%、検察官で26.4%、弁護士で19.6%にとどまっている）。

以上のように、社会において法曹に対する需要はますます高まるものと予想され、これに応えるためには、質的にも量的にも豊富な法曹が社会に提供される必要がある。このような状況に鑑みると、本専攻が養成しようとする人材、すなわち、社会をリードする質の高い法律専門職は、社会において大きな需要があると考えられる。

②中長期的な入学対象人口の全国的・地域的動向の分析

まず、法科大学院の志願者数と入学者数は、ここ数年安定しており、志願者数はむしろ増加傾向にある（資料1）。これは、法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の改革の更なる推進について」（平成27年6月30日）により、年間1500人程度の新規法曹（司法試験合格者）が輩出されるようにするための取組みとして、法科大学院における教育の質の向上、学生の経済的・時間的負担軽減などが行われたこと、さらに、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正（令和元年）により、法学部法曹コース3年＋法科大学院2年の教育課程の導入、法科大学院在学中の司法試験受験の導入などが行われたことの成果であると見られる。以上のことからすると、法科大学院の志願者数・入学者数については、今後も同様の動向が続くと考えられる。

次に、本専攻の特別選抜入試と一般選抜入試（法学既修者試験）では主に法学部卒業生が、また、一般選抜入試（法学既修者試験）では（法学部を含めた）学部卒業生と社会人が、それぞれ入学するものと想定される。

学部卒業生の動向は資料2の通りである。この動向が今後大きく変化し、法科大学院の志願者数・入学者数が減少することは想定しにくい。

また、既存の法務研究科における過去10年間の社会人の志願者数・入学者数は資料3の通りであり、ここ数年は安定した状況にある。加えて、現在の司法試験は累積合格率が7割

を超えており、普通に勉強すれば合格が見込まれる試験であることから、社会人が司法試験を目指すハードルが相当低くなっている。この点も考慮すると、社会人の志願者数・入学者数が今後大きく減少することも想定しにくい。

③収容定員を増加する組織の主な学生募集地域

上記①で述べた法曹人口の増加は日本全体において求められているものであり、法の支配を全国的に実現するために弁護士の地域的偏在を解消するためにも、本専攻の学生募集地域は全国とするのが適切である。

既存の法務研究科も学生募集地域を全国に設定しており、志願者・入学者の出身は、東京近郊を中心としつつ、全国にわたっている（資料4および資料5参照）。本専攻もこれを承継することになる。

④既設組織の定員充足の状況

既存の法務研究科における過去5年間の志願者数・合格者数・入学者数・定員充足率は、資料6の通りである。ここ数年は安定した志願者数と志願倍率を確保できている。これに対応して、入学者数と定員充足率も安定している。上記③で言及した改革の成果が法務研究科でも現れていると見ることができる。また、東京都や全国における法科大学院の定員充足状況を見ても、ここ数年の定員充足率は安定している。（別紙1参照）

このような動向は、本専攻においても変わらないものと考えられ、定員を十分に充足することができると思込まれる。

（3） 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

既存の法務研究科では、毎年、各種の説明会を開催しており、多数の参加者を得てきた実績がある。また、大学のウェブページ、新聞・雑誌の広告、新聞社主催の合同説明会への参加などによっても、広報活動に努めている（別紙3参照）。

イ 収容定員を増加する組織における取組とその目標

上記アで述べた取組によって十分な広報活動ができていることから、本専攻においても、これまでと同様の広報活動を続けていく。具体的には、一般向けの説明会（毎年6月頃に実施予定）、早稲田大学法学部生向けの説明会（毎年5月頃に実施予定）、本専攻と法曹養成連携協定を結んでいる大学の法学部生向けの説明会（大学ごとに毎年6月頃に実施予定）、法科大学院協会主催の「ロースクールへ行こう！」への参加（毎年4月頃に実施予定）を予定している。また、大学のウェブページ、新聞・雑誌の広告、新聞社主催の合同説明会への参

加などによる広報活動を行う。

以上に加えて、本専攻の設置により、法学部・法学研究科との連携が強化される。このことから、早稲田大学法学部の学生に対しては法学部との連携強化によるメリット（法学部法曹コースにおける教育と本専攻における教育との連続性、法曹教育を担う教員の連続性、勉強環境の連続性など）を、また、国際的に活躍する弁護士を志望する者に対しては法学研究科との連携強化によるメリット（英語による教育の充実など）を、それぞれアピールしていく。具体的には、既存の法務研究科および本専攻、法学部、既存の法学研究科のウェブページにこれらのメリットを掲載する他、上述の法学部生向けの説明会でもこれらのメリットを強調する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を増加する組織での入学者の見込数

既存の法務研究科は、上記アで述べた取組を通じて、十分な入学者数を確保してきた実績を有する（資料6参照）。以上の過去の実績に照らすと、本専攻において、上記イで述べた既存の法学研究科と同様の広報活動を続けていくことによって、これまでと同様かそれ以上の入学者数（具体的には160人から200人程度）を十分に確保することができるものと見込まれる。

以上に加えて、上記イでも述べたように、本専攻では、法学部・法学研究科との連携強化によるメリットを新たにアピールすることが可能である。法学部との連携強化は早稲田大学法学部の学生に大きなメリットをもたらすことからすると、同学部から本専攻の特別選抜5年一貫型・開放型入試や一般選抜既修入試へ出願する者が増え、その結果、法学部から本専攻に入学する者も増えることが予想される。このことを加味しても、本専攻では、これまでと同様かそれ以上の入学者数を十分に確保することが可能である。

②競合校の状況分析

ア 競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析、優位性

(a) 本専攻の競合校として、慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「慶應」という）と中央大学大学院法務研究科（以下「中央」という）を選定する。これらを選定した理由は、いずれも本専攻と同様の私立の法科大学院であることに加えて、定員規模、所在地、学力層（司法試験合格率）が類似しているからである（資料7参照）。

(b) 教育内容・方法における比較と優位性

競合校と比較すると、以下の点で、本専攻が優位性を有する。

第一に、学生が選択科目として履修することができる実務系科目や展開・先端科目として、多種多様な科目を設置している点である。多様化し変動する現代社会において、社会をリードする法律専門職として活躍するためには、高度な専門性とそれを法実務の現場で活かすための能力を涵養することが必要である。そこで、既存の法務研究科では、創設以来、多種

多様な実務系基礎科目と展開・先端科目を設置し、学生が、司法試験合格後も見据えながら、それぞれの希望に合わせてこれらの科目を履修できるようにしている（該当科目の一覧および授業内容は、「添付3 教育課程等の概要」「添付4 授業科目の概要」参照）。本専攻もこれを承継する。

第二に、第一でも言及した実務系基礎科目として、充実した臨床法学教育科目（臨床法学教育、エクスターンシップ）を設置している点である。臨床法学教育は、弁護士資格を有する実務家教員の指導の下で、学生が現実の法律相談を受けたり刑事事件の処理に関わることなどを通じて、実務家の活動に触れるとともに生きた法を学ぶことができる。エクスターンシップは、外部の法律事務所や企業・団体等に学生を一定期間派遣し、実務の現場を体験させる科目であり、学生にとっては、将来のキャリアを考える機会ともなる。既存の法務研究科は、他の法科大学院の追随を許さない規模でこれらの科目を展開している臨床法学教育の科目一覧および授業内容は、添付3、4を参照。エクスターンシップの受け入れ先一覧は、資料8を参照。本専攻も、これまで以上に臨床法学教育とエクスターンシップに力を入れることを予定している。

(c) 入試における比較と優位性

2024年度入試（2023年実施）の受験時期・入学手続時期を比較すると、資料9の通りになる。

受験時期・入学手続時期は全体的に競合校よりも遅いが、それによる不利益は特に見られず、例年、十分な志願者と入学者を確保できている（資料6参照）。しかし、本専攻では、各入試における受験時期・入学手続時期を早めて、競合校とほぼ同様の時期に設定する予定である。これによって、より多くの志願者と優秀な入学者を確保することにつながると考えられる。

(d) 学生納付金・奨学制度などの修学支援における比較と優位性

学生納付金・奨学制度を比較すると、資料10、11の通りになる。

学生納付金は、競合校と大きな差がない。また、奨学制度は、競合校と同等以上の奨学金を整備しており、さらに、稲門法曹会（早稲田大学出身の弁護士・裁判官・検察官により組織された同窓会団体）の協力により、これを一層充実させることを予定している。

(e) 就職支援の内容

競合校に関する資料が入手できず比較が難しいため、既存の法務研究科および本専攻の取組を説明する。

既存の法務研究科は、キャリア支援室を設置して、稲門法曹会とも連携しながら、在学生および修了生のキャリア形成について、様々な情報の提供とサポートを行っている。具体的には、採用情報（法律事務所、民間企業、官公庁等）の収集および紹介、法律事務所・企業

の合同説明会の開催、将来のキャリアを考えるための講演会・セミナー等を開催している（資料12参照）。

本専攻も、従来の取組を承継する。以上により、競合校と少なくとも同等の（あるいはそれを上回る）就職支援を学生に提供することができるものとする。

(f) 教育課程外の学修サポートにおける比較と優位性

競合校に関する資料が入手できず比較が難しいため、既存の法務研究科および本専攻の取組を説明する。

既存の法務研究科は、学生に対する教育課程外の学修サポートとして、アカデミック・アドバイザー制度および修習生チューター制度を設けている。アカデミック・アドバイザー制度は、法務研究科を修了した若手弁護士が個別指導やゼミ等を行うことを通じて、教育課程における学生の学修の質を向上させるとともに、同じ苦労を経験したからこそ理解できる学生の疑問や悩みに対し、先輩として親身になってアドバイスをするものである（資料13参照）。また、修習生チューター制度は、法務研究科を修了した司法修習中の修了生が、学生により近い立場から、個別相談等を通じて、授業における疑問点や勉強の方法などに関する学生の質問に対応するものである（資料14参照）。全学生の7割強がこれらの制度を利用しており、法務研究科の重要なアピールポイントとなっている。

本専攻も、既存の法務研究科と同様に、アカデミック・アドバイザー制度および修習生チューター制度を継続していく。とりわけ、学生の学修状況は各人で様々であり、それに対応したきめ細かなサポートが必要であることから、個別指導型のサポート（アカデミック・アドバイザーや修習生チューターが学生と1対1の形でサポートを提供するもの）に力を入れていく予定である（文部科学省高等教育局専門教育課による令和6年度から5年間の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に申請している）。以上により、競合校と少なくとも同等の（あるいはそれを上回る）教育課程外の学修サポートを学生に提供することができるものとする。

イ 競合校の入学志願動向等

既存の法務研究科および競合校における過去3年間の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・定員充足率は、資料15の通りである。

既存の法務研究科は、競合校と比較しても、十分な志願者・入学者を確保しており、定員充足率も安定している。このような過去の実績に加えて、本専攻が上記ア(a)～(f)に示した各種の優位性を有することからも、本専攻は、十分な志願者・入学者を確保することができ、定員を充足することができるものと見込まれる。

ウ 収容定員を増加する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合）

合のみ)

資料15に見られるように、競合校は必ずしも定員を充足しているわけではない。これは、法科大学院においては司法試験の合格率が受験生や社会の耳目を集めることから、司法試験に合格する可能性のある者のみを入学させるべく、合格者を絞っているためであると考えられる。既存の法務研究科も、そのような観点から合格者を絞っており、定員充足率は1を下回っている。

もっとも、このような状況の下でも、既存の法務研究科は0.8前後の定員充足率を確保し、かつ、競合校と同程度の司法試験合格率を達成している。このような過去の実績に加えて、本専攻が上記ア(a)～(f)に示した各種の優位性を有することからも、本専攻は、仮に競合の定員充足率が下がったとしても、0.8前後かそれを上回る定員充足率を達成することができるものと見込まれる。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本専攻の学生納付金の金額は、資料10の通りである。これは、既存の法務研究科の学生納付金の金額をベースにして、年額7万円を値上げした額になっている。値上げした年額7万円のうち、5万円分は施設設備の充実等も含め教育の質向上を図る早稲田大学全体の学費改定によるものである。また、2万円分は、アカデミック・アドバイザーによる学修サポートの充実、とりわけ、個々の学生の学修状況に応じた個別指導型のサポートの充実を図ることを目的としている(上記ア(f)も参照)。

以上の値上げ後の金額は、競合校と比較しても大きな差はなく(資料10参照)、志願者・入学者の確保に支障はないと考えられる。

③先行事例分析

先行事例は特に見当たらない。

④学生確保に関するアンケート調査

本専攻は、既存の法務研究科を廃止した上で、既存の法務研究科における養成する人材像、運営方針、教育課程、教育方法、教育研究実施組織等を引き継ぐ形で、法学研究科の専攻として開設するものである。実質的には、既存の法務研究科の組織替えである。

したがって、既存の法務研究科の実績が、本専攻にも基本的に当てはまると考えられる。すなわち、上記①②で何度か述べたように、既存の法務研究科は十分な志願者・入学者を確保できており、安定した定員充足率を達成している。このような実績に加えて、本専攻は既存の法務研究科と同程度かそれを上回る水準の教育課程・教育環境・教育研究実施組織を備えており、さらに、競合校と比較した場合の本専攻の優位性をも考慮すれば、本専攻の学生定員の設定は妥当であり、定員を充足することができるものと見込まれる。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

上記(2)①で触れた「法曹養成制度検討会議取りまとめ」の指摘、および、弁護士白書のデータによると、多様化・複雑化する社会の需要に応えるために、質・量ともに豊富な法曹を輩出することが法科大学院に求められている。

既存の法務研究科は、法科大学院に対するこのような要請に応えるために、養成する人材像、運営方針、教育課程、教育方法、教育研究実施組織等を整備し、これに基づいて学生に対する教育を行ってきた。そして、この教育を受けた学生たちが、法務研究科を修了後、社会をリードする法律専門職として社会の様々な所で活躍している。

本専攻の新設は、既存の法務研究科における養成する人材像、運営方針、教育課程、教育方法、教育研究実施組織等を継承することによって、このような社会の需要・要請に応えることが可能な計画である。

(4) 収容定員を増加する組織の定員設定の理由

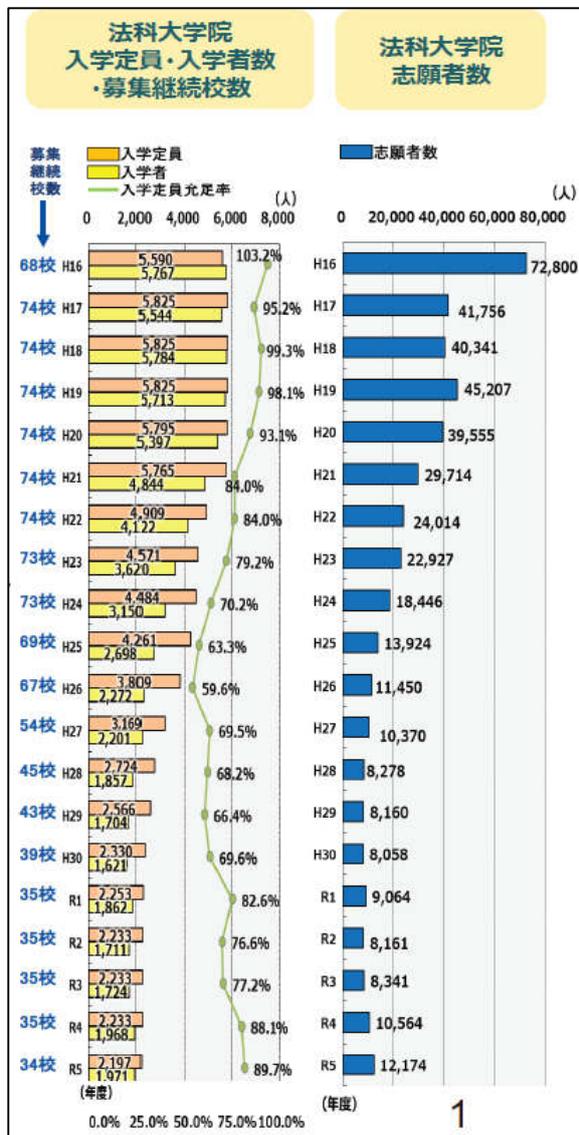
社会において質・量ともに豊富な法曹を輩出することが法科大学院に対して求められているところ(上記(2)参照)、既存の法務研究科は、このような社会的要請に応えるために、養成する人材像、運営方針、教育課程、教育方法、教育研究実施組織等を整備し、社会をリードする多数の法律専門職を輩出してきた。このような成果をあげてきたことは社会からも高く評価されており、十分な志願者・入学者を確保することにもつながっている(上記(2)④や(3)①など参照)。

本専攻は、既存の法務研究科における養成する人材像、運営方針、教育課程、教育方法、教育研究実施組織等を継承しつつ、法学部・法学研究科との連携を強化することによって、上述の社会的な要請にこれまで以上に伝えてきたいと考えている(上記(1)参照)。既存の法務研究科が積んできた以上の実績に加えて、本専攻が有する各種の優位性(上記(3)②参照)も加味すると、本専攻は、既存の法務研究科と同程度かそれを上回る志願者・入学者・定員充足率を確保することができるものと見込まれる。以上の点から、本専攻の学生定員の設定には合理的な理由がある。

資料目次

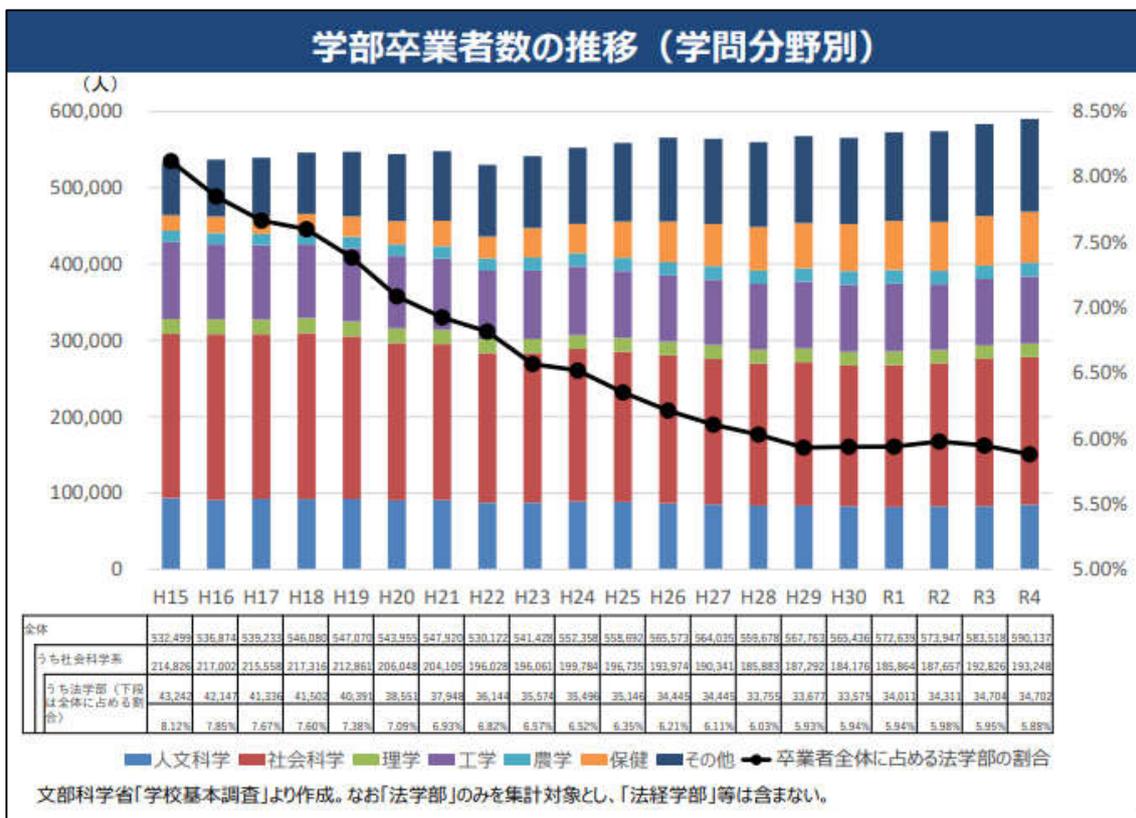
資料 1	：法科大学院入学定員・入学者数・募集継続校数、法科大学院志願者数……	P 2
資料 2	：学部卒業者数の推移……	P 3
資料 3	：法務研究科における過去 10 年間の社会人の志願者数・入学者数 ……	P 3
資料 4	：法務研究科の出身地域ごとの志願者数……	P 4
資料 5	：法務研究科の出身地域ごとの入学者数……	P 4
資料 6	：法務研究科における過去 5 年間の志願者数・合格者数・志願倍率・入学者数・定員充足率 ……	P 5
資料 7	：競合校との比較 ……	P 7
資料 8	：エクスターンシップ受け入れ先一覧 ……	P 7
資料 9	：2024 年度入試（2023 年実施）の受験時期・入学手続時期の比較……	P 1 1
資料 1 0	：学生納付金の比較……	P 1 1
資料 1 1	：奨学制度の比較 ……	P 1 1
資料 1 2	：キャリア支援室の概要 ……	P 1 2
資料 1 3	：アカデミック・アドバイザー制度の概要 ……	P 1 3
資料 1 4	：修習生チューター制度の概要 ……	P 1 4
資料 1 5	：過去 3 年間の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・定員充足率の比較・	P 1 4
添付 1	：収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況（別紙 1） ……	P 1 6
添付 2	：既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績（別紙 3） ……	P 1 7
添付 3	：教育課程等の概要……	P 1 8
添付 4	：授業科目の概要 ……	P 2 2

資料 1：法科大学院入学定員・入学者数・募集継続校数、法科大学院志願者数
 (中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別部会第 113 回 (2023 年 12 月 20 日) 参考資料 2・1 頁より抜粋)



資料2 学部卒業生数の推移

(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別部会第113回(2023年12月20日)資料4・4頁より抜粋)



資料3 法務研究科における過去10年間の社会人の志願者数・入学者数

(名)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
志願者数	96	137	90	92	99	145	120	124	110	82
入学者数	14	11	15	12	13	33	22	19	15	12

資料4 法務研究科の出身地域ごとの志願者数

(名)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	6	3	8	11	6
東北	7	9	12	5	7
東京・神奈川・千葉・埼玉	756	697	656	696	677
関東 (上記以外)	18	17	21	18	17
中部	27	26	31	38	31
近畿	44	44	38	56	42
中国	5	4	5	4	9
四国	2	2	3	6	0
九州・沖縄	13	19	15	18	23

資料5 法務研究科の出身地域ごとの入学者数

(名)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	0	0	1	1	0
東北	2	0	0	1	1
東京・神奈川・千葉・埼玉	171	158	141	161	145
関東 (上記以外)	3	1	5	6	3
中部	4	8	6	3	6
近畿	0	3	3	6	2
中国	0	0	1	0	1
四国	1	0	0	2	0
九州・沖縄	1	3	3	5	10

資料6 法務研究科における過去5年間の志願者数・合格者数・志願倍率・入学者数・定員充足率

年度	志願者数				合格者数	志願倍率	入学者数	定員充足率				
2019	1,007	未修	夏	未修試験	261	61	4.28	61	101.7%			
				3年次	34	28	1.21					
			冬	人材発掘	94	38	2.47					
				3年次	9	3	3.00					
			既修	夏	既修試験	609	320			1.90	121	86.4%
					3年次	—	16			—		
	冬	既修認定		—	4	—						
		人材発掘		—	4	—						
		既修認定		—	2	—						
		3年次		—	2	—						
	2020	958	未修	夏	未修試験	240	52	4.62	39	65.0%		
					3年次	37	25	1.48				
				冬	人材発掘	80	21	3.81				
					3年次	7	2	3.50				
既修				夏	既修試験	594	315	1.89			134	95.7%
					3年次	—	18	—				
		冬	既修認定	—	2	—						
			人材発掘	—	2	—						
			既修認定	—	1	—						
			3年次	—	1	—						
2021		920	未修	夏	未修試験	208	47	4.43	32	53.3%		
					3年次	30	19	1.58				
				(内、既修認定 17)								

			冬	人材発掘	91	18 (内、既修認定 4)	5.06			
				3年次	10	4 (内、既修認定 1)	2.50			
		既修	夏	既修試験	581	307	1.89	128	91.4%	
				3年次			17			-
					既修認定	-				
			冬		人材発掘	-	4			-
					既修認定					
					3年次					
					既修認定	-	1			-
2022	996	未修	夏	未修試験	252	45	5.60	21	52.5%	
		既修	夏	既修試験	687	303	2.27	164	102.5%	
				特別選抜	20	18	1.11			
				5年一貫型						
				特別選抜	37	7	5.29			
				開放型						
2023	1105	未修	夏	未修試験	217	45	4.82	20	50.0%	
		既修	夏	既修試験	695	227	3.06	148	92.5%	
				特別選抜	50	30	1.67			
				5年一貫型						
				特別選抜	143	50	2.86			
				開放型						

資料7 競合校との比較

	定員規模	所在地	学力層（※）
本専攻	200人	東京都新宿区西早稲田 1-6-1	法学既修者 49.68% 法学未修者 25.93% 全体 44.73%
中央	200人	東京都千代田区神田駿河台 3-11-5	法学既修者 43.32% 法学未修者 21.43% 全体 39.30%
慶應	220人	東京都港区三田 2-15-45	法学既修者 65.63% 法学未修者 33.33% 全体 60.00%

※の数値は2023年度の司法試験合格率

資料8 エクスターンシップ受け入れ先一覧

■法律事務所

No.	所在地	か	受入機関名	派遣人数
1	北海道	タ	田中・渡辺法律事務所	1
2	北海道	ム	村松法律事務所	2
3	栃木	ト	とちぎ総合法律事務所	3
4	埼玉	ア	弁護士法人アネロ せんげん台法律事務所	1
5	埼玉	キ	菊地総合法律事務所	1
6	千葉	マ	松本・山下総合法律事務所	2
7	東京	ア	あさひ法律事務所	1
8	東京		麻布国際法律事務所	1
9	東京		アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所	1
10	東京	イ	石橋法律事務所	1
11	東京		井上法律事務所	1
12	東京		祝田法律事務所	2
13	東京	ウ	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所	1
14	東京		弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所	2
15	東京	エ	弁護士法人 ALG & Associates 東京法律事務所	2
16	東京	オ	弁護士法人 大江橋法律事務所	1
17	東京		太田純法律事務所	1
18	東京	カ	柏木総合法律事務所	1

19	東 京		かすが・國塚法律事務所	1
20	東 京	キ	弁護士法人 北千住パブリック法律事務所	4
21	東 京		弁護士法人 北浜法律事務所 東京事務所	2
22	東 京	ク	栗林総合法律事務所	1
23	東 京	サ	桜橋法律事務所	1
24	東 京		三多摩法律事務所	2
25	東 京	シ	G T 東京法律事務所	1
26	東 京		旬報法律事務所	1
27	東 京	タ	田中総合法律事務所	2
28	東 京	テ	T M I 総合法律事務所	2
29	東 京	ト	東京グリーン法律事務所	1
30	東 京		東京合同法律事務所	1
31	東 京		東京国際法律事務所	1
32	東 京		東京千代田法律事務所	1
33	東 京		東京東部法律事務所	1
34	東 京		東京八丁堀法律事務所	2
35	東 京		弁護士法人 東京パブリック法律事務所	1
36	東 京		弁護士法人 東京パブリック法律事務所 外国人・国際部門	1
37	東 京		東京フロンティア基金法律事務所	1
38	東 京		東京法律事務所	1
39	東 京	ナ	弁護士法人 名川・岡村法律事務所	2
40	東 京	ニ	西荻法律事務所	1
41	東 京	ヒ	弁護士法人 東桜法律事務所	1
42	東 京	へ	ベリーベスト法律事務所 (東京オフィス)	3
43	東 京	ワ	弁護士法人 Y & P 法律事務所	1
44	神奈川	カ	川崎合同法律事務所	1
45	神奈川	ミ	弁護士法人 港大さん橋法律事務所	1
46	神奈川	ヨ	横浜合同法律事務所	1
47	神奈川		横浜法律事務所	1
48	新 潟	イ	弁護士法人 一新総合法律事務所 新潟事務所	1
49	静 岡	タ	弁護士法人 立石塩谷法律事務所	2
50	静 岡	リ	弁護士法人 リコネス法律事務所	2
51	愛 知	タ	多田法律事務所	1
52	大 阪	キ	北浜法律事務所 外国法共同事業	1
53	大 阪	へ	ベリーベスト法律事務所 (大阪オフィス)	2

54	兵庫	ハ	春名・田中・細川法律事務所	1
55	奈良	ナ	奈良総合法律事務所	1
56	愛媛	シ	東雲法律会計事務所	1
57	中国	ア	アンダーソン・毛利・友常法律事務所（上海オフィス）	1
58	中国	ナ	Nakamura & Associates (アンダーソン・毛利・友常 法律事務所外国法共同事業 香港提携オフィス)	1

■企業

No.	所在地	カ	受入機関名	派遣人数
59	東京	ケ	KDDI株式会社	1
60	東京	ソ	双日株式会社	1
61	東京	ニ	日本製鉄株式会社	1
62	東京	ユ	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス合同会社	3
63	愛知	ウ	ウエストロー・ジャパン株式会社	1

■官公庁・独立行政法人

No.	所在地	カ	受入機関名	派遣人数
64	東京	ケ	経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室	1
65	カンボジア	コ	独立行政法人 国際協力機構（JICA）・カンボジア事務所	2

■団体・その他

No.	所在地	カ	受入機関名	派遣人数
66	埼玉	ア	医療法人社団 愛友会上尾中央総合病院	1
67	東京	カ	公益社団法人 家庭問題情報センター	1
68	東京	シ	公益社団法人 自由人権協会（JCLU）	3
69	東京	ニ	一般社団法人 日本経済団体連合会	1
70	東京		日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）	1

■法テラス

No.	所在地	カ	受入機関名	派遣人数
71	北海道	ホ	法テラス旭川法律事務所	1
72	北海道		法テラス釧路法律事務所	1
73	埼玉	ホ	法テラス秩父法律事務所	1
74	長野	ホ	法テラス長野法律事務所	1

■霞ヶ関インターンシップ

No.	所在地	か	受入機関名	派遣人数
75	東 京	コ	厚生労働省（厚労－2）	1
76	東 京	ソ	総務省（総務－3）	1

■知的財産権法

No.	所在地	か	受入機関名	派遣人数
77	東 京	ア	青山綜合法律事務所	1
78	東 京		阿部・井窪・片山法律事務所	1
79	東 京	ウ	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所	1
80	東 京	シ	シティライツ法律事務所	1
81	東 京	ソ	染井・前田・中川法律事務所	1
82	東 京	テ	T M I 綜合法律事務所	1
83	東 京	ト	特許庁審判部	8
84	東 京	ナ	中村合同特許法律事務所	1
85	東 京	ミ	三浦法律事務所	1
86	東 京		水谷法律特許事務所	1
87	東 京		弁護士法人 御堂筋法律事務所	1
88	東 京	モ	森・濱田松本法律事務所	1
89	東 京	レ	レゾネイト法律事務所	1

■コモンズ・エクスターンシップ

No.	所在地	か	受入機関名	派遣人数
90	東 京	ワ	早稲田リーガルコモンズ法律事務所	10

資料9 2024年度入試（2023年実施）の受験時期・入学手続時期の比較

特別選抜（5年一貫型）					
大学名	出願期間	面接試験	論述試験	合格発表	入学手続
早稲田大学	8月28日（月）～9月4日（月） →本専攻では、同時期実施予定	9月16日（土） →本専攻では、同時期実施予定	なし	9月22日（金） →本専攻では、同時期実施予定	11月27日（月）～12月1日（金） →本専攻では、同時期実施予定
中央大学	6月26日（月）～30日（金）	7月22日（土）、23日（日）	なし	7月29日（土）	7月29日（土）～8月8日（火）
慶應義塾大学	6月1日（木）～6月9日（金）	なし	なし	7月4日（火）	7月4日（火）～14日（金）
特別選抜（開放型）					
大学名	出願期間	面接試験	論述試験	合格発表	入学手続
早稲田大学	8月28日（月）～9月4日（月） →本専攻では、同時期実施予定	なし	9月30日（土） →本専攻では、同時期実施予定	10月20日（金） →本専攻では、同時期実施予定	11月27日（月）～12月1日（金） →本専攻では、同時期実施予定
中央大学	7月27日（木）～8月4日（金）	なし	8月26日（土）	9月15日（金）	9月15日（金）～9月26日（火）
慶應義塾大学	6月30日（金）～7月11日（火）	なし	9月2日（土）	9月12日（火）	9月12日（火）～26日（火）
一般選抜（法学既修者試験）					
大学名	出願期間	面接試験	論述試験	合格発表	入学手続
早稲田大学	7月10日（月）～9月4日（月） →本専攻では、同時期実施予定	なし	9月30日（土）、10月1日（日） →本専攻では、同時期実施予定	10月20日（金） →本専攻では、同時期実施予定	11月27日（月）～12月1日（金） →本専攻では、同時期実施予定
中央大学	7月27日（木）～8月4日（金）	なし	8月26日（土）	9月15日（金）	9月15日（金）～9月26日（火）
慶應義塾大学	6月30日（金）～7月11日（火）	なし	9月2日（土）	9月12日（火）	9月12日（火）～26日（火）
一般選抜（法学未修者試験）					
大学名	出願期間	面接試験	論述試験	合格発表	入学手続
早稲田大学	7月10日（月）～9月4日（月） →本専攻では、同時期実施予定	なし	10月1日（日） →本専攻では、同時期実施予定	10月20日（金） →本専攻では、同時期実施予定	11月27日（月）～12月1日（金） →本専攻では、同時期実施予定
中央大学	7月27日（木）～8月4日（金）	なし	8月27日（日）	9月15日（金）	9月15日（金）～9月26日（火）
慶應義塾大学	6月30日（金）～7月11日（火）	なし	9月3日（日）	9月12日（火）	9月12日（火）～26日（火）

資料10 学生納付金の比較

	本専攻	中央	慶應
法学既修者 （在学2年分）	3,141,000円	2,900,000円	3,344,380円
法学未修者 （在学3年分）	4,709,000円	4,200,000円	4,966,520円

※ 本専攻は2025年度に予定している学生納付金の金額、中央・慶應は2023年度現在の学生納付金の金額

資料11 奨学制度の比較

	名称	給付額	給付人数
本専攻	稲門法曹奨学金	年間授業料相当額	22
		秋学期授業料相当額	26
		秋学期授業料相当額の半額	10
	稲門法曹奨学金・サポーターズ近畿 （未修者向け）	60万円	2
	稲門法曹奨学金・サポーターズ （未修者向け）	60万円	2
	池田正範奨学金	70万円	7
	法務研究科学生支援奨学金	70万円	3
	周藤保夫法曹養成奨学金	70万円	5
武本(衷)孝俊奨学金	20万円	2	

	小野梓記念奨学金	40万円	30名前後
	大隈記念奨学金	40万円	3
	校友会給付奨学金（研究科）	40万円	6
	私費外国人留学生授業料減免奨学金	秋学期授業料相当額	3
	早稲田大学緊急奨学金	40万円	1
中央	中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度 第一種特別給付奨学金	入学金除く学費相当額	20名上限
	中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度 第二種特別給付奨学金	入学金除く学費相当額の半額	150名上限
	中央大学法曹会奨学金	30万円	20名程度
	東京白門ライオンズクラブ学術奨励賞	10万円	1
慶應	三田法曹会奨学基金	50万円	10
	慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）奨学給付制度	基準授業料全額	6
	名古屋三田会奨学基金	10万円	1
	不動産三田会奨学金	10万円	1
	山岡憲一記念外国人留学生助成基金学部・大学院在学学生奨学金	学費の範囲内	14

※ 本専攻は2025年度に予定している奨学制度、中央・慶應は「令和4年度法科大学院関係状況調査」より給付実績のあった奨学金のみを抜粋。

資料12 キャリア支援室の概要

<p>主なサポート 企業説明会の開催</p>  <p>当研究科の在学学生および修了生の採用を希望する企業による「合同企業説明会」を開催しています。参加企業は、毎年20社以上にのぼり、将来のキャリア形成や今後の就職活動において有益な機会となります。</p>	<p>主なサポート 求人情報の発信</p>  <p>当研究科Webページにて求人案内を随時掲載しており、関心のある就職先を見つけた場合は、直接応募することができます。紹介は、法律事務所から公務員、企業の法務部まで多岐に渡ります。</p>	<p>主なサポート OB・OG訪問の案内</p>  <p>当研究科を修了した弁護士が中心となり設立した早稲田リーガルコムズ法律事務所では、当研究科出身の新人法曹を毎年数名受け入れ、法曹としての実務経験を積ませたうえで、次の活躍の場に送り出します。</p>
---	--	---

※法務研究科（上記図の「当研究科」）で実績のある取り組みを、本専攻でも継承する

資料 13 アカデミック・アドバイザー制度の概要

アカデミック・アドバイザー	
本研究科を修了した若手弁護士が、ゼミや個別相談等を通して、学修面・精神面において在学生・修了生のサポートを行います。	
主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ●学修面・生活面でのアドバイス ●苦手科目の克服・司法試験の過去問答案添削

※法務研究科（上記図の「本研究科」）で実績のある取り組みを、本専攻でも継承する

・アカデミック・アドバイザー ゼミ一覧

個別ゼミ
パートナー制度面談
コミットメントゼミ
リカバリーブース
1・2年生対象定期試験過去問添削ブース
司法試験過去問添削ブース
マスゼミ
過去問演習講座[刑法Ⅰ（総論）]
過去問演習講座[刑事訴訟法Ⅱ（捜査法・公訴公判）]
司法試験直前 重版解説ゼミ
条文を大事にするとは
2・3年生サポートゼミ
アカデミック・アドバイザー制度説明会
スタートアップゼミ
労働法基礎ゼミ
会社法ゼミ
行政法・定期試験過去問（2年分）解説&検討会
民事訴訟法総合Ⅲ・定期試験過去問（3年分）解説&検討会
民事訴訟法導入ゼミ
刑事訴訟法導入ゼミ
民事訴訟法 重要論点総まくり講座
四日間模試
司法試験論文過去問への取り組み方

過去問演習講座 [刑法Ⅱ (各論)]
過去問演習講座 [刑事訴訟法Ⅱ (証拠法)]
1年生ステップアップゼミ (民訴・刑訴)
弱点強化ゼミ
民事訴訟法総合Ⅱ・Ⅲ定期試験過去問解説&検討会
科目別答案強化ゼミ
憲法の答案作成のポイントこれだけは
重要論点完成講義[刑事系]
司法試験の過去問を題材に倒産法の復習をするゼミ

資料14 修習生チューター制度の概要

修習生チューター

本研究科の修了生が、学修の仕方・初歩的な質問など、個別相談等を通して在學生に、より身近な立場からアドバイスをを行います。

主な相談内容

- 学修面・生活面でのアドバイス
- 苦手科目の克服

※法務研究科（上記図の「本研究科」）で実績のある取り組みを、本専攻でも継承する

資料15 過去3年間の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・定員充足率の比較
2021年度

	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	定員充足率
本専攻（法務研究科）	920	865	395	160	0.80
中央	866	817	388	99	0.50
慶應	897	805	399	150	0.68

2022年度

	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	定員充足率
本専攻（法務研究科）	996	951	373	185	0.93
中央	1094	1041	467	132	0.66
慶應	1145	1065	382	163	0.74

2023 年度

	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	定員充足率
本専攻（法務 研究科）	1105	798	352	168	0.84
中央	1143	1088	506	124	0.62
慶應	1231	1131	376	188	0.85

収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況

添付 1 : 別紙 1

○収容定員を増加する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	東京都	74.06%	82.66%	83.11%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○収容定員を増加する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	法曹養成（専門職）	77.21%	88.13%	89.71%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

添付2：別紙3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：早稲田大学法務研究科 入試説明会（各大学向け）

	R3年度入試	R4年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	1600人	1600人	①コロナ禍により、従来対面にて行っていた一般向けの入試説明会を、YouTube上にて配信を行った。再生回数は約1600回である。 ②視聴者の個人情報収集していないため、この広報活動による正確な受験対象者数はわからないが、コロナ以前に行っていた対面型の説明会が約200名の参加だったのに対して、より多くの受験生に説明会に参加してもらえるようになったため、受験者数の増に寄与していると考えている。ただ、不特定多数への周知のため、この広報活動による入学者は少ないと考える。
うち受験対象者数(b)	不明	不明	
うち受験者数(c)	不明	不明	
うち入学者数(d)	不明	不明	
(受験率 c/b)	不明	不明	
(入学率 d/b)	不明	不明	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：早稲田大学法務研究科の入試要項および研究科案内の配布数

	R3年度入試	R4年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	3000人	3000人	①入試要項および研究科案内を事務所窓口もしくは、本研究科HPよりテレメールにて配布を行った。 ②資料配布者の個人情報収集していないため、この広報活動による正確な受験対象者数はわからないが、入試要項の入手は受験上、必須となるため、資料請求を行った受験生の多くが受験対象者であり、最も重要な広報活動である。
うち受験対象者数(b)	不明	不明	
うち受験者数(c)	不明	不明	
うち入学者数(d)	不明	不明	
(受験率 c/b)	不明	不明	
(入学率 d/b)	不明	不明	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：貿易広告社 進学相談会

	R3年度入試	R4年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	コロナで中止	112人	①貿易広告社の主催する法科大学院「講演会・進学相談会」にて、プレゼンテーションおよび個別相談を実施。 ②参加者の個人情報収集していないため、この広報活動による正確な受験対象者数はわからないが、法科大学院に興味があるが、そもそも法科大学院とは何かを知りたくて参加する参加者が多いため、この広報活動によって入学する学生の割合は低いと考えるが、広く世間に広報活動をするという意味で重要だと考えている。
うち受験対象者数(b)	コロナで中止	不明	
うち受験者数(c)	コロナで中止	不明	
うち入学者数(d)	コロナで中止	不明	
(受験率 c/b)	コロナで中止	不明	
(入学率 d/b)	コロナで中止	不明	

④募集を行った学科等名称及び取組の名称：法科大学院協会「ロースクールへ行こう！」

	R3年度入試	R4年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	コロナで中止	38人	①法科大学院協会の主催する「ロースクールへ行こう！」にて、プレゼンテーションを実施。 ②参加者の個人情報収集していないため、この広報活動による正確な受験対象者数はわからないが、本学を希望するというよりは、法科大学院に興味のある方が参加しているため、本学の受験対象者数は、それほど多くないと考える。ただ、法科大学院協会が主催しており、参加者の多くは法学系学部の学生であることから、本研究科をPRする上で、一定の広報価値があると考えている。
うち受験対象者数(b)	コロナで中止	不明	
うち受験者数(c)	コロナで中止	不明	
うち入学者数(d)	コロナで中止	不明	
(受験率 c/b)	コロナで中止	不明	
(入学率 d/b)	コロナで中止	不明	

⑤募集を行った学科等名称及び取組の名称：早稲田大学法務研究科 法曹養成連携協定を結ぶ法学部への説明会

	R3年度入試	R4年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	200人	295人	①2022年(令和4)度入試より開始した特別選抜入試の広報活動として、本研究科と法曹養成連携協定を締結している法学部（早稲田大学、西南学院大学、熊本大学、明治学院大学、立教大学）へ説明会を実施している。 ②参加者の個人情報収集していないため、この広報活動による正確な受験対象者数はわからないが、出席したほとんどの学生が受験対象者であり、その多くが、本研究科の入試を受験したと考えられる。本説明会に参加した学生のほとんどは本研究科を希望進路の一つとして考えているため、受験率がかなり高い結果となっている。（R3年度入試は説明会のみで特別選抜実施は制度開始前で未実施。）本取り組みによって、新研究科入試においても、同程度かそれ以上の受験者を確保できるものと見込んでいる。
うち受験対象者数(b)	未実施	不明	
うち受験者数(c)	未実施	不明	
うち入学者数(d)	未実施	不明	
(受験率 c/b)	未実施	不明	
(入学率 d/b)	未実施	不明	

教育課程等の概要																	
(法学研究科法曹養成専攻)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任(助手を除く)以外の教員	
法律基本科目 (基礎)	民法I	1前	○	4			○			1							
	民法II	1前	○	4			○			1							
	基礎会社法I	1前	○	2			○							1			
	刑法I	1前	○	2			○				1						
	憲法I	1前	○	2			○							1			
	民法III	1後	○	1			○			1							
	民法IV	1後	○	1			○			1							
	民法V	1後	○	2			○							1			
	基礎会社法II	1後	○	2			○							1			
	基礎民事訴訟法	1後	○	4			○							1			
	刑法II	1後	○	2			○				1						
	基礎刑事訴訟法	1後	○	2			○			1							
	憲法II	1後	○	2			○							1			
	小計(13科目)	—	—	—	30	0	0	—	—	—	5	1	0	0	0	5	
	法律基本科目 (応用)	民法総合I	2前	○	2			○			2						
		民法総合II	2前	○	2			○			3					1	
会社法総合I		2前	○	2			○			1					3		
会社法総合II		2前	○	2			○			2					1		
民事訴訟法総合I		2前	○	2			○			3					2		
刑法総合I		2前	○	2			○			3							
刑事訴訟法総合I		2前	○	2			○			3							
行政法		2前	○	2			○			2					1		
民法総合III		2後	○	2			○			3							
会社法総合III		2後	○	2			○			2					1		
民事訴訟法総合II		2後	○	2			○			3					2		
民事訴訟法総合III		2後	○	2			○			3					2		
刑法総合II		2後	○	2			○			3							
刑事訴訟法総合II		2後	○	2			○			3							
憲法総合		2後	○	2			○			2					3		
行政法総合		2後	○	2			○			2							
小計(16科目)	—	—	—	32	0	0	—	—	—	21	0	0	0	0	12		
実務系基礎科目	法曹倫理	1・3前	○	2			○			4					1	オムニバス	
	民事訴訟実務の基礎I	3前	○	1			○			2					1	オムニバス 共同(一部)	
	刑事訴訟実務の基礎I	3前	○	1			○			5						オムニバス 共同(一部)	
	民事訴訟実務の基礎II	3後	○	1			○			2					1	オムニバス 共同(一部)	
	刑事訴訟実務の基礎II	3後	○	1			○			5						オムニバス 共同(一部)	
小計(5科目)	—	—	—	6	0	0	—	—	—	8	0	0	0	0	2		
基礎法・外国法基礎・ 国際関係基礎・隣接科目	司法制度の基礎理論	1・3後	○	2			○			1							
	法史学I(日本)	1・3後	○	2			○								1		
	法史学II(ヨーロッパ)	1・3後	○	2			○								1		
	法社会学	1・3後	○	2			○								1		
	法哲学	1・3後	○	2			○								1		
	法思想史	1・3後	○	2			○								1		
	ビジネス法務特講	1・3後	○	2			○			1					1	オムニバス 共同(一部)	
	外国法基礎(英米法)	1・3後	○	2			○								1		
	外国法基礎(フランス法)	1・3後	○	2			○								1		
	外国法基礎(EU法)	1・3後	○	2			○								1		
	外国法基礎(中国法)	1・3後	○	2			○								1		
	留学準備講座	2・3前	○	1			○			1							
	法医学	1・3後	○	2			○								1		
	法と経済学	1・3後	○	2			○								1		
	法律家のための会計学	1・3後	○	2			○								1		
	法と心理学	3前	○	2			○			1							
	法整備支援活動	1・3後	○	2			○								1		
小計(17科目)	—	—	—	0	33	0	—	—	—	3	0	0	0	0	14		
選択必修科目	リーガルライティング	1・3前・後	○	2			○			1							
	リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション	3後	○	2			○								1		
	裁判外紛争処理	3前・後	○	2			○								1		
	法実務入門	1後	○	2			○			1							
	労働訴訟実務の基礎	3後	○	2			○								1		
	民事弁護実務	3後	○	2			○								1		
	家事実務	3後	○	2			○			1							
	刑事弁護実務	3後	○	2			○			1							
	家族法実務	3後	○	2			○			1							
	民事法総合研究	3後	○	1			○			3						オムニバス 共同	
	刑事法総合研究	3後	○	1			○			3						オムニバス 共同	
	民事実務演習	3後	○	2			○			1							
	模擬裁判(民事)	3後	○	1			○			1							
	模擬裁判(刑事)	3後	○	2			○			3						オムニバス 共同	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任(助手を除く)
	臨床法学教育(基礎)	1前	○		2			○							3	オムニバス オムニバス オムニバス オムニバス 共同 共同 オムニバス 共同(一部)
	臨床法学教育(民事クリニック) 総合	3前・後	○		2			○		2					3	
	臨床法学教育(民事クリニック) 家事・ジェンダー	3前・後	○		2			○		1					3	
	臨床法学教育(行政)	3後	○		2			○		1					1	
	臨床法学教育(労働)	3後	○		2			○							1	
	臨床法学教育(刑事)	3前・後	○		2			○		1					2	
	臨床法学教育(外国人)	3後	○		2			○		1					1	
	臨床法学教育(障害法)	3後	○		2			○							4	
	エクスターンシップ	3前	○		2			○		2						
	コモンズ・エクスターンシップ	3前	○		2			○		2						
	小計(24科目)	—	—	0	45	0		—		13	0	0	0	0	14	
司法試験選択科目	倒産法I	2前	○		2			○		1					1	オムニバス
	倒産法II	2後	○		2			○		1					1	
	租税法I	2前	○		2			○							1	
	租税法II	2後	○		2			○							1	
	独占禁止法I	2前	○		2			○		1						
	独占禁止法II	2後	○		2			○							1	
	国際関係法(公法)I	2前	○		2			○		1						
	国際関係法(公法)II	2後	○		2			○		1						
	国際関係私法I(国際取引法)	2後	○		1			○		1						
	国際関係私法II(国際私法)	2前	○		2			○							1	
	国際関係私法III(国際民事訴訟法)	2前	○		1			○							1	
	労働法I	2前	○		2			○							2	
	労働法II	2後	○		2			○							2	
	特許法	2前	○		2			○							2	
	著作権法	2後	○		2			○			1					
	環境法I	2前	○		2			○			1					
	環境法II	2後	○		2			○			1					
小計(17科目)	—	—	—	0	32	0		—		6	0	0	0	0	9	
展開・先端科目 司法試験選択科目以外 共通選択科目	不動産法特殊講義	3後	○		2			○		1						オムニバス 共同(一部) オムニバス
	消費者法	3後	○		2			○							1	
	信託法	3後	○		2			○							1	
	金融担保法	3後	○		2			○		1						
	民事執行・保全法	3後	○		2			○		1						
	倒産法演習	3前	○		1			○							1	
	事業再生の実務	3後	○		1			○		1					1	
	スポーツ・エンターテインメント法	3後	○		2			○		1					3	
	ドイツ刑法	3前	○		2			○							1	
	刑事政策	3後	○		2			○		1						
	犯罪学	3後	○		2			○							1	
	少年法	3後	○		2			○		1						
	修復的司法	3後	○		2			○							1	
	経済刑法	3後	○		2			○							1	
	公務員法	3後	○		2			○							1	
	都市と法	3後	○		2			○							1	
	行政紛争特別講義	3後	○		2			○							1	
	租税政策	3後	○		2			○							1	
	資産税法	3後	○		2			○							1	
	国際租税法	3後	○		2			○							1	
	情報法I	3前	○		1			○							1	
	情報法II	3後	○		1			○							1	
	企業統治と企業金融	3後	○		2			○							1	
	企業再編特論	3後	○		2			○							1	
	資本市場法	3後	○		2			○		1						
	企業会計法特論	3後	○		2			○		1						
	非公開企業法	3後	○		2			○							1	
	国際運送法	3後	○		2			○							1	
	保険契約法	3後	○		2			○							1	
	保険争訟論	3後	○		2			○							1	
	経済法演習I	3前	○		1			○		1						
	経済法演習II	3前	○		1			○							1	
	外国独占禁止法I	3前	○		1			○		1						
	外国独占禁止法II	3前	○		1			○		1						
国際関係公法基礎	1・3後	○		2			○		1							
国際人権法	3後	○		2			○		1							
国際法演習	3前	○		1			○		1							
国際民事訴訟法演習	3前	○		1			○							1		
国際私法演習	3前	○		1			○							1		
国際取引法上級演習	3後	○		2			○		1							
国際ビジネス法務演習	3後	○		2			○							1		
国際金融法	3後	○		1			○		1							
国際商事仲裁法	3前	○		1			○							1		
Comparative Financial Law	1・3後	○		2			○		1							
労働法演習	3前	○		1			○		1					1		
医事法I	3後	○		2			○		1							

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		専任(助手を除く)		
	医事法II	3後	○		2		○			1								
	医療と法	1・3前	○		2		○										1	
	子供と法	3後	○		2		○			1								
	ジェンダーと法I	1・3前	○		2		○			3							2	
	ジェンダーと法II	1・3後	○		2		○			3							2	
	社会保障法	3後	○		2		○										1	
	社会保障法演習	3後	○		2		○										1	
	電子商取引法	3後	○		1		○		○								1	
	不正競争防止法・商標法	3後	○		2		○			1							1	
	著作権等紛争処理法	3後	○		2		○			1							3	
	特許紛争処理法	3後	○		2		○										3	
	知的財産法演習	3前	○		1		○		○	1							1	
	国際知的財産法	3前	○		2		○		○								1	
	比較知的財産法	3前	○		2		○		○								1	
	出願実務と権利の活用	3後	○		2		○		○								1	
	知的財産訴訟の実務	3前	○		2		○		○								1	
	環境法演習	3後	○		2		○		○								1	
	TMI総合法律事務所寄附講座「ビジネス法務の最先端実務」	3後	○		2		○		○	1							1	
	トランスナショナル・プログラム	1・3後	○		2		○			2								
	法史学特殊問題	1・3後	○		2		○		○								1	
外国法演習(英米法)	1・3後	○		2		○		○								1		
外国法演習(フランス法)	1・3後	○		2		○		○	1							1		
外国法演習(中国法)	1・3後	○		2		○		○								1		
小計(69科目)			—	0	122	0	—	—	17	0	0	0	0	0	42			
法律基本科目	民法応用演習(秋山)	3前	○		1		○		1									
	民法応用演習(三枝)	3後	○		2		○										1	
	民法応用演習(白石)I	3前	○		1		○		1									
	民法応用演習(白石)II	3前	○		1		○		1									
	商法応用演習(大塚)I	3前	○		1		○										1	
	商法応用演習(黒沼)	3前	○		1		○		1									
	商法応用演習(鳥山)	3前	○		1		○		1									
	商法応用演習(若林)	3前	○		1		○		1									
	民事手続法応用演習(内田)	3前	○		1		○		1									
	民事手続法応用演習(中本)	3前	○		1		○		1	1								
	民事手続法応用演習(松村)	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(北川)I	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(杉本)	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(松原)I	3前	○		1		○		1									
	刑法応用演習(松原)II	3後	○		2		○		1									
	刑事手続法応用演習(石川)I	3前・後	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(石川)II	3前・後	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(金井)I	3前	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(金井)II	3前	○		1		○		1									
	刑事手続法応用演習(稗田)	3前	○		2		○		1									
憲法応用演習(長谷部)	3前	○		1		○		1								1		
行政法応用演習(岡田)	3前	○		1		○		1										
行政法応用演習(入見)	3前	○		1		○		1										
小計(23科目)			—	0	26	0	—	—	15	1	0	0	0	0	3			
その他「基礎基本科目」	民法入門演習(秋山)	1後	○		2		○		1									
	民法入門演習(大澤)	1前	○		2		○		1									
	刑法入門演習(松原)I	1前	○		2		○		1									
	刑法入門演習(松原)II	1後	○		2		○		1									
	民事訴訟法入門演習(菅原)	1後	○		2		○		1									
	刑事訴訟法入門演習(小川)	1後	○		2		○		1									
小計(6科目)		—	0	12	0	—	—	5	0	0	0	0	0	0				
その他「法律基本科目」	商法総則・商行為法	3後	○		2		○										1	
	手形・小切手法	3後	○		2		○										1	
	捜査法	3後	○		2		○		2									
	刑事証拠法	3後	○		2		○		1									
小計(4科目)		—	0	8	0	—	—	3	0	0	0	0	0	2				
日本法特殊講義	Introduction to Japanese Law	1後				2	○		1									
	Civil Law in Japan	1後				2	○										1	
	Criminal Justice in Japan	1後				2	○										1	
	Constitutional Law in Japan	1後				2	○										1	
	Pacific Settlement of International Disputes	1後				2	○										1	
	Civil Dispute Resolution in Japan	1後				2	○		1									
	Comparative Studies of Intellectual Property Law	1後				2	○										1	
	Patent Law in Japan	1後				2	○										1	
	Copyright Law in Japan	1後				2	○										1	
	小計(9科目)		—	0	0	18	—	—	1	0	0	0	0	0	7			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置						備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	専任(助手以外の教員)		
科目自由	法曹の仕事を知る	1前				2	○			1							
	小計(1科目)	—	—	0	0	2	—			1	0	0	0	0	0	0	
合計(204科目)				—	—	68	278	20	—	38	2	0	0	0	0	86	
学位又は称号		法務博士(専門職)		学位又は学科の分野				法曹養成関係									
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等							
<p>修了要件は、3年以上在学し、93単位以上修得することとする。 ただし、法学既修者の認定を受けた場合、修了に必要な単位のうち、1年必修科目(法律基本科目(基礎))の30単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。</p> <p>各学年における履修可能単位数は、1年次は、各学期20単位、通年36単位。2年次は、各学期20単位、通年36単位を上限。3年次は、各学期24単位、通年44単位を上限とする。 各履修概要は次のとおり。</p> <p>必修科目[68単位] 法律基本科目(基礎):30単位(春学期:14単位、秋学期:16単位) 法律基本科目(応用):32単位(春学期:16単位、秋学期:16単位) 実務系基礎科目:6単位(春学期:4単位、秋学期:2単位)</p> <p>選択必修科目[8単位] 基礎法・外国法基礎・国際関係基礎・隣接科目:修了までに4単位 実務系基礎科目:修了までに4単位</p> <p>共通選択科目 選択必修科目と共通選択科目の合計:修了までに25単位 共通選択科目「展開・先端」:修了までに12単位 司法試験選択科目:修了までに4単位(在学中司法試験授業希望者は、2年次に履修)</p>										1学年の学期区分				2期			
										1学期の授業期間				14週			
										1時限の授業の標準時間				100分			

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校等の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員(助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員(助手を除く)」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
(1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
(2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
(3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校等の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

授 業 科 目 の 概 要				
(法学研究科法曹養成専攻)				
科目	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
法律基本科目 (基礎)	民法I	○	民法の第一編・総則および第二編・物権(担保物権を除く)を中心に学修する。すなわち、第一に、法律行為の主体(自然人および法人)のあり方に関する法的規律の基本事項、第二に、意思表示の不存在や瑕疵および代理などの法律行為法の基本事項、第三に、所有権および各種の用益物権など私法的取引の客体とされる財産権のうち有体の財産を目的とする権利の法律構造、さらに、そのような権利の得喪・変更(物権変動)について学ぶ。また、時効制度や不当利得など等についても学ぶ。 この講義は、これらの事項について、平成29年法律第44号(債権関係規定の見直し)、平成30年法律第59号(成年年齢等の変更)、平成30年法律第72号(相続関係規定の見直し)、令和元年法律第34号(特別養子縁組の要件の見直し)および令和3年法律第24号(共有や相続関係の規定の見直し)により改正された民法により改正された民法が定める内容が講じられる。	
	民法II	○	本科目は、1年次配当の法律基本科目であり、民法第3編「債権」のうち、第1章「総則」、第2章「契約」、第3章「事務管理」の領域についての基本的知識を修得するとともに、その知識の具体的な運用能力を養うことを目的とする。一般に「債権総論」および「契約法」と呼ばれる領域が中心となるが、保証・債権譲渡・債務引受けは民法Vで扱われる。 授業は、講義形式を中心としつつ、簡単な事例問題を素材とする質疑応答の時間も設ける。また、理解度の確認のために、小テストを数回行うことを予定している。	
	基礎会社法I	○	「会社法の背景理論を楽しく学ぶ」をモットーに、会社法の入門授業を行う。具体的には、企業とは何か、株式会社のファイナンスとガバナンス、株式と株主、株式会社の機関、事業と有限責任、閉鎖型の株式会社、新株発行、授権資本、自己株式、株主平等原則、種類株式、新株予約権、監査とは、取締役会の活性化、経営判断と善管注意義務、忠実義務、内部統制などのテーマを取り上げる。これらのテーマを通じて会社法の背景理論を身につけることによって、2年次の会社法の授業では、制度の骨格を理解しやすくなる。	
	刑法I	○	刑法総論の解釈論の基本的考え方と犯罪論体系の理論的意義・実践的意義を取り上げる。具体的には、構成要件、因果関係、違法性、責任、事実の錯誤、違法性の錯誤、過失犯、未遂犯、共犯、罪数などのテーマを取り上げる。また、重要判例を読み解くことを通じて、規範を具体的な事案に適用し、事案解決に耐える理解力の習得も目指す。これらを通じて、学生は、将来、刑事裁判官、検察官、刑事弁護士として事件を担当するようになった際に必要な基礎力を学ぶ。	
	憲法I	○	人権論の主要なテーマとして、基本的な人権総論、思想・良心の自由、表現の自由、職業選択の自由、財産権、包括的基本権、平等原則、基本権の主体、基本権の私人間効力などの重要テーマを取り上げて、各テーマの重要な論点ないし問題点について考察する。各テーマに関する学説・判例についての基礎理解を深め、さらにその応用として判例研究による実際の憲法問題の分析の方法を修得する。授業は、(1)テーマに関する基本論点の体系的理解、(2)テーマに関する重要論点の考察、(3)主要判例の検討によって構成される。いずれも講義による論点の説明が主となるが、同時に、質疑ないし回答による双方向の授業(ソクラテスマソッド)も適宜も行われる。	
	民法III	○	本講義は、法学未修者を対象に、民法の親族・相続編を中心に、家族法・相続法の基本的な仕組みと実務の運用について学修する。とくに、最近では、児童虐待・ネグレクト、DV、特別養子、嫡出推定・否認、離婚後の面会交流・共同親権、養育費など子どもをめぐる民法の改正が行われたり、改正が検討されている。また、40数年ぶりに、少子高齢化に伴い配偶者居住権、遺産分割、遺言、遺留分などをめぐる相続法改正も行われた。このような最新の動向を踏まえたうえで、現代家族法の抱える問題と今後の課題について理解を深める。	
	民法IV	○	不法行為法の概要を説明する。具体的には、不法行為法の全体像・意義・機能、民法709条総論(故意過失、責任能力、権利侵害・違法性、違法性阻却事由、損害、因果関係、賠償範囲の確定)、民法709条各論(人格的利益の侵害、財産的利益の侵害、専門家の責任、公害・生活妨害)、特殊不法行為(共同不法行為、責任無能力者の監督責任、使用者責任、企業責任、工作物責任)、不法行為の効果(損害賠償と差止、間接損害、賠償額の確定、過失相殺と損益相殺、損害賠償額の調整、損害賠償請求権の相続、期間制限、契約責任と不法行為責任の請求権競合)について、重要事項を概観する。	
	民法V	○	民法Vでは、担保物権法(民法第二編第七章乃至第十章)、類似の機能を担ういわゆる非典型担保、および債権法上の担保的機能を持つ諸制度の解釈論を中心に、講義を行う。あわせて、その理解のために不可欠の前提となる物権法や民事執行法等についても言及していく。これにより、担保法の理論を十分に理解してもらうことを、本講義の第一の目標とする。以上に加えて、担保法が、金融担保の制度を支える理論的基盤となる法領域であることも意識してもらう。	
	基礎会社法II	○	本講義は、営利社団法人である会社、特に株式会社に焦点を当てる。具体的には、主として、株式、資金調達(募集株式の発行等、新株予約権、社債、新株予約権付社債)、会社の計算、組織再編、事業譲渡等を取り上げる。これらのテーマの学習を通じて、会社法の基礎的知識を獲得し、会社法性の根底にある基本的な考え方を理解することを目標とする。また、会社法の重要判例を取り上げ、その問題点を抽出し、検討することを通じ、法律実務家として求められる法的思考能力、とりわけ、法解釈能力や法の適用能力の涵養を目指す。	
	基礎民事訴訟法	○	本講義では、民事訴訟法についての基礎理論を学習する。具体的には、2年次以降の「民事訴訟法」の重層的学習にいたる第1段階として、当事者の訴え提起に始まり、口頭弁論での当事者の主張・立証に基づく審理を経て、裁判所の判決に至るといふ、第1審訴訟手続の基本的流れの理解と、当事者論、訴訟論、主張・立証に関わる審理過程論、判決効論などの民事訴訟の基本理論を取り上げる。そのうえで、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴論までの民事訴訟法の全体像の把握を目指す。授業は、基本的には講義方式で行うが、基礎理論について受講生の理解が少し深まったと認識できた場合は、具体的課題を提供しながら受講生に質問し、意見を述べる機会を設けるべく、対話式・双方向の授業方式も取り入れる。	
	刑法II	○	刑法「第二編 罪」における各犯罪の保護法益・罪質と成立要件に関する基本的知識を習得することを目的とする。具体的には、生命・身体に対する罪、自由に対する罪、名誉・信用に対する罪、財産犯総論・窃盗罪、強盗罪、詐欺罪・恐喝罪、背任罪、毀棄罪、盗品等関与罪、放火罪、文書偽造罪(ほか偽造の罪)、公務執行・司法作用に対する罪、わいろ罪などを取り上げる。これらのテーマについての基礎的知識を身につけた上で、重要論点に関する判例や主要な学説の考え方を理解し、具体的な事例を用いて刑法の条文をあてはめて説明できる能力を養う。	
	基礎刑事訴訟法	○	刑事手続の流れ(捜査、公訴、公判、証拠法、裁判等)に沿って、それを規律する刑事訴訟法の基礎的・基本的事項について教示する。刑事手続の概要と刑事訴訟法上の基礎的・基本的事項(刑事訴訟法の理念、原理、原則、各制度の趣旨等)の正確かつ実質的な理解を通じて、2年次に予定される「刑事訴訟法総合I II」での学修への発展の基礎固めをすることを目標とする。併せて、それを通じて、具体的事案につき、問題を発見し、それを分析して法的議論を行い一定の結論を導く能力と、これを口頭および文章で的確に表現できる能力を涵養することを旨とする。	
憲法II	○	人権論のうち的人身の自由、社会権、選挙権、および、憲法総論・統治のうちの権力分立・政党、国民主権・代表、国会の地位、国会の組織と活動、行政権と内閣、司法権と裁判所、違憲審査などのテーマを選び、各テーマの重要な論点ないし問題点について考察する。具体的には、各テーマに関する学説・判例についての基礎理解を深め、さらにその応用として判例研究による実際の憲法問題の分析の方法を修得する。いずれも講義による論点の説明が主となるが、同時に、質疑ないし回答による双方向の授業(ソクラテスマソッド)も適宜も行われる。		

民法総合I	○	この科目は、カリキュラムポリシーにおいて2年次の目標とされている。法律基本科目の発展的理解の獲得を目的とするものである。民法財産編のうち、広義の契約法(民法総則、債務不履行を含む)に関わる問題を対象とする。事例演習の方法により、契約法分野に関わる概念・制度についての基本的知識や判例・学説の考え方を確認しながら、それらが具体的な事例の解決とどのようにつながるか、また事実関係を法的にどのように分析するかを学習する。
民法総合II	○	この科目は、カリキュラムポリシーで2年次の目標とする法律基本科目の発展的理解を身につけさせるべく、民法財産編のうち、物権法(担保物権法を除く)、不法行為・不当利得と、家族法に関わる問題について、事例演習を中心とした授業を行うものである。これらの分野に関わる概念・制度についての基本的知識や判例・学説の考え方を確認しながら、それらが具体的な事例の解決とどのようにつながるか、また事実関係を法的にどのように分析するかを学習する。
会社法総合I	○	会社法総合Iでは、組織法の基本法である会社法のうち、「会社法総論」、「会社の機関」すなわち取締役・取締役会・代表取締役・業務執行取締役、監査役・監査役会、監査等委員会、執行役と指名委員会等、会計監査人、会計参与、株主総会、および「会社の設立」を対象とする。それ以外の事項、すなわち、株式、新株予約権、資金調達、計算、企業組織再編は、会社法総合IIの対象とする。基礎会社法I・IIで学んだ会社法の各制度の基礎的理解を踏まえて、会社法総論、会社の機関と設立に関する(少なくとも)主要な判例を踏まえたより発展的な内容を学習する。そして、会社法総合Iで学ぶ内容を確実に理解することで、同時履修している会社法総合IIと秋学期の会社法総合IIIの実効的な履修に備えることが求められる。
会社法総合II	○	この授業では、会社法総合Iでの学習とともに、会社制度の基本構造を明らかにし、さらに、会社の実際の運営において生ずる法的問題を具体的に検討する。原則として、講義形式と学生との質疑応答の双方により授業を行う。具体的には、「株式」、「資金調達」、「計算」、「組織再編(定款変更・解散(清算)・企業買収等を含む)」等を取り扱う。また、適宜横断的に、会社法総合Iの範囲の問題にも触れる。この科目は、法曹養成専攻のカリキュラム・ポリシーにおいては、法律基本科目の発展的理解を修得することを旨とするものと位置づけられる。
民事訴訟法総合I	○	この科目は、民事訴訟法の手続全般について、判例を中心に基礎知識の定着を図り、手薄になりがちな、複数請求訴訟・多数当事者訴訟などの部分も授業の対象とする。具体的には、訴訟物(訴訟物論・既判力の作用・既判力の客観的範囲)、当事者(当事者能力・当事者適格)、訴えの利益、弁論主義、証拠と証明(主張責任・証明責任・文書提出命令)、共同訴訟、補助参加を扱う。法科大学院1年次授業で、または既修者として、この分野についてある程度の知識を有することを前提として、この講義では、重要判例の理解を通じて、これまで学修してきた知識をより実践的知識に高めていくことを目標とする。
刑法総合I	○	刑法総論に関する重要な刑事判例を素材として、事案解決能力を養成するとともに、刑法総論の理解を深めることを目的とする。具体的には、因果関係、不作為犯、正当防衛、誤想防衛・誤想過剰防衛・原因において自由な行為、故意と錯誤、過失犯、未遂犯・実行行為、不能犯・中止犯、正犯と共犯、共犯論などに関する重要判例が扱われる。基本事項については、刑法総論の基本書・教科書の該当箇所を事前に読んで復習しておくことが前提となる。
刑事訴訟法総合I	○	刑事訴訟法の基礎的・基本的事項(未修者の場合、1年次の「基礎刑事訴訟法」で扱うもの)の理解を前提として、裁判例等を素材に、「捜査」の部分について、より深化した理論教育を行う。具体的には、任意処分と強制処分、職務質問と所持品検査、被疑者の取調べ、逮捕・勾留、捜索・差押え、他の捜査手段(通信・会話の傍受、強制探検、おとり捜査)、接見交通権・黙秘権などのテーマが扱われる。取り上げる設問が事前に示されるので、受講生は、裁判例等を十分に読み込み、事案の概要を把握し、問題点を析出して検討し、設問に対する解答を用意して授業に臨むことが求められる。
行政法	○	国会制定法たる法律(あるいは地方議会の制定する条例)を基礎に展開される行政活動の過程と、法規や通達等の行政基準を策定する過程、行政庁の意思や判断の表示という形式を通して権利義務関係を形成・変動させる過程、行政活動の前提である情報を収集するための行政調査をする過程、行政目的の達成を法的拘束力のない指導で達成しようとする過程、義務の履行を強制する過程、義務の不履行に対して制裁を行う過程等に分けて、それぞれの過程に存在する既存の法システムと、その限界を学習する。また、「法律による行政の原理」、「適正手続」、「行政の透明性」などの行政法の基本原則、そして比例原則・平等原則・信頼保護原則などの行政上の一般原則についても学習する。
民法総合III	○	「民法総合I」、「民法総合II」に続き、この科目の第1回から第8回においては、債権総論のなかでも債権の弁済を確保するために重要な制度(債権者代位権、詐害行為取消権、債権譲渡、弁済・相殺など)、および、同様の観点から重要であると考えられる担保物権法の題材(抵当権、譲渡担保権など)を取り上げ、それらについて、基本知識を確認し、また、応用能力を養う内容とする。また、第9回から第14回までは、民法の全般から題材を拾い、総合的な性格をもつ事例に関する設題の考察を行う。
会社法総合III	○	会社法全般(企業統治、企業金融、基礎的変更)について会社法総合I・IIで学習した内容の定着を図る。具体的には、株主の権利、株主総会、取締役会、取締役の義務と責任、監査役・監査役会・会計監査人、会社の設立、種類株式、株式の譲渡、募集株式の発行、新株予約権と社債、会社の計算、組織再編行為、会社法総則などのテーマを取り上げる。会社実務で具体的に生じる諸問題について、法律上の争点を整理し、適用すべき条文を見つけ出し、問題解決のための解釈論を提示することができるようになることを目標とする。
民事訴訟法総合II	○	民事訴訟手続の主要な理論問題を有機的に結合した、比較的に長い現実的事例を設定し、その事例に関する設問について質疑応答および解説等を行う。具体的には、三木浩一＝山本和彦編「ロースクール民事訴訟法(第5版)」(2019年・有斐閣)で扱われているUNIT 5、9、16、19、22、30を取り上げる。また、民事訴訟法上の問題点を横断的に検討する事例問題を出題し、それに対して事前に答案を提出してもらった総合問題演習を実施する予定である。本授業では、並行して開講される民事訴訟法総合IIIとあわせて、学生が、「基礎民事訴訟法」(1年秋学期)及び「民事訴訟法総合I」(2年春学期)で習得した民事訴訟法の基礎知識及び重要判例の理解をさらに深めることによって、それらの基礎知識・理解を具体的事例に応用し、問題点を適切に抽出して、それについて説得的な解答を導けるようになることを目標とする。
民事訴訟法総合III	○	民事訴訟手続の主要な理論問題を有機的に結合した、比較的に長い現実的事例を設定し、その事例に関する設問について質疑応答および解説等を行う。具体的には、三木浩一＝山本和彦編「ロースクール民事訴訟法(第5版)」(2019年・有斐閣)で扱われているUNIT 7、11、17、18、21、23を取り上げる。本授業では、並行して開講される民事訴訟法総合Iとあわせて、学生が、「基礎民事訴訟法」(1年秋学期)及び「民事訴訟法総合I」(2年春学期)で習得した民事訴訟法の基礎知識及び重要判例の理解をさらに深めることによって、それらの基礎知識・理解を具体的事例に応用し、問題点を適切に抽出して、それについて説得的な解答を導けるようになることを目標とする。
刑法総合II	○	刑法各論に関する重要な刑事判例を素材として、事案解決能力を養成するとともに、刑法各論の理解を深めることを目的とする。具体的には、生命・身体に対する罪、自由に対する罪、名誉・信用に対する罪、財産に対する罪(総論)、財産に対する罪III(窃盗罪等)、財産に対する罪III(強盗罪)、財産に対する罪IV(詐欺罪・恐喝罪)、財産に対する罪V(詐欺罪・恐喝罪II)、財産に対する罪VI(横領罪・背任罪I)、財産に対する罪VII(横領罪・背任罪II・盗品関与罪)、放火の罪、偽造の罪、国家法益に対する罪、などに関する重要判例が扱われる。学生が、各犯罪規定の趣旨・保護法益及び成立要件等に関する判例や学説の考え方を十分に理解した上で、その理解を具体的事例へとあてはめて応用展開できるようにすること、それによつて的確な問題解決能力を身につけることを目標とする。
刑事訴訟法総合II	○	刑事訴訟法の基礎的・基本的事項(未修者の場合、1年次の「基礎刑事訴訟法」で扱うもの)の理解を前提として、裁判例等を素材に、「公訴の提起」から「裁判」までの部分について、より深化した理論教育を行うものである。具体的には、公訴の提起、訴因、公判手続(公判準備・証拠開示)、証拠法総論、自白、伝聞証拠、伝聞例外、違法収集証拠、裁判などのテーマを取り上げる。取り上げる設問が事前に示されるので、学生は、裁判例等を十分に読み込み、事案の概要を把握し、問題点を析出して検討し、設問に対する解答を用意して授業に臨むことが求められる。

憲法総合	○	憲法事件として争われている重要テーマを選び、当該テーマに関する重要判決を素材にして、憲法上の論点について考える。具体的には、付随的審査制と司法権の概念、平等とその救済、信教の自由と政教分離原則、政教分離、名誉・プライバシー訴訟、言論の自由と差止、集会の自由と厳格審査、合理性審査と立法事実論、憲法と行政手続、立法不作為、違憲判決の効力と憲法判例の変更、合憲限定解釈と適用違憲、違憲確認判決・違憲宣言判決などに関する重要判例を取り上げる。憲法訴訟の論理と技術について、憲法問題の訴訟での争い方、付随的審査制と司法権の概念、違憲審査の基準、違憲主張の方法、違憲判決の効力、憲法判例の変更など、憲法訴訟と人権問題・憲法問題を組み合わせる授業を進め、憲法的思考と論理の体得を図る。	
行政法総合	○	行政の関わる紛争を解決する法制度の中心に位置付けられる行政事件訴訟法に定められた抗告訴訟等の行政訴訟制度、および違法な行政活動によって惹起された損害の金銭的な補償のための不法行為制度を定める国家賠償法を中心に、行政紛争における国民救済のための法制度(行政救済法)を取り上げる。これらの訴訟制度の他に、行政内部的な自己統制制度に関する行政上の不服申し立て制度を定めている行政不服審査法や適法行為によって惹起された損害の補填制度を意味する損失補償制度についても、その要点に限定して概説する。2004年の行政事件訴訟法の改正によって、取消訴訟中心主義が緩和されて義務付け訴訟や差止め訴訟が法定され、また公法上の当事者訴訟の活用が広く認められるようになった。抗告訴訟についても原告適格が広く認められるような考慮要素の定めが新設され、訴訟の対象性を意味する処分性についてもそれを広く認める判例や学説の動向がある。これらを踏まえて、法改正の趣旨を生かした行政事件訴訟法の解釈を学習する。	
法曹倫理	○	法曹倫理の基礎を学ぶ。弁護士倫理については、日弁連の弁護士職務基本規程を参照し、法専門職としての弁護士の行為規範を学習する。実務における倫理問題の事例を用いて、学生に自分が法律家として問題に直面したときに検討すべきポイントを自分の頭で考えさせる訓練をする。	オムニバス方式
民事訴訟実務の基礎I	○	民事事件関係での法曹の役割は、当事者間の紛争を法的に的確に構成し、適正に認定された事実と法律等を解釈適用することで、適正妥当な解決を図ることにある。このような役割を果たすためには、民事紛争においていかなる事実が法的に重要であるかを分析し整理する能力、その紛争における真の争点は何であるかを発見する能力、そのような争点につき、事実を的確に認定し、法令を適用することができる能力を涵養することが重要である。この科目では、このような多岐にわたる能力を涵養するために必要な、民事訴訟実務における基礎的知識や基礎的思考方法を学習する。具体的には、要件事実総論を学んだ上で、売買契約に基づく代金請求の要件事実、消費貸借契約に基づく貸金返還請求の要件事実、所有権に基づく返還請求の要件事実、所有権に基づく登記請求の要件事実、質貸借契約終了に基づく目的物返還請求の要件事実、即時取得の要件事実などを取り上げる。	
刑事訴訟実務の基礎I	○	これまで修得した刑法や刑事訴訟法の基礎理論を前提として、記録教材等を使用し、刑事訴訟法・同規則の規定が裁判実務の運用の中でどのように用いられ、刑事訴訟法理論がどのように実現しているのかを学修し理解することを目的とする。司法試験受験のために重要な、逮捕・勾留・保釈等の身柄拘束の運用や、公判手続、公判前整理手続のアウトライン、証拠法の運用の基本的部分について、記録教材等の具体的事例を前提として考え学び、事例問題に対応できる知識・理解を得る機会とした。また、これを前提として、秋学期の刑事訴訟実務の基礎IIにおいて、学生自身が公判前整理手続・公判手続を実演する授業などを通じて、刑事手続の各場面における訴訟関係人が行うべき訴訟行為を理解することにつなげたい。	オムニバス方式 共同(一部)
民事訴訟実務の基礎II	○	春学期の民事訴訟実務の基礎Iの発展として、要件事実に関する具体的事例問題を検討する。また、民事訴訟の第一審手続の制度や諸問題について、実務的観点から解説・検討する。具体的には、前者として、民事第一審手続の解説(訴え提起から第1回口頭弁論期日までの手続、第1回口頭弁論期日の機能及び具体的手続、争点証拠整理手続、書証の基礎理論、証拠調べ、和解、判決)を、後者として、要件事実事例演習(当事者の言い分が記載された具体的事例問題について訴訟物及び要件事実を整理する)をそれぞれ取り上げる。これらの学修を通じて、学生が司法試験合格後の司法修習に円滑に進めるよう、その橋渡しを実現する。	
刑事訴訟実務の基礎II	○	これまで修得した刑法や刑事訴訟法の基礎理論と、刑事訴訟実務の基礎Iで学修した実務運用やその理論的理解を前提として、事件記録教材や教科書である「プラクティス刑事裁判」を使用し、学生による手続の実演を交えながら、公判前整理と公判手続の流れを体得するとともに、刑事手続の各場面における訴訟関係人の行うべき訴訟行為、その法的根拠や意義を理解することを目指す。また、検察官・弁護人の主張・立証方針の立て方、裁判所の事実認定について学び、以上は、裁判員制度創設とこれに伴う刑法改正後の刑事手続の実務を踏まえて行い、その後の刑法改正内容もフォローする。法律知識に基づいて訴訟関係人として適切な訴訟行為を行い、事件の解決を目指す姿勢が求められる。	オムニバス方式 共同(一部)
司法制度の基礎理論	○	本講義は、司法制度の基本的機能とその現代的課題、およびこれに携わる専門家の責務について基礎的な検討を行う。主に学部で法律の勉強をして来なかった学生、および実定法の解釈論以外の検討をする機会がなかった学生を対象とする。具体的には、第1回・第2回で法情報調査の技術(法令、判決文、文献の調査方法等)についての実習を行った後、第3回から第14回は、司法とは何か、民事司法の現代的課題、裁判外紛争制度と司法、利用者から見た司法と弁護士、刑事司法の課題、法専門職の役割、行政と司法の関係、グローバル化とリーガルサービス、弁護士キャリアの多様性の各テーマを取り上げる。また、第8回には、法情報調査の基礎を踏まえて、グループごとのプレゼンテーションを行う。	
法史学I(日本)	○	現在の日本法システムの基礎は、明治時代に入ってから、西洋近代法の継受という、それまでとは全く異なる法システムを自覚的に受容したことによって成立した。本授業では、この土壌の考察を通じて、実定法科目理解の深化をはかるための手掛かりを提供する。具体的には、江戸時代の裁判制度の概観(司法の位置づけ、裁判手続とその構造)、江戸時代の民事裁判手続、近世～近代初期における民事紛争解決制度の構造とその問題、前近代の法曹実務家、江戸時代の刑事裁判手続(事実認定、量刑判断)、江戸時代の裁判規範、江戸時代の刑罰制度、江戸の法的思考のテーマを取り上げる。	
法史学II(ヨーロッパ)	○	古代から近代までの西洋の法史の流れを講義し、各時代、各地域でどのような法制度や法概念が生成し、展開したかを概観する。法律基本科目の修得・理解の基礎となる基本的知識と思考を養成する。具体的には、古代法(ローマ法以前、市民法、法曹官法、皇帝法、ユスティニアヌス帝の法典編纂)、中世法(フランク法、教会法、中世ローマ法学、コモンロー)、近世法(人文主義法学、近世自然法論)、近代法(法典編纂、日本の西洋法継受)のテーマを取り上げる。学生が、日本近代法の基礎である西洋の法史を理解し、法律基本科目を基礎付ける理念・概念・制度の歴史にかんする知識を身につけると共に、現行法との相違点についても理解を深めることで、自他の個性を認め、公正な視点で多様性を受容する姿勢を身に付けることを目標とする。	
法社会学	○	本科目では、(1)法を歴史現象として理解する立場に立ち、社会現象の一環としての法現象の社会科学的理解を深めるとともに、(2)持続可能社会への転換という21世紀社会の課題に法学がいかんかかか必要か・可能かという問題意識の下に、持続可能社会に適合的な所有権概念を検討する。具体的には、(1)として、19世紀ドイツにおける概念法学とその法観念、自由法学による概念法学批判、E. エールリヒの法社会学と法概念、日本の概念法学の社会的基礎と特長、日本における法社会学の受容、末弘法学、1920年代・30年代のソビエトにおける法の概念論争、法の形態規定と本質規定、法の意義と限界の各テーマを、また、(2)として、持続可能社会の概念と持続可能社会法学の提起、持続可能社会における法・法学の各テーマを、それぞれ取り上げる。	
法哲学	○	法は何のためにあるのだろうか。法解釈によって導かれた法的な答えは紛争の正しい解決を示しているといえるのだろうか。法的な答えには固有性があるのだろうか。こうした問いは、法律実務家が行っていることの根拠づけを問うものである。法曹を目指す者にとっては、答えは自明であると思われるかもしれない。しかし、それを非法律家に対して説明することはできるだろうか。本授業は、こうした問いにどう答えればよいのか、その手がかりを与えることを目的とする。授業内容は、(1)法とは何かという問いに関わる法概念論の部、(2)法が目的とする価値とは何かに関わる正義論の部、(3)これらを踏まえた上でどのような制度を構築すべきかに関わる制度構想の部に大きく分けられる。具体的には、(1)法と事実、法と道徳、ルールと権利、(2)義務論と帰結主義、国家と市場、生物学的性と社会的性、人間と非人間、(3)民主主義と法の支配、ナショナリズムとコスモポリタニズム、現代と将来世代、の各テーマを取り上げる。	

法思想史	○	法思想史は、法哲学の一分野であり、今日の法制度や法律学の基礎にある思想を歴史的・哲学的背景に遡って明らかにしようとする学問である。法思想史を学ぶことは、近現代法で用いられる概念の由来を知り、その理解をより深めるという側面を持つと同時に、様々な思考様式に触れることで近現代法の枠組を相対化し、それにとらわれない柔軟な発想力をうる源泉にもなるであろう。具体的には、ギリシャ法思想と法思想史を貫く問題設定、アリストテレスの法思想、自然法論の生成、トマス・アクィナスと古典的自然法論、近代法思想概説、近代自然法論(概説とホプブズ)の法思想、クロティウス・プーフエンドルフの自然法論とその影響、ロックの法思想、ルソーの法思想、カントの法思想、ヘーゲルにおける自由と国家、サヴィニーと歴史法学、などを取り上げる。特に古代以来の「自然法」をめぐる思想的格闘が全体を貫く主題となる。	
ビジネス法務特講	○	ビジネス法務において必要となる最新の基礎知識の習得、並びに、ビジネス法務において必要となる調査・報告能力の涵養を目標とする。各回の内容に応じて当該分野で経験豊富な法務担当者や弁護士その他の専門家や随時ゲストスピーカーとしてお招きし、彼らと受講生と教員とで鼎談形式の質疑応答を行う。最終週は各受講者の作成した「期末報告(レポート)」についての作成者との質疑・講評を行う。	オムニバス方式 共同(一部)
外国法基礎(英米法)	○	憲法・差別禁止法の分野に関する合衆国最高裁判所およびいくつかの州最高裁判所の重要な判例を取り上げ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。具体的には、英米法の歴史、英米法系の司法制度といった総論的部分と、特定の法分野について考察する各論的部分とを組み合わせ、英米法に関する幅広い基礎知識の修得を目指す。各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例について解説し、その判例がアメリカの法体系の中で持つ意義を考えるとともに、そこで扱われている法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているかについても探求する。日本語の教材を用いて、講義とソクラティック・メソッドを組み合わせる形式で行う。	
外国法基礎(フランス法)	○	フランス法の基礎として、フランスにおける法規範の生成と適用のシステムを理解することを目標とする。分野としては、法史(民法をモチーフとして主に法源の問題を論じる)、憲法および裁判制度について講義する。具体的には、フランス法小史(第1回～第4回)を扱った後、憲法(第5回～第11回、第五共和制の基本要素、政治権力、裁判権力)、裁判制度(第12回～第14回、裁判の基本要素、裁判所、裁判関係者)を取り上げる。フランス法の観点から知るための基本要素を身に付けることが講義の目的であるが、それと同時に、フランスの歴史、社会、思想にも触れる機会とする。	
外国法基礎(EU法)	○	本講義は、主権国家間の法である国際法とも、主権国家の法である国内法とも異なる、欧州連合(EU)法の法秩序としての独自性を理解することを目的とする。EU内の実務家にとっては、依頼者の権利を守るためにEU法についての知識は不可欠であり、国内裁判所における個々の訴訟において、EU法に基づく主張が行われている。本講義では、そのような主張を可能にした、欧州司法裁判所の判例によって形成された諸理論を学習する。具体的には、EU法の意義、EU/EOの法秩序と司法制度、EU法の直接効果、EU法の加盟国法に対する優位、EU法の間接効果、EU法に違反した加盟国の損害賠償責任、EU法の実効性と加盟国手続法の自律性、域内市場と商品の自由移動、域内市場と人の自由移動、加盟国内裁判所のEU法に対する対応、EUの意思決定手続、などのテーマを取り上げる。	
外国法基礎(中国法)	○	中国の経済発展とグローバル化の進展に伴い、日中間の貿易は益々増大しており、中国法の基礎知識を身に付ける必要性も高まっている。この授業では、中華人民共和国成立後の現代中国法における主要な公法と私法(民法)を扱うことになる。具体的には、現代中国の法体系に触れた後、憲法、裁判制度、行政法、刑法総論、民事訴訟法総論、環境法、民法(総則・物権・契約・人格権・権利侵害責任・婚姻家族・相続)を取り上げる。学生が、本講義を通じて、現代中国法の仕組みをはじめとする現代中国法の基礎知識を習得するとともに、現代中国法を考える上での基本的視座を身に付け、具体的な法制度やその社会的背景等を理解することにより、将来中国法務に携わるべきも、具体的な問題の解決に生かすことができることを目標とする。	
留学準備講座	○	本講義は、主に早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻の交換留学制度を利用してアメリカのロースクールに留学する学生を対象とした、留学準備のための総合講座である。アメリカの法制度の基礎を学んだ上で、実際に英文の判決文の読み方、英文のメモランダム(意見書)の作成方法、英語によるプレゼンテーションのスキルを学習・実践し、より充実した留学生活を送るための準備を行う。アメリカにおける法体系と司法制度の基礎を理解した上で、1年間の留学生活において最低限求められる英語による法情報調査、法律文書作成、プレゼンテーションの技術を習得する。同時に、1年間の留学生活で何を学べべきか、自らの目標をより具体的に描けるようになることを目標とする。	
法医学	○	法医学的判断能力、医学的・科学的事実認定能力のある人材の育成する観点から、次のテーマを取り上げる。(1)法医学総論・検死制度、(2)死の定義、死の判定、脳死、(3)早期死体現象・晚期死体現象、(4)直腸温降下曲線法による死後経過時間推定、(5)創傷と成傷器、松橋事件、(6)創傷の記載と記録、(7)頭部損傷、(8)窒息、(9)素状物の取り扱い、(10)溺水、(11)民事・刑事鑑定例紹介、(12)ロザール事件、(13)トリカブト事件。単に法医学的基礎知識の羅列にとどまらず、法医学上の具体的な問題点、特に鑑定や裁判上の問題点が認識できるような内容とする。法医学者、臨床医といった専門家の証言等を批判的に検討できる実力を有し、その上で倫理観・正義感のある法曹実務家を養成することを目標とする。	
法と経済学	○	「法と経済学」は、ミクロ経済学のツールを用いて法に関する現象を分析し、法解釈や立法に資する知見を提供しようとする分野である。本科目では、民法法を中心とした「法と経済学」についての講義を行う。具体的には、第1回から第7回までに、法と経済学の考え方、ミクロ経済学の基礎(ゲーム理論、価格理論)、法と経済学の基本原理(コースの定理、所有権ルールと賠償責任ルール)を取り上げた後、第8回から第12回には、所有権法の経済分析、契約法の経済分析、不法行為法の経済分析を行う。そして、第13回には、法と経済学の新しい展開に触れる。人々の行動を促進したり抑制したりする「インセンティブ」の考え方を習得し、法解釈学とは違った角度から法制度を捉えられるようになること、および、経済理論やゲーム理論などの社会科学モデルを用いて法現象を分析できるようになることを目標とする。	
法律家のための会計学	○	法律家が実務を行う際に出会う会計との接点に馴染めるように、会計学の基礎を理解してもらうことを目的とする。具体的には、財務諸表と会計情報、財務諸表はどのように作成するのか(簿記の仕組み)、財務諸表の体系と表示、財務会計の基礎概念、企業の諸活動を財務諸表からどう読み取るか、財務諸表を巡る企業不正の諸問題、国際財務報告基準(IFRS)の導入動向などのテーマを取り上げて、財務会計について、財務諸表を作成するまでのプロセスと財務諸表からの企業の諸活動の読み取り方を理解することを目指す。また、例えば企業のM&Aや金融商品取引法の問題のように、法律家が出会う会計との接点の具体例についても、講義中に触れていく予定である。	
法と心理学	○	本科目は、隣接科学としての心理学的な視点からの学習を行うことによって、規範論的法理論と現実の社会的要請とを結びつけること、および、裁判実務の科学的合理性の観点をもたらすことを目的とする。裁判過程において当事者等と十分なコミュニケーションを図るための基礎知識、正確な事実認定のための科学的基礎知識を提供する。具体的には、法と心理学の概要を講じた後、訴訟の位置づけと当事者、紛争解決のための諸理論、訴訟へのアクセスと心理学、リーガルカウンセリングの理論、模擬相談者とのロールプレイ、交渉の心理学、調停の心理学、模擬調停のロールプレイ、目撃証言の心理学、尋問技術と心理学、心証形成と心理学、などのテーマを取り上げる。	
法整備支援活動	○	本科目では、(1)法整備支援の理論(法哲学を含む)、(2)世界機関や各国の法整備支援の実践例、(3)事例研究などを通じて、海外で展開される法整備支援活動を学ぶ。具体的には、法整備支援活動とは何かを概観した後、国家統治から地球統治へ、国際機関による法整備支援、SDGsの課題、各国政府・NGO及び企業による法整備支援、制度と制度改革、市民社会の形成と開発、良い統治のための法律学、法整備支援の実践(総論、カンボジア、ネパールの民法起草支援、モンゴル、ネパールの調停制度構築支援)、法の支配の確立を目指す国際的潮流を取り上げる。	

リーガルライティング	○	<p>本科目は、主として法学未修者に、法的文章を作成するための素養を身に付けてもらうことを目標とする。まず、法的な文章の「モデル」の一つとも言える判例(判決・決定文)を読み、法的な文章に慣れ親しむことから始める。あわせて、法的な文章の中でも(最高裁)判例というものに固有の論理について、未修者向けに踏み込んで解説を行う(以上、学期の前半)。その後、(法学未修者が同時並行的に履修している)「刑法総論」分野のテーマを素材とし、具体的事例に対する法令(刑法)の適用判断を行う場合に、それを文章でどのように示したらよいか、という点について解説する(学期の後半)。その際には、実際に、受講者に刑法総論の論点に関する各自の判断を「論述」してもらい、その論述を素材として検討・解説を加えることにする。</p>	
リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション	○	<p>実務現場の弁護士は、単に法の専門家であるだけでなく、クライアントとのコミュニケーションを通じ、その複雑なニーズを把握しながら、問題への柔軟かつ創造的な対応を模索していかねばならない。また、その業務は法廷での活動に限定されず、法律相談から、裁判外での交渉まで広範囲にわたり、今後そうした傾向はより強まっていくものと考えられる。</p> <p>本科目は、第一にクライアントとの面談場面を構造的に解析し、さらにカウンセリング理論を応用しながら効果的なコミュニケーション技法を体系的に習得することを通じて、弁護士として標準的な面談技法の獲得を目指す。第二に、さらにその展開として、ネゴシエーション(交渉)の過程を構造的に解析し、ロールプレイを通じてその戦略的技法について理解を深めることを目指す。</p> <p>また、こうした技法や構理解を単なる技術的マニュアルとしてでなく、現代社会における弁護士の果たすべき役割をめぐり理念と深く関わる問題として、常に理念にフィードバックさせながら考えていくことを目指す。なお、授業の方法は講義形式ではなく、ロールプレイを通じた体験的学習で構成される。</p>	
裁判外紛争処理	○	<p>社会関係が変容する中で、裁判を中心とする伝統的司法システムによっては対応が不可能な、ないし十分機能的に対応しきれない問題領域が増えてきている。そうした状況を受けて、ここ数十年、世界的に伝統的裁判システムに代わる新たな裁判外の紛争処理機関(ADR: Alternative Dispute Resolution)のあり方を模索し、確立していこうとする動きが強まってきている。伝統的に民事調停・家事調停の実績を誇るわが国でも、2004年にADR法が施行されるに至ったが、わが国のADRは伝統的に裁判代替的モデルとしての位置づけが強く、裁判同様、必ずしも利用者のニーズに合致しない面も多い。我が国のADR制度化の背景の社会的要因を理解するとともに、他方で、人々のニーズに適合的なモデルを模索していく必要がある。欧米では、ADRの手続き運用には、心理学的な知見に基づく実践スキルが必須とされ、ロースクールをはじめ多くの法曹がこのスキルを学び習得している。</p> <p>本科目は、弁護士にとって必須のこれら裁判外紛争処理に関し、ロールプレイやグループによる発表と議論を通じて、(1)その意義に関する理論的理解、(2)その活用の前提となる実践的スキルの獲得を目指し、併せて、(3)個別領域におけるADRの現況と課題についての検討を行う。</p>	
法実務入門	○	<p>本科目は、早稲田大学リーガル・クリニック及び早稲田リーガル・コンモンズ法律事務所所属の弁護士による、弁護士実務への入門科目である。1年生(法学未修者)を対象とし、法律基礎科目の修得と並行して実務のイメージを持ってもらうことを目的とする。本科目の授業はオムニバス形式で実施され、情報公開請求、民事(契約)、家事実務、刑事実務、企業法務、知財実務などの各種法実務分野につき、それぞれ1コマないし数コマを割いて解説を行う。本科目の主眼は、弁護士が実際に行っている業務の具体的な内容を伝えることで、受講者が自分自身の進路や将来像について考えるための情報を提供すると同時に、実務における基礎技能がどのようなものかということを受講者に具体的に示して見せる点に置かれている。</p>	
労働訴訟実務の基礎	○	<p>本科目は、労働法を一通り学修している受講者を対象に、各種の労働紛争解決制度の特徴(特に、労働審判制度の特徴)と、労働事件の主要な訴訟類型における要件事実について解説を加える。本科目は実務系基礎科目であり、弁護士として労働事件に関する実務経験を有する教員が、その実務経験を活かして講義を行う。「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「労働法演習」等の科目において獲得された知識を前提にして、その知識を実務の現場で応用することができる能力の習得・涵養を目指す。</p>	
民事弁護実務	○	<p>民事弁護の領域は、相談、調査、助言・指導、意見書・報告書・契約書作成、交渉、調停、訴訟、保全・執行など多様であり、そのいずれの場面においても、法律の確かな理解に基づいて事案の問題点を抽出し、法的思考によつて的確な分析を行うとともに、当該ケースの事実と証拠からどのような結論が導かれるかを見極め、相手方の反論や結果を予測しながら、適切な手続と適切な主張・証拠の取捨選択を行うことによつて、依頼者にとって最良の解決を導くことが求められる。同時にまた、民事弁護活動においては、依頼者との関係、又は相手方や裁判所等との関係において、聴取、説明・報告、交渉、説得等のためのコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力が問われる。特に文書作成能力、文章表現力は重要である。本科目は、民事弁護に従事している実務家教員が担当する目的であり、実務上の様々な事案を題材に、法律文書の起案とこれに基づく討論を通じて、コミュニケーションやプレゼンテーションを実践しながら、民事法の基礎的な理解を深め、法的な思考を定着させつつ、民事弁護の活動で最も重要な文書作成能力、文章表現力を向上させることを目的とする。</p>	
家事実務	○	<p>家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の実務を学びつつ、家族法の知識を確認し、併せて人事訴訟法及び家事事件手続法の基礎的な概念の習得に努める。家事紛争の増大とともに、その紛争解決を担う家事事件担当の弁護士及び家庭裁判所裁判官に寄せられる社会一般の期待は一層大きくなっている。その職責を果たすことができる法律実務家になるためには、実体法である家族法及び手続法である人事訴訟法及び家事事件手続法を理解したうえ、この両者を有機的に組み合わせて考える必要がある。なお、家族法は親族法相続法からなるが、その理解のためには財産法の基礎的な知識が不可欠であつて、これを確認しつつ、授業を進める。</p>	
刑事弁護実務	○	<p>本科目は、典型的な否認事件を題材として、捜査段階、公判段階における刑事弁護人の活動について解説を行う。また、それぞれの段階ごとにシナリオに即した設題を検討していくとともに、法律文書の起案、接見、証人尋問、冒頭陳述、弁論なども体験してもらい、捜査段階における弁護活動(弁護の受任、接見、勾留決定に対する準抗告等)及び公判段階における弁護活動(保釈請求、公判準備、公判での冒頭陳述、証拠意見、証人尋問、最終弁論等)の具体的な内容について、弁護人の立場からの必要な知識・技術を身につけると同時に、刑事弁護人の役割・弁護活動についての理解を深めることを目標とする。</p>	
家族法実務	○	<p>我が国においては、社会的・経済的変動に伴う国民の家庭生活の変化、中でも、核家族化、さらには、高齢化および少子化の急激な進展、価値観の多様化、家族間における権利意識の高揚等の諸要因が、家庭に関する紛争を増加させ、かつ複雑困難なものにしている。このような紛争を適切迅速に解決するためには、家事事件担当の弁護士等法律実務家のより一層の積極的な関与が欠かせない。本講義においては、法律実務家として必要とされる家族法の知識のうち、基礎的な概念を中心に取り上げる。具体的には、婚姻、離婚、親子、親権・監護権、相続人の地位、遺産分割、遺言、遺留分などに関する基本的な法律関係と実務上の諸問題を扱う。</p>	
民事法総合研究	○	<p>本科目は、民事の実務家教員と民法又は民事訴訟法の研究者教員とがオムニバス形式で担当し、総合的な事例研究を行うものである。各事例問題を担当するグループを作り、各担当グループは、事例に含まれる法的問題、関連する裁判例・学説等を調査・検討し、その結果をプレゼンテーションに簡潔にまとめ、クラス全体に対してプレゼンテーションを行う。担当教員は、各グループを回って、問題の所在、裁判例・学説等の調査の方向性、想定される見解とその問題点等について担当グループと議論を行い、さらに、各グループのプレゼンテーション及びクラス全体の議論に対して講評を加える。</p>	オムニバス方式

刑事法総合研究	○	本科目は、刑事事実認定に不可欠な実体法の解釈問題、手続法とりわけ証拠法の重要問題を取り上げて議論と解説を行う、刑事法の総合研究科目である。具体的には、裁判員裁判も含めた実務の現状を踏まえ、現在実務において活発に議論されている共謀、違法収集証拠、責任能力などをテーマとして取り上げる。毎回、刑事の実務家教員3名が出席し、受講者が事前課題を予習・検討していることを前提として(レポート提出を求める場合もある)議論・検討を進める。さらに、テーマとする内容に応じて、研究者教員の参加や、司法精神医学を専門とする精神科医の招へいも予定している。	共同
民事実務演習	○	本科目は民事裁判について豊富な経験を有する裁判官派遣教員が理論的側面のみならず実務的な視点を交えて実践する民事裁判実務の演習科目である。当事者の言い分を記載した教材(言い分教材)や、実際の訴訟事件記録に近い教材(事件記録教材)等を利用して、法律科目及び民事訴訟実務の基礎で学んだ知識を用い、事案の主張整理、当該事案における実体法及び手続上の問題点の検討を行う。また民事事実認定の講義及び実践を行う。場合によっては、教員が実務に関する講話等をしたり、事案を当事者側の視点で検討したり、グループディスカッションを実施することもある。	
模擬裁判(民事)	○	本科目は、実務家教員が担当し、法廷教室等を用いて民事手続きの流れを修得するための模擬裁判科目である。民事訴訟実務の基礎Ⅰ、Ⅱで学修した要件事実・訴訟運営の基礎に基づいて、民事訴訟における事実認定の基本的事項を学ぶとともに、事件記録教材を使用しながら、争点証拠整理、証拠調べ手続きと事実認定などをロールプレイ的に実践する。毎回、受講生全員が原告・被告代理人及び裁判所のそれぞれの立場に立って、手続について検討していく。	
模擬裁判(刑事)	○	本科目は、実務家教員が担当し、法廷教室等を用いて刑事手続きの流れを修得するための模擬裁判科目である。受講者は検察官役、弁護人役、裁判官役に分かれ、模擬裁判記録を使用して公判前整理手続から公判審理、判決宣告までの手続をロールプレイ的に実践する。具体的には、検察官役、弁護人役は、主張立証方針の策定、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告・弁論を行い、裁判官役は、公判前整理手続の運営、公判期日全般の運営と訴訟指揮、審理結果を踏まえた判決宣告を行う。	オムニバス方式 共同
臨床法学教育(基礎)	○	本科目は、1年次配当の臨床法学教育科目として、受講者の民法の基礎知識の定着を図りながら、模擬事案による法律相談、さらには一般の相談協力者を相手とした民事法律相談(聞き取り)を実践する。受講者は、①第1段階として、民法の法制度の基礎知識を、②第2段階として、売買・消費貸借等の契約成立の要件、その証明に必要な間接事実・証拠等の知識を修得・確認した上で、③第3段階として、模擬法律相談において法律相談の基本的な技法を体験・習得し、④第4段階として、一般の相談協力者からの民事法律相談(聞き取り)に臨む。法律相談に際して、受講生は事前に法的知識・証拠等に関する調査・検討を担当弁護士と共に進行。また、聞き取り後の法的助言は教員が行い、受講生はそれを傍聴する。受講者は、事前検討メモ、事後報告メモの作成が求められる。	オムニバス方式
臨床法学教育(民事クリニック)総合	○	本科目は、実際の法律相談や受任事件への対応を通じて法律の理論と実務を学ぶ、民事法分野の臨床法学教育科目である。弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、弁護士及び教員の指導監督の下、民事事件の法律相談等の実地を体験する。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱い、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起草、証拠の整理を受講者が実際に担当する。生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査検討を通じて、民事法分野の発展的な学習を行う。さらに、内容証明、訴状などの作成・添削を通じて、法文書作成に関する基礎的知識も習得する。法律相談のほか、他クラスとの合同の事件検討会も実施する。	オムニバス方式 共同(一部)
臨床法学教育(民事クリニック)家事・ジェンダー	○	本科目は、家事・ジェンダー分野に関する臨床法学教育科目である。受講者は、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導監督の下で実際の法律相談事件の相談を直接担当し、受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力するなどの活動を実践する。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起草を受講者が行う場合もある。事件の種類としては、離婚事件(財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む)・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件(養育費、親権変更、面会交流等)・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。最終カンファレンスでは、他のクリニックの履修生と合同で事件の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習内容の共有・経験交流を図る。	オムニバス方式 共同
臨床法学教育(行政)	○	本科目は、行政法分野に関する臨床法学教育科目である。受講者は、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導監督の下で実際の法律相談事件の相談を直接担当するとともに、各種調査・検討、各種文書作成等を自ら行うことを通じて行政法理論・行政事件実務を学ぶ。取り扱う事件は、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所に新たに持ち込まれた事件、教員が関与している事件等である。各受講者は、それぞれ2、3回、主担当として法律相談を担当する。	共同
臨床法学教育(労働)	○	本科目は、労働法分野に関する臨床法学教育科目である。受講者は、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において実際の事件に接しながら労働実務の実地を体験する。法律相談においては、弁護士教員の指導・監督の下、受講者が労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスを行う。また、受講者は、担当教員が受任した事件について、その指導監督の下、依頼者と打ち合わせを行いながら事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起草を実践する。弁論期日の傍聴などを行うこともある。	
臨床法学教育(刑事)	○	本科目は、刑事法分野に関する臨床法学教育科目である。受講者は、弁護士教員の指導監督の下で、実際の刑事事件に接しながら刑事弁護の実地を体験する。受講者は、現実の刑事事件に接することで、刑法・刑事訴訟法が現実の事件にどのように適用されているか、身体拘束を受けている被疑者・被告人がどのような状況にあるか、また関係機関がどのように機能しているかなどを学ぶ。受任事件にもよるが、概ね約2〜3週間程度の活動期間を予定し、弁護活動開始から約1か月後を目安に、全部の班が参加して報告会を行い、報告書を作成・提出する。	共同
臨床法学教育(外国人)	○	本科目は、外国人法・難民訴訟に関する臨床法学教育科目であり、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。受講者は、国際人権条約の国内的実施、難民認定基準の問題等について、実務家教員と研究者教員のペアによる指導監督を受けながら、現実の案件について相談者・依頼人へのリーガル・サービスの提供を実習する。受講者は、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取、難民認定申請書に添付して出入国在留管理庁に提出する意見書の作成などの作業を行う。本科目の授業は、必要に応じて早稲田大学の教室や弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックだけではなく、実務家教員の所属する法律事務所で行われる場合もある。	共同
臨床法学教育(障害法)	○	本科目は、障害法に関する臨床法学教育科目である。2007年5月、国連で障害者権利条約が発効し、日本も2014年に批准した。2016年4月には、障害者差別解消法が施行され、障害者雇用促進法が改正された。障害のある人を取り巻く法制度が大きく変わりつつある現状にあるとはいえ、障害のある人の多くは依然として福祉サービス、雇用、教育、交通・通信手段その他の面で十分な配慮を受けられていない状況にある。こうした中で、障害のある人の権利保障に関心を寄せる実務法曹を育成することが求められるとの認識の下、この分野の体系的な知識を実務との接点ももたながら習得する機会を提供するのが本科目の目的である。授業においては、障害法の総論に関わる部分(障害とは何か、憲法的基礎、障害者権利条約、最近の障害者施策の動向など)についての講義が行われた後、各論的分野(精神障害、知的・発達障害、身体障害)につき、それぞれ専門の実務家教員がオムニバスの講義を担当する。その際、各教員が手がけた訴訟ないし相談事例などを用いて臨床的技術の修得を図る。	オムニバス方式 共同(一部)
エクスターンシップ	○	エクスターンシップは、臨床法学教育の一環として、夏季・春季の休業期間に外部の受入先(法律事務所、企業法務部、官公庁、NGOなど)に学生を一定期間派遣し、法律関連実務を実習させるプログラムである。学生は、受入先を募集している受入先の中から、受入先を希望する派遣先を選んで出願し、教員による面接選考等を経て派遣が決定する。本プログラムは、学生に対し、法実務に直接触れることで実社会の「生きた法」を学び、法律家としての社会的責任の重さを実感するとともに、自らのキャリア形成について本格的に考える機会を提供することを主眼としている。派遣された学生は、派遣終了後に報告書を作成・提出する。	

			<p>コモンズ・エクスターンシップは、夏季休業期間中に、学生が、本専攻と連携している早稲田リーガルコモンズ法律事務所に赴き、同事務所の弁護士の指導の下、各分野の法律実務の一端に触れ、その実習を受けるプログラムである。本プログラムは、学生に民事・刑事・行政の各分野に関わる法律業務を集約的に体験させることで、各種法律科目の学修効果を高めると同時に、学生各自が自らのキャリア形成に関して本格的に考えるための基本情報を提供することを目的としている。</p>	
			<p>「倒産法」は実定法の名称ではないが、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法などにまたがる倒産処理に関する手続を規律する法制度の総称である。倒産法によって規律される倒産処理手続は、破産手続、民事再生手続、会社更生手続および特別清算手続によって構成されている。</p> <p>本科目は、これら各種の倒産処理手続につき、清算型の一般手続である「破産手続」と、再建型の一般手続である「民事再生手続」を中心的に取り上げ、両手続を対比しながら扱う。まず最初に倒産処理手続の全体構造における各手続の位置づけと特徴について明らかにした上で、次いで各論として、清算型の破産手続と再建型の民事再生手続とを対比しながら取り上げ、手続の流れに沿いながら、両手続に共通する点と相違点に留意しつつ、手続の各段階において生ずる個別的問題について検討する。本科目は、この倒産法の全領域のうち前半部分を取り扱う。</p>	
			<p>「倒産法」は実定法の名称ではないが、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法などにまたがる倒産処理に関する手続を規律する法制度の総称である。倒産法によって規律される倒産処理手続は、破産手続、民事再生手続、会社更生手続および特別清算手続によって構成されている。</p> <p>本科目は、これら各種の倒産処理手続につき、清算型の一般手続である「破産手続」と、再建型の一般手続である「民事再生手続」を中心的に取り上げ、両手続を対比しながら扱う。まず最初に倒産処理手続の全体構造における各手続の位置づけと特徴について明らかにした上で、次いで各論として、清算型の破産手続と再建型の民事再生手続とを対比しながら取り上げ、手続の流れに沿いながら、両手続に共通する点と相違点に留意しつつ、手続の各段階において生ずる個別的問題について検討する。本科目は、この倒産法の全領域のうち後半部分を取り扱う。</p>	
			<p>本科目は、租税法の全領域のうち前半部分を取り扱う。契約関係を締結する際には、背後に税の問題を意識しておく必要がある。また、契約締結の場面ばかりでなく、日常生活においても、税の問題は身近な問題として捉えておく必要がある。本科目では主として所得税について講義する。所得税は、個人を中心として構築されており、わが国の財政収入においても重要な役割を担っている。本科目は、所得税法の基本条文の解釈及び適用上の論点を確認して上で、代表的な裁判例・学説などを検討する。</p>	
			<p>本科目は、租税法の全領域のうち後半部分を取り扱う。何らかの経済的取引を行なった際には、ほぼ常に税務問題が発生することから、法書実務において、一般法律科目と税法は、密接不可分の関係にあり、両者の知識がなければ真の問題解決は図れない。本科目も、そのような観点から、所得税法・法人税法の諸問題につき、法令・条文の読み方/判例の見方・探し方を確認しつつ、実務について後に実際に経験するであろう事例を中心に解説・検討する。</p>	
			<p>本科目は、独占禁止法分野の前半部分を取り扱う科目として、独占禁止法の基礎および不公正な取引方法および私的独占に関する部分について検討を加える。最初に独占禁止法の総論部分について概説した後、不公正な取引方法の禁止(独占禁止法2条9項・19条)、及び排除型私的独占の禁止(独占禁止法2条5項・3条前段)の違反の成立要件とその具体的な事例における判断について解説する。</p>	
			<p>本科目は、独占禁止法分野の後半部分を取り扱う。具体的内容としては、不当な取引制限、事業者団体の競争制限的行為、公正取引委員会、課徴金納付命令、排除措置命令、損害賠償請求、企業結合、非ハードコアカルテルなどを検討対象とする。</p>	
			<p>本科目は、国際関係法(公法系)分野の前半部分を取り扱う。重要な国際規範の相互関係を的確に理解し、背景となる事例・判例との関連を確実に把握できる国際法の知識を得ることを目標とする。あわせて、国際法上の論点が複数含まれる事例を的確に分析し、自らの考えを論理的な文章として表現する能力を獲得することも目標とされる。具体的内容としては、国連憲章、国際司法裁判所規程、条約法に関するウィーン条約、海洋法に関する国際連合条約、外交関係に関するウィーン条約が取り扱われる。</p>	
			<p>本科目は、国際関係法(公法系)IIに続き、国際関係法(公法系)を選択する学生に、国際法の重要論点を整理した形で包括的に提示することを目的とする。取り扱う具体的な内容は、国家責任条文、国家管轄権と主権免除、国家・政府の承認と承継、国際法における個人、その他の特定項目(領域紛争、国有化)である。また本科目の後半では、具体的な事例を題材として、関連する国際法の内容を的確に文章で表現する実践的な能力の習得も目指す。</p>	
			<p>本科目は、国際関係法(私法系)を構成する国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法のうち、国際取引法(必要に応じて国際私法・国際民事訴訟法の財産法分野にも言及)について講義を行う。具体的には「売買・運送・支払に関する日本法」を扱い、主な内容として、国際関係法(私法系)の財産法分野の全体像と基本的な貿易の仕組みを理解した後、英文契約書の読み方、売買(インコタームズ、ウィーン売買条約等)、運送(国際海上物品運送法、モントリオール条約)、支払(信用状統一規則等)、紛争解決(国際民事訴訟法、仲裁法、交渉・危機管理)を取り上げる。</p>	
			<p>本科目は、国際関係法(私法系)を構成する科目群のうち国際私法について講義を行う。国際法の進展に伴い国境を越えた法律関係の法的処理を安定的に行うことが重要となっている。国際的な法統一ができればベストであるが、実際に統一をすることは困難である。そこで、各国の法律が異なることを前提に、一つ一つの具体的な事案に適用される準拠法を定めることにより法秩序を構築するという国際私法の方法が用いられている。本講義では、(1)法律関係の性質決定、(2)連結点の確定、(3)準拠法の特定、(4)準拠法の適用という準拠法の決定・適用の4つのプロセスを総論として扱い、かつ、講義の後半では、各論として、婚姻、親子関係、相続等の親族相続法分野及び契約、不法行為、物権等の財産法分野における準拠法の決定を扱う。</p>	
			<p>本科目は、広義の国際私法のうち、国際民事訴訟法の部分を取り扱う。すなわち、裁判による紛争解決手続について、(1)裁判権、(2)国際裁判管轄、(3)送達、証拠調べ、(4)外国判決の承認・執行、(5)国際訴訟競合、(6)国際保全訴訟などを扱う(なお、国際民事手続法に含まれる仲裁については、別途開講される国際商事仲裁法で扱われる)。</p>	
			<p>本科目は、(労働法Ⅱとともに、)労働法分野の全体を扱う科目であり、雇用関係法(個別的労働関係法)と労使関係法(集団的労働関係法)の基本事項を学修するとともに、労働法の現代的展開にかかわる領域(企業組織の変動や競争禁止義務・秘密保持義務などの問題)、さらに労働市場法に関する基本事項も学修する。本科目(労働法Ⅰ)では、労働関係の当事者、労働条件の決定・変更システムの基本構造を学んだ上で、労働関係の成立・展開と労働条件にかかわる基本事項を学修する。労働法全体の中で見れば、労働法総論にあたる部分と企業秩序と懲戒および労働関係の修了などを除く雇用関係法(個別的労働関係法)の多くの部分を扱うことになる。</p>	
			<p>本科目は、(労働法Ⅰとともに、)労働法分野の全体を扱う科目であり、雇用関係法(個別的労働関係法)と労使関係法(集団的労働関係法)の基本事項を学修するとともに、労働法の現代的展開にかかわる領域(企業組織の変動や競争禁止義務・秘密保持義務などの問題)、さらに労働市場法に関する基本事項も学修する。本科目(労働法Ⅱ)では、懲戒処分および労働関係の修了など、労働法Ⅰで扱っていない雇用関係法(個別的労働関係法)の部分と、労使関係法(集団的労働関係法)および労働法の現代的課題を取り扱う。</p>	

司法試験
選択科目

特許法	○	<p>本科目は、知的財産法のうち特許法を扱う科目である。特許法は、発明(産業技術に関するアイデア)の創造と公開を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする制度である。現代社会において、高度に発達した技術を利用する工業分野はもとより、他の産業分野でも、技術の活用によって付加価値や競争力を実現することが重要になっており、特許制度の役割は増大している。そのため、特許を巡る法的紛争も数多く発生しており、かつ、国際的な問題も増えている。本科目では、特許法の基礎から応用的側面までを講義と同時に、上記のような現代的課題に適応するための立法論・政策論を提案する能力の涵養も目指す。</p>	オムニバス方式
著作権法	○	<p>本科目は、知的財産法のうち著作権法を扱う科目である。著作権法について、身近でアクチュアルなトピックに触れつつ、これをヴィジュアルに解説することによって理解と関心をうながす一方で、知的財産法全体および民法法全体からの視角を意識しながら、体系的な理解をも修得できるようにすることを目標とする。</p>	
環境法I	○	<p>本科目は、環境法分野を取り扱う科目である。環境法は、様々な法分野に関連するとともに、さらに行政学、経済学、化学、工学等の分野とも関係している、いわば学際的な領域である。近年、環境法独自の理念・原則が形成されてきたこと、環境に関する法制度を総合的に理解することがきわめて重要になってきたことから、環境法を一つの体系として捉え、総論と各論に分けることを考えたい。前半に当たる環境法Iにおいては、環境法の歴史、環境基本法、土壌汚染、環境影響評価、廃棄物処理法、環境訴訟について学修する。</p>	
環境法II	○	<p>本科目は、環境法分野を取り扱う科目である。環境法は、様々な法分野に関連するとともに、さらに行政学、経済学、化学、工学等の分野とも関係している、いわば学際的な領域である。近年、環境法独自の理念・原則が形成されてきたこと、環境に関する法制度を総合的に理解することがきわめて重要になってきたことから、環境法を一つの体系として捉え、総論と各論に分けることを考えたい。後半に当たる環境法IIにおいては、環境政策の手法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、リサイクル、化学物質、温暖化対策、環境法の基本理念、自然、公害防止事業者負担法、公害健康被害の補償等に関する法律、公害紛争処理法、環境訴訟について学修する。</p>	
不動産法特殊講義	○	<p>本科目においては、不動産関連の法令および契約書・約款を読み、不動産法およびその実務を学修する。不動産関連の法令として、借地借家法、区分所有法、不動産登記法等の私法だけでなく、都市計画法、建築基準法、都市再開発法等の公法も取り扱う。また、不動産関連の判例を読むことを通じて、法曹としての法的思考力・展開力・応用力を養うことも目標とする。</p>	
消費者法	○	<p>本科目は、主に消費者取引の分野を対象にして、消費者の権利・利益のために制定されている各種の特別法の学習を通じて、日本の消費者法の特徴と基本原理及び消費者法に特有な法制度や法理論を学ぶ。また、消費者取引に限らず、可能な限り消費者の安全や表示の問題も取り上げて検討する。授業の中で、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、金融商品販売法、製造物責任法、貸金業法、その他の消費者法個別法令や、破産法、民事再生法等の解釈、適用、消費者紛争解決のための制度の解説なども適宜行う。</p>	
信託法	○	<p>本科目は、信託法の分野を取り扱う科目である。まず、信託法の基礎知識として、信託の歴史、信託のしくみ(委託者・受託者・受益者の三者構造、信託財産の受託者への移転や、受託者の義務)、信託の倒産隔離機能等をおさえたうえで、平成18年改正により新しく認められた信託類型や商事目的での信託の利用例を学び、信託の判例も検討しつつ、信託設定から順に、信託財産、受託者の義務と責任、受益者、信託の変更・終了・清算、委託者について講義を行い、信託法の全体像を明らかにする。それにより、信託法の専門知識を身につけること、さらに、周辺の民法などの法律も意識しつつ、信託法の諸問題を分析して批判的に検討し、実務のニーズにこたえるスキームや解釈論を展開できるようになることを目指す。</p>	
金融担保法	○	<p>本科目では、主に間接金融(とりわけ銀行融資)で用いられる各種の担保制度について、それぞれの法的諸問題を学ぶ。実務上多用されている(あるいは今後利用が期待されている)重要度の高い担保制度に焦点を当てて検討を加える。また、保証・債権譲渡・相殺等、民法科目においては債権総論で取り扱われる諸制度についても、実務において担保としての重要な役割を果たしていることに鑑み、学習の対象とする。</p>	
民事執行・保全法	○	<p>本科目は、民事執行・保全法の分野を取り扱う科目である。確定した実体法上の権利の内容(金銭支払い、物の引渡し、作為・不作為の請求権)を強制的に実現することを目的とする強制執行、その強制執行に着手するまで相手方の財産を保全することなどを目的とする民事保全(仮差押え・仮処分)、さらに抵当権などの担保権の実行としての競売など、民事執行法及び民事保全法全般を幅広く学修する。</p>	
倒産法演習	○	<p>本科目は、倒産法の演習科目として、特に破産法と民事再生法を中心に、具体的なケーススタディを繰り返し行う。倒産法I・IIにおいて学んだ倒産法の理解を更に深めるとともに、学修で得た知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させる科目として位置づけられる。倒産法をめぐる具体的なかつ複雑な事案に接して、法的問題を見つけ出し、法的に分析・解決することができるような能力の涵養を目指す。</p>	
事業再生の実務	○	<p>本科目は、主として株式会社の事業再生を念頭に置き、具体的なケースをもとに、事業再生の実務のあり方について講義を行う科目であり、法律基本科目の学修で得た知識を法曹の現場で応用するための架橋となる科目と位置づけられるものである。受講者は、企業法務に携わる実務家がどのように考え、どのようにアドバイスし、どのように問題解決を図っていくのかを、具体的な事案を通して実践的に学ぶ。具体的には、事業再生とコーポレート・ガバナンス、事業再生とM&A、事業再生とファイナンス、事業再生と諸法(租税法・労働法・知的財産法)、クロスボーダー事業再生などに関わるケースが検討される。</p>	オムニバス方式 共同(一部)
スポーツ・エンターテインメント法	○	<p>本科目は、スポーツビジネス、エンターテインメントビジネスに関する法的問題を相互的に取り扱う科目である。この領域は、伝統的には、主として業界慣習によって運用がなされるいわゆる「ソフト・ロー」の世界であったが、近年のデジタル化、ネットワーク化、グローバル化による業態・業界構造の変化等の影響から、様々な法的問題(「ハード・ロー」に関わる問題)も生じるようになってきている。本科目では、これらの法務を数多く取り扱う実務家と研究者が、業界構造、業界慣習と法的問題点、法律家の役割等の具体的解説を行う。</p>	オムニバス方式
ドイツ刑法	○	<p>本科目は、ドイツ(およびオーストリア)の刑法学・刑法実務における議論と日本のそれとを比較することで、刑法総論の諸論点について多角的な視野を得ることを目指す。ドイツ刑法の標準的教科書などの記述を基にして、ドイツおよびオーストリアの刑法総論と日本の刑法総論とを比較しつつ、刑法の重要論点に関する議論を行う。</p>	
刑事政策	○	<p>刑事政策学は刑法学の一分野であり、公権力の所在(国や地方公共団体)が刑事立法や刑事法運用を通じて行う刑事政策(犯罪対策のあり方を工夫すること)を研究対象とする。本科目は、刑事政策の分野につき、法の運用実態も視野に入れながら、その全体構造を解説する。具体的には、最初に刑事政策学の総論的内容を解説した上で、刑罰制度を順次検討していく。その後、保安処分と犯罪者処遇について考える。とりわけ犯罪者処遇については、司法的処遇・施設内処遇・社会内処遇にそれぞれ分けて詳しく検討する。最後に、犯罪被害者保護の各種制度も概観する。</p>	
犯罪学	○	<p>本科目は、日本の治安情勢及び治安対策を概括した上で、近年、治安対策上の重要課題として挙げられることの多い事項(犯罪類型等)を毎回一種類又は数種類取り上げ、その状況や対策等の詳細を実例を踏まえつつ解説を行う。同時に、治安対策としての関係法令の制定・改正等も取り扱う。具体的には、ストーカー・DV・児童虐待対策、少年非行対策、サイバー犯罪対策、暴力団対策、薬物対策、特殊詐欺対策、外国人犯罪対策、犯罪被害者支援などのテーマが取り上げられる。</p>	

少年法	○	<p>本科目は、少年法(少年法学)の分野を取り扱う科目である。少年法学は、少年法及びその関連法に広くわたる学問分野であり、「融合分野」とも呼ばれるように学際的な観点を持つところに大きな特徴がある。本科目では、こうした少年法及びその関連法の全体構造について、近時の法改正も踏まえながら解説を加える。具体的には、主として少年保護司法システムをそのプロセスの流れに沿って検討を加え、さらに、少年法の理念が及んでいる少年刑事司法システム及び児童福祉行政システムについても併せて考察していく。</p>
修復的司法	○	<p>修復的司法とは、特定の害(harm)の結果及びその結果が将来において有する潜在的な影響をどのように扱うかについて、その犯罪等に利害関係のある者が、平等の立場で相互にやりとりをしながら、集団的に、あるべき姿(正義)を探求する一つの過程である。現代的な修復的司法は、刑事司法制度が抱える課題に対応するために発達してきた(狭義の修復的実践)が、その実践は、刑事司法の枠を超えた紛争の解決・予防方法の一つとして、その応用分野を拡大しつつある(広義の修復的実践)。講義では、理解の基本となる、刑事・少年司法分野を中心に、関連する広義の修復的実践(いじめ、医療紛争、ハラスメント、虐待、DV)も採り上げる。また、アクティブ・ラーニング実践のため、①実務経験豊かな担当教員による講義、②裁判例を素材としたグループ及び個人での事例研究、③弁護士主宰NPOによる修復的対話のロールプレイの体験型授業を組み込んでいる。</p>
経済刑法	○	<p>今日では、日々複雑化する経済活動に対応した規制を行うため、刑法に加え、特別法による罰則が不可欠となっている。本授業は、経済活動に関する刑法上の犯罪をベースに、各種の特別法上の犯罪を検討対象とする。特別法上の犯罪を論じるにあたり、伝統的な刑法理論との関連性を意識することによって、刑法自体の理解を深めることも期待される。</p> <p>本授業は、法学研究科法曹養成専攻と法学研究科他専攻との合併授業となる。受講生の人数によって進行方法は変わってくるが、原則として、各回のテーマにつき報告担当者を決め、演習形式で行う予定である。取り扱うテーマ、重点の置き方などは、受講生の興味に応じて適宜変更可能である。</p>
公務員法	○	<p>公務員法は行政法学における一分野であり、行政の担い手である公務員の人事管理を規律する法令を指す。公務員は、国家や社会の問題に対して万全に対処することが求められている一方で、税金で給与が支払われていることから、民間企業並みの効率的な働き方も求められている。公務員法はこの二律背反を調整する役割を持っている。</p> <p>ガバナンスの必要から生ずる公務員法の特殊性とマネジメントの理論から生ずる普遍性を視座として、国家公務員制度を中心に、その機能・運用・制度について、地方公務員制度、民間労働法制、主要諸外国の公務員法制と対比しながら考察する。講義は、パワーポイントによるレジュメを基に、文献・判例・具体的な事例等も参照しながら、質疑応答や意見交換を交えつつ進める。また、講義を踏まえつつ、各自が設定したテーマについてのレポートを作成する。</p>
都市と法	○	<p>授業ごとに都市環境を取り巻くテーマを設定し、法制度の概要、制度運用の実際・課題、紛争の現れ方(裁判例等)を検討する。「都市と法」の分野は、行政紛争が顕在化する典型的局面の一つであり、この分野の理解を深めることは、行政法の理解の深化に繋がる。また、「都市と法」の分野は、自治体ごとの取組みが重要な意味を持っており、その点で多くの条例を検討することになる。この学修を通して、地方自治や条例のあり方を理解することも目標となる。</p> <p>この科目は、法律基本科目(行政法)の事案への適用力を養うとともに、発展・展開科目として「都市と法」の分野の学修を行うことも目指している。教員は、この科目に関する実務の経験を有しており、実務経験も活かして講義を行う。</p>
行政紛争特別講義	○	<p>具体の事件を題材にして、行政法理論を学修する。この授業の特徴として、取り扱う事件のほとんどは担当教員が実際に関与した事件であることから、事件の背景、生の紛争資料、事件のその後などを含め、行政事件の現実・実体も学ぶことができる。実際の事件における処分のお知らせ、各種証拠、通達・要綱・ガイドラインなど、(公表することができる範囲で)生の資料を用いて検討を行う。また、「書く力」をつけるため、起案演習を2回行う。その点で、この科目は、法律基本科目で学修した内容の事案への適応力を養うとともに、アウトプット能力を深化させることを目的としている。教員は、実務家として多くの行政事件を取り扱っており、行政事件実務もあわせて教授する。</p>
租税政策	○	<p>租税・税制論や財政政策論といった、財政学的アプローチによる租税政策の講義を行う。今日の主要な租税政策の問題・争点を踏まえつつ、税制改革や税制改正における財務省、総務省、税制調査会、国税庁等での租税政策議論も取り上げる。</p> <p>本講義の狙いは、各種の租税法に関する財政学の上級基礎理論とともに、租税政策に関する議論の背景を修得することにある。特に、租税訴訟の解決にあたって、法制度・法律構成の選択・条文の各要件等を理解するための前提となる理論的な視点を獲得し、さらに租税の制度的発展史、国際的動向を理解することで、各種の租税法が直面している問題とその解決策に関する知見を得る。これらを通じて、弁護士となり租税訴訟を受任した際に必要な複眼的な思考能力を養い、法律実務家としてのあり方や、自らの法曹としての将来像も意識してもらう。</p>
資産税法	○	<p>高齢化が急速に進む日本において、弁護士として高齢者を巡る法律問題を的確に分析し、解決するためには、相当程度の資産税法(所得税法の一部および相続税法)の知識が求められる。他方で、資産税法の膨大な論点を網羅的に学ぶことは、およそ現実的ではない。</p> <p>本講義では、資産税法の諸論点を「弁護士業務に不可欠か否か」という観点から取捨選択し、さらにそこで残った論点を、「常識に沿った結論が導かれる論点」と「常識からすると意外な結論が導かれる論点」に別けて検討する。</p> <p>具体的事例を想定し、そこに含まれる租税法上の問題点を抽出し説明する。その際には、結論を導くための理論的根拠および実務的根拠をバランスよく明らかにし、租税法の基礎理論と実務の最前線を架橋するよう努める。</p> <p>法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力を育成する科目である。</p>
国際租税法	○	<p>この講義は、我が国の租税法令に含まれる国際取引関係の規定と租税条約の適用関係を、所得課税を中心に、裁判例や行政実務も含めて立法政策と租税原理に基づいて整理し、広大なこの分野の学習の基礎的理解を深めることを趣旨とする。</p> <p>授業では、基本的用語、概念の確認を行いつつ、論点の法的構造を、受講生への質疑を通じて把握するようにする。</p> <p>授業の目標・受講生の到達目標は、受講生の予習を前提に、租税法令の具体的な措置の制度趣旨や法解釈問題、国際機関や外国での同様の論点の議論の動向を体系的に整理し、初学者も基礎的論点の理解を深めることである。</p>
情報法I	○	<p>憲法総合の判例教材と憲法判例百選を主な素材として、表現の自由の基礎に関する諸論点―保護範囲、間接的・付随的制約、パブリック・フォーラム、過度の広汎性の故に無効の法理と偶然性の故に無効の法理の関係など―について解説する。日本に限らず、諸外国の判例・学説をも参照する。本科目は3年次科目であり、関連する法律基本科目の修得を深めるとともに、法律実務の現場で修得した知識を深めるためのアウトプット能力を深化させる科目として位置づけられている。また、情報法IIの修得に必要な知識を提供する科目でもある。</p>
情報法II	○	<p>マスメディアの表現の自由、放送制度、通信制度、個人情報保護、インターネットなど、情報法の多様な論点を解説する。教材としては、長谷部ほか編『憲法判例百選 I II [第7版]』と長谷部ほか編『メディア判例百選 [第2版]』を主に使用する。本科目は、憲法に関連する法律基本科目の修得を深めるとともに、実務の現場において関連する知識を応用するためのアウトプット能力を深化させる科目としても位置づけられる。</p>

企業統治と企業金融	○	<p>主として公開会社(上場会社)の企業統治(コーポレート・ガバナンス)及び企業金融(コーポレート・ファイナンス)に関する基礎的な理論(エージェンシー問題等)、主要な規制(証券規制、M&A法制等)及びその実務、最新のトピックス等について、対話形式と講義形式を併用して授業を行う。会社法に関して、企業統治と企業金融という観点から再構成して解説するものであり、会社法の立体的な理解が可能となる。また、会社法と金融商品取引法が交錯する分野であることから、双方の有機的一体的な理解が可能となる。また、講義に際しては、講師の弁護士としての経験に基づく実例の紹介等を行い、受講者が具体的なイメージをつかめるように工夫したい。なお、会社法の問題を中心に予習課題を出す場合があり、当該課題について、授業当日、希望者(又は講師に指名された者)に回答してもらい、議論をすることを予定している。カリキュラムポリシーにおける発展・展開科目に位置づけられる。</p>
企業再編特論	○	<p>本講義では、実務の経験を有する教員等(弁護士)がその実務経験を活かし、上場会社を対象とするM&A取引につき実務上問題となる重要な法的論点について講義・議論を行う。会社法に限らず、金融商品取引法、税法などM&A実務に関わる企業法分野について広く取り扱う。したがって、カリキュラムポリシーでいうところの、3年次の「法律基本科目の事案への適用力」「発展・展開科目の学修」に相当する内容となる。</p>
資本市場法	○	<p>資本市場法は、企業の資金調達と国民の資産運用の場である資本市場を規律する法を総称し、金融商品取引法のほか、投資信託・投資法人法、資産流動化法などが含まれる。2006年には、金融先物取引法、投資顧問業法などを統合して、証券取引法が金融商品取引法に改組された。投資に関する包括的横断的な規制の体系を構築するためである。関連する法体系は、資本市場がその機能を適正に発揮するために、ディスクロージャーの確保と不正取引の規制を中心として、複雑な規制体制を作り上げている。本講義では、資本市場法の専門知識を具え、それを批判的に検討し、裁判や実務を進展させる創造的な思考力を涵養する。企業ファイナンスやM&Aを専門とする法曹の養成を目的とする科目として位置づけられる。</p>
企業会計法特論	○	<p>本講義では、「企業会計と法」の学修を目的とする。「企業会計」の授業ではなく、法曹や法学研究者にとって必要な会計知識の習得・向上を目指すものでもない。「企業会計」を「法」のサイドからアプローチしようとするものであり、「企業会計」と「企業会計法」の違いを講じる予定である。「企業会計法」というアプローチをマスターすれば、「企業会計」を学習する際にも、法的思考をもって、たとえば「学理」と「政策」とを明確に意識してアプローチすることができるようになる。</p>
非公開企業法	○	<p>会社法の分野では、主として公開企業を暗黙の前提として研究・議論が重ねられてきた。しかし、日本の会社の大部分は、非公開企業が占め、その中には、公開を目指すスタートアップ企業、合併企業、公開特殊会社の事業子会社など、さまざまなタイプの企業が多数含まれている。近年においては、スタートアップ企業回りの法務について関心が高まっており、実務の標準化、進展が多々見られるところである。会社法においても、非公開企業の分野では公開会社とは異なる数多くの規律が存在する。定款自治の拡張は顕著であるとともに、近時は重要な最高裁判例も登場している。また株主間契約については興味深い裁判例も登場し、研究者間での議論の進化・進展も見られる。</p> <p>本講義では、非公開企業に焦点を絞り、非公開企業の観点から会社法の数々の諸制度を理解していくとともに、合併企業やスタートアップ投資などの分野を中心に実務を解説し、実務に即した形で、会社法の諸制度の趣旨・背景に対する理解を深めることを目的とする。</p>
国際運送法	○	<p>国際運送は、物品の国際取引に付随して発生するものであり、陸上運送、海上運送、航空運送に大別され、さらに現代においてはこれらの複合形態による運送契約が多く存在する。国際運送に係る法制を理解するためには、国際取引の基礎や流れを理解する必要があるが、本講義では、島国である我が国において最も重要といってもよい海上運送を中心にその法律や条約を概観し、それらが適用される様々な場面を想定しつつ、網羅的に国際物品運送及びそれに付随する事項を検討する(旅客運送は対象外とする)。また、これを理解する前提として必要となる国際売買取引についても解説を行う。</p> <p>本科目は、3年次以上配当科目として、法律基本科目への適用力を養うことにより、法律実務の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させる科目としても位置づけられる。ただし、当該分野の既学習者である必要はなく、国際運送の初学者でも対応できる内容とする予定である。</p>
保険契約法	○	<p>保険契約の最大の特徴は、その射率契約性にある。つまり、「当事者の一方(この場合保険会社)の給付が一定の偶然な出来事をきっかけに行われる」契約となる。その意味で、保険法は通常の私法体系から見ると、民法の契約法の延長線上に位置づけられるにもかかわらず、かなり特殊な法律と言える。</p> <p>本講義では、保険契約に内在する特殊性を意識しながらも、それを広く民法の契約法体系の中でどのように理解していくべきかを検討していく。この科目は、いわゆる発展・展開科目に属する。したがって、基礎的な法律学の専門知識を踏まえたうえで、批判的・独創的な思考力で保険契約ととらえ、実際に生じる諸問題の分析・解決を可能にすることを目標としている。</p>
保険争訟論	○	<p>2008年6月6日、新しい「保険法(平成20年法律第56号)」が公布された。100余年ぶりの大改正である。自動車保険、火災保険、責任保険、生命保険など、保険が現代社会において必要不可欠な存在であることは言うまでもなく、実務家として、保険に関わる民事事件を取り扱うことも決して少なくない。</p> <p>本講義においては、保険法の理論的基礎をふまえながら、各保険種目別に判例や実際の事案を題材として、要件事実、判例・学説上の争点を学習し、訴訟における基本的な実務行為(訴状、答弁書、準備書面、判決の起案等)の修得までを目標とし、実務ですぐに生かせる力を養成することを目指す。</p>
経済法演習I	○	<p>演習方式により、「経済法」の問題をいくつか取り上げて受講者全員で検討し、論点についてどのように論述したらよいかを考える。これを通じて、具体的な事例に対する法的文書の作成の思考や方法を学ぶ。</p> <p>本科目は、3年次配当の展開科目である経済法演習の一部として、経済法演習Ⅱと併せて全体で独占禁止法の学修を行い、そこで得た知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させることを目指す。</p>
経済法演習II	○	<p>本科目では、独占禁止法の学修を前提として、主として不当な取引制限、事業者団体の競争制限的行為、企業結合の具体的事例の解析(論点=問いの発見)と当該論点に対する回答を導く能力の養成を目指す。独占禁止法上の問題を含む事実を読み、そこに含まれる論点を抽出し、その論点に対する回答を提示することができることが重要であり、到達目標の1つである。そのため、演習書を使用して、具体的事例をさまざまな角度から検討する。</p>
外国独占禁止法I	○	<p>本講義では、アメリカ反トラスト法の基本的な考え方や実定規定等について概説した後、リーディング・ケースとされている重要な合衆国最高裁判例3つを取り上げて詳しく検討する。アメリカ反トラスト法の中心的な禁止規定であるシャーマン法1条とシャーマン法2条に関して、判例によって、どのような行為がどのような要件のもとで禁止されているのかについて概説する。3年次配当科目である共通選択科目のうちの展開科目である外国独占禁止法Ⅰの学修で得た比較法的な知識を、法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させることを目指すものと位置付けられる。</p>
外国独占禁止法II	○	<p>演習方式により、アメリカ反トラスト法における最近の重要判例の一つを取り上げて受講者全員で詳しく検討し、日本法との違いも含めて、当該判例の内容に対する理解を深める。アメリカ反トラスト法における一つの重要判例について演習方式で詳しく検討することを通じて、独占禁止法に関する比較法的検討を行うために必要な基礎力を得ることが目標となる。</p> <p>本授業は、3年次配当科目である共通選択科目のうちの展開科目である外国独占禁止法Ⅱの学修で得た比較法的な知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させることを目指すものと位置付けられる。</p>

国際関係公法基礎	○	<p>国境を越えた人間・物資・財貨の頻繁な移動、海洋・空域・宇宙といった人間の活動領域の拡大は、否応なく私たちの生活を国際化し、国際法の適用領域へと引き込んでいる。いわゆるグローバル化の潮流は、国際法の国内社会への浸透をもたらした。国内のさまざまな法令は国際法規範との関連のなかで適用・実施される側面が増大してきた。本講義は、国際法のこうした現代の特徴をとらえ、国際関係にかかわる発展的・先端的科目を今後習得するうえで必要とされる基礎的事項を学習することを目的とする。</p> <p>講義は全体を2つに区分して行われる。第1部は、国際法の解釈・適用にかかわる基本事項を条約と慣習法を中心に取り上げ、同時に国内的な実施について詳細に検討する。第2部は、各論的に国家の管轄権、個人の地位、国家責任の発生と追及を中心として学習する。</p>
国際人権法	○	<p>国際人権法は、国内法における基本的人権の確立を経て、第2次大戦後の国際社会において発展した国際法規範である。しかし、それは単に国際的な平面上で機能しているだけでなく、国内における人権保護のさまざまな局面において重要な役割を果たしている。実際、国内で発生する人権訴訟の多くは、憲法上の人権規定とともに、国際条約または国際慣習法上の人権規範を根拠として提起されている。</p> <p>この講義では、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)を中心にして、女性や子供の権利も含めて、具体的に人権条約が保障する人権の内容を検討するとともに、日本国憲法が保障する人権との異同も含めて、実務的にどのような課題を抱えるのかも検討する。</p>
国際法演習	○	<p>この演習は、司法試験の選択科目として「国際関係法(公法系)」を選択する学生に向けて、国際法の重要論点を整理することを目的としている。具体的な事例を題材として、関連する国際法の知識を事案にあてはめ、文章で表現する実践的な能力を磨き、アウトプット能力を深化させる。法源論、条約法、国家管轄権、外交・領事関係、海洋法、国家責任など、国際法全般のトピックを複合的に検討する予定である。受講生は課題事例に関する法的論点を検討したレポートを起案し、授業前に提出することが求められる。講義では、事例に関連する国際法上の論点について、受講者全員と議論を行いながら、その内容を明らかにしてゆく。</p>
国際民事訴訟法演習	○	<p>道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選(第3版)』(2021)と道垣内正人・中西康・竹下啓介・中村知里『判例百選で学ぶ国際私法』(有斐閣・2023年)を用いて、扱われている判決のうち、国際民事訴訟法に関するものを素材として、当該事案における論点、事案が少し変化した場合の扱い等を議論する。本科目は、国際民事訴訟法の理解を深めるとともに、将来の法律事務の現場において、状況に応じたアウトプット能力、すなわち、国際民事訴訟法に関する諸規定や裁判例を踏まえて、関係法の解釈・適用をしるべく行う能力を養う一連の教育の一つと位置づけられる。</p>
国際私法演習	○	<p>道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選(第3版)』(2021)と道垣内正人・中西康・竹下啓介・中村知里『判例百選で学ぶ国際私法』(有斐閣・2023年)を用いて、扱われている判決のうち、国際私法(準拠法の決定適用)に関するものを素材として、当該事案における論点、事案が少し変化した場合の扱い等を議論する。本科目は、国際私法の理解を深めるとともに、将来の法律事務の現場において、状況に応じたアウトプット能力、すなわち、国際私法の解釈・適用をしるべく行う能力を養う一連の教育の一つと位置づけられる。</p>
国際取引法上級演習	○	<p>国際関係法(私法系)を構成する国際私法(特に当事者自治の原則)・国際民事訴訟法(特に仲裁法)・国際取引法(特にウィーン売買条約<CISG>およびUNIDROIT国際商事契約原則)の発展科目として、高度な模擬仲裁(日本語・英語)や学会報告等を実践します。</p> <p>①交渉仲裁コンペティション参加の場合は日本語で模擬仲裁事案(英文契約書やUNIDROIT国際商事契約原則の分析)を解説して日本語で起案し、②Vis Moot参加の場合は英語で模擬仲裁事案(NY条約や英文契約書、CISG等の分析)を解説して英語で起案し、③学会報告の場合は研究テーマに応じて個別指導します。</p> <p>本演習では、受講者は(1)模擬仲裁への参加か、(2)学会への参加の何れかを選び、これに挑戦して頂きます(2つとも参加可)。</p> <p>1つめの選択肢は模擬仲裁への参加ですが、早稲田大学法学部久保田ゼミの学部生と一緒に、(A)大学対抗交渉仲裁コンペティション(12月初頃に実施)か、(B)Vis Moot国際学生模擬仲裁大会(3月頃に実施)か、に指導役もしくは代表選手(選手の場合は若干名)としてご参加いただき、優勝を目指すものです。2つめの選択肢は、何かのテーマを定めて、法律学会で学会報告して頂く(良い報告であれば、出版も)ものです。たとえば将来は専門家や大学教員になりたい場合、そのために必要な報告水準や学会活動とは何かについて、具体的に体験することができます。</p>
国際ビジネス法務演習	○	<p>国際ビジネスに係る法実務のうち、契約中の準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項の3つにフォーカスし、それらのバックグラウンドである国際私法・国際民事訴訟法・国際商事仲裁法の全体像を踏まえて、どのようにドラフティングをすべきかを講義するとともに、できる限りインタラクティブに受講者との間でやりとりをして理解を深める。この科目は、国際ビジネスに関する国際私法・国際民事訴訟法・国際商事仲裁法について、自ら工夫して契約のドラフティングができる能力を涵養するものと位置づけられる。</p>
国際金融法	○	<p>国際金融に関する規制法と取引法について講義する。規制法は、国際経済法や行政法・商法の応用分野に位置づけられ、取引法は、国際私法や民法の応用分野に位置づけられる。国際金融に関する規制法(バーゼル合意、FATF勧告等)と取引法(デリバティブ、証券化等)について、簡単な教材や参考になる映画等を用意して講義する予定である。実務基礎の習得及び発展・展開科目の学修(応用編)に相当する。</p> <p>国際金融に関し、基礎から最先端まで取り扱。前半の基礎編と後半の応用編に分け、前半では講師による講義を中心に金融の素人にも理解可能な解説に努める。後半では、受講者と相談の上、受講者の興味のあるテーマについて講師から指導を加えた上で報告してもらう。</p>
国際商事仲裁法	○	<p>国際商事仲裁のすべてを扱うとともに、調停による解決にも触れる。国際商事仲裁については、その紛争解決方法としての特徴、裁判による場合との比較、英米法型の仲裁と大陸法型の仲裁という総論的な論点とともに、仲裁合意、仲裁手続、仲裁判断という仲裁の進行に沿って問題となる点を網羅的に扱う。</p> <p>本講義は、国際商事仲裁の基本を学修するとともに、その発展的理解をするものと位置づけられる。国際商事仲裁について、理論的な分析とともに、実務上必要なことはすべて学修できるようにする。その上で、新たに登場してくる問題にも適切に対処することができる法曹としての能力を涵養する。</p>
Comparative Financial Law	○	<p>国際金融に関連する規制法、取引法について、アクティブラーニングの手法に基づき、英語で講義を行う。規制法は国際経済法、行政法、金融法の応用分野として、取引法は国際私法、民法の応用分野として位置づけられる。国際金融に関する規制法(バーゼル合意、FATF勧告など)、取引法(デリバティブ、証券化など)については、簡単な教材や参考映像を用意し、受講者と積極的に議論しながら講義を進める。実践的なビジネス基礎の習得と発展・拡大科目の学習に相当する。</p> <p>本講義では、金融の仕組みや法律について、基礎から応用まで、具体的な事例を交えて学ぶ。毎回の授業では、指定された箇所をレポートし、日本のシステムとどのような違いがあるのかを議論する。最初の6回の授業は、予備知識をもとにした授業スケジュールの調整とテキストの決定、東京証券取引所や世界銀行東京事務所へのエクスカージョン、基礎的な事項についての私の講義、金融取引の理解に有効な映画鑑賞などを準備している。次の6回の授業は、以下のようなJIGSAW教授法で、教科書について学生のグループやクラスでの発表やディスカッションを行います。テキストは、Christopher Stoakes著『All you need to know about the City Part 2, Longtail』から厳選した章を暫定的に使用する。</p>
労働法演習	○	<p>労働法の重要論点について、具体的な事例を素材に学修する。労働法は働く人々の大部分にとって重要な法であるところ、現実には生起する労働事件は様々な法的問題が複雑にからみあって発生する。この科目では、そうした実際の労働事件に近いケースを題材として、これに適切に対応する理論を学ぶことを通じ、発展・展開科目たる労働法について実践的な理解を習得する。</p> <p>労働法I及び労働法IIを深化させる演習と位置づけているので、両科目を履修していることが求められる。</p>

医事法I	○	<p>医事法の民事的問題における基本的な考え方を身に着けたうえで、民事的・基本的問題にとどまらない、医事法の学際的、現代的な広がりや、そのような広がりに対応する考え方や姿勢を学ぶ。</p> <p>最初に、重要な医事判例をもとに全体での議論をすることにより、事案を複数の視点から検討する力を身に付け、その後、最新の裁判例や事例を全体で検討し、とりわけ医事法で次々に生じる新たな問題に対応する能力を養成する。</p> <p>本科目は、3年次配当の発展・展開科目として、学際的・先端的分野において複数の法律基本科目の知識や考え方を複合的に適用し、応用して実務に役立てる能力を身につける科目としても位置づけられる。</p>	
医事法II	○	<p>ポストゲノム社会における医療と法に関する刑事法的側面に焦点を当てて、医事刑法の基礎理論から具体的諸問題まで掘り下げて検討を行う。今や法曹は、医事法と必然的に関わらざるをえない状況が増えている。医科学的センスが要請されているのである。法科大学院で、その基本的センスを磨いておくことは、将来、必ずや法曹として仕事をする際に助けとなるであろう。</p> <p>法曹として直面する医事法上の諸問題、特に刑事法的側面について基礎的理解力と応用力を修得することを目標とし、医事法の解釈論の基本的考え方と理論的意義および実践的意義を説明する。また、医事法規範群および重要判例を読み解くことを通じて、規範を具体的な事案に適用し、それが現行法上不十分な場合には立法提言も含め、事案解決に耐える理解力を習得する。これらを通して、将来、法曹として医療問題・事件を担当するようになった際に必要な基礎力をつける。</p>	
医療と法	○	<p>本講義では、我が国の医療制度が持つ特質を国際的な医療制度との比較を通して検証したうえで、そこで生じる様々なメリット、デメリットを法社会学的観点から検証していく。法制度と医療制度が、相互に及ぼす社会的交錯現象を起こしているかの検討が課題となる。</p> <p>さらに、医療事故と紛争処理制度、ないしその背景を構成する諸要因について、具体的医療事故事例を素材にしながらか検討していく。国際的にも、厳しい現場の労働環境、薬をめぐる特殊な政策傾向、紛争解決制度の未整備、事故防止のための施策の貧困など、相互に関連付けながら総合的にみながら、いくつかの具体的な医療事故判決の意義をそこに位置付けていく。本講義は医事法を直接扱うのではなく、その具体的な事件・紛争・制度の実態の検証を通して考えていく。また、比較対象として、世界各国の医療事故紛争解決制度や無過失補償制度についても検討する。その中で、医療事故被害者救済のための訴訟提起が増加すればするほど、医療者に防御的行動変容を引き起こし、それが医療崩壊への圧力となって、最終的には患者・国民一般の不利益につながってしまうなど、法曹にとって、また医療者・国民にとってのジレンマなどをあきらかにしていく。医療制度と法制度の関係を一つの窓口として、法が果たす社会的機能のあり方への一般的・批判的視座を得ることで、法曹としての多角的視点の獲得につなげていく。</p>	
子供と法	○	<p>子どもたちは、人類や世界の将来を担う大切な存在でありながら、その人格の独立性、法主体性が今なお十分に保障されているとは言いがたい。21世紀の幕開けは、むしろニューヨークでの無差別テロとこれに対するアフガン空爆、英米同盟軍を中心としたイラク侵攻など戦争と暴力という悲惨で野蛮な行為によってスタートされてしまった。ここでも多くの罪もない子ども達が犠牲となり、平和と安全を脅かされた。エイズの蔓延により、親が亡くなって孤児になった子ども達は1040万人にのぼるといわれる。ストリート・チルドレンも3000万人以上はいるといわれ、大人による買春の対象とされ、食事や満足な教育も受けられないでまよっている。子どもの遺棄・虐待もあとをたない。</p> <p>そこで、このような内外での子どもをめぐる現状を踏まえて、この講義では、子どもの人権、命と健康、健やかに発達する権利が守られるために法制度はどのような用意をしているか、児童の福祉・保護法制はどうあるべきか、受講者の皆さんとともに検討する。とくに、この講義では、現代社会のなかで子どもが置かれている状況、地球規模での子どもの人権侵害状況や日本での現状を十分に把握し、家庭、地域、学校、医療、メディア、福祉、少年非行などの各領域ごとで子ども達の権利が保障される法的枠組を再構成することを目指したいと思う。大人をモデルに組み立てられているこれまでの法のシステムや運用に、子どもの声や子どもの人格をどのように組み込み、子ども本位の法システムを構築できるか検討する。</p>	
ジェンダーと法I	○	<p>ジェンダー法学とは、ジェンダーの視座から法的な現象を分析する法学の総称である。本講義では、原則として未修の1年生を対象に、ジェンダーの視点から入門・導入的に様々な分野の法制度について検討する。企業法務・渉外・家事・刑事、どのような分野の法曹となるにせよ、ジェンダーの視点を持ち合わせ、最低限の知識を備えておくことはこれからの法律家に求められる資質の一つである。実定法の授業とはまた異なる視点からの授業となるが、講義では授業協力者として複数回実務家の方をお招きし、実務において課題となっているジェンダー問題について考え、実務家になった際にも持ち続けてもらいたい問題意識と一緒に検討してゆく。</p> <p>本講義は、オムニバス形式で行われます。順番・テーマは入れ替えとなる可能性があります。</p>	オムニバス方式
ジェンダーと法II	○	<p>ジェンダー法学とは、ジェンダーの視座から法的な現象を分析する法学の総称である。法学分野にジェンダーの視座を導入することは、社会的な男女の非対称性を批判的に検討すると同時に、男女という二分法の人為性にも気づく機会となる。したがってジェンダー法学は、法制度に内在するこれらのジェンダー・バイアスを批判的にとらえたうえで、性的な抑圧のない関係性の構築をめざす法制度のあり方を追求するものである。</p> <p>本来、ジェンダー法学が対象とする範囲はきわめて幅広いものですが、この講義では、特に「性別による差別的取り扱い」や「性別による固定的な役割分担」が法制度の中にいかに組み込まれているかを問題にします。さらに、「性別そのものにかかわる問題」をとりあげる。この授業は、複数の専任教員によるオムニバス方式で開講する。また、特にこの分野について専門的な知見を持つ実務家を授業にお招きすることも予定している。</p> <p>この授業は、原則として3年生を対象に、実務で事案を扱うことを視野に入れた応用発展的な視点から講義を行う。</p>	オムニバス方式
社会保障法	○	<p>年金・医療・福祉・介護・労災・生活保護など、社会保障をめぐる法制度の基本的仕組みを理解し、その基礎を習得するとともに、社会保障法をめぐる諸問題についての理論的考察を深める。その際、社会保障法をめぐる法解釈上の諸論点の解明に努めるとともに、社会保障法には政策法学的要素も強いことから、こうした側面も意識して講義を展開する。授業では、講義形式と、予め配布したプリントを使用した対話形式、プロブレム・メソッドを併用する。</p> <p>本科目は、3年次配当科目として、法律基本科目の積み上げを前提として、社会保障制度に関する政策的知見も加味し、法曹の現場におけるアウトプットの深化を図るものとして位置づけられる。</p>	
社会保障法演習	○	<p>本演習では、社会保障・社会福祉法制をより深く学びたい学生に対し、社会保障関連裁判例の検討と、社会保障法の基礎理論を知るうえで欠かせない文献の講読を行う。本科目は、「社会保障法」と併せて、3年次配当科目として、法律基本科目の積み上げを前提として、社会保障制度に関する政策的知見も加味し、法曹の現場におけるアウトプットの深化を図るものとして位置づけられる。社会保障関連裁判例の動向と基礎理論を修得するとともに、最高裁判例と近時の社会保障制度の改正をふまえた裁判例の比較を通じて、より実践的な社会保障制度の理解ができるようにする。</p>	
電子商取引法	○	<p>電子商取引に関する関連法規について講義を行う。電子商取引は、商取引分野が民法法の、取引分野が知財法や憲法、個人情報保護法等の、国際取引分野が国際関係法(私法系)等の応用分野に位置づけられる。①電子商取引準則の最新版を輪読して講義するほか、②準則がカバーしていない範囲について講師が補足的に講義をする。</p> <p>日本の電子商取引法について、最新版の電子商取引に関する準則(経産省)を輪読し、最新の法的状況を確認する。その後、受講者が興味を持ったテーマ(過去には、ブロックチェーン、ビットコイン、UBER、AirBnB、自炊の森、Mt.Gox破綻など)について、報告し、議論し合う。</p>	
不正競争防止法・商標法	○	<p>不正競争防止法と商標法について、理論的解説にとどまらず、実務上の問題点等に踏み込んで説明する。不正競争防止法と商標法は、文系出身者にとって取り組みやすい科目であるが、これらの法律は特許法・著作権法と並んで社会経済上重要な役割を果たしており、法律実務家(弁護士)として取り扱う機会の多い分野でもある。この授業では、不正競争訴訟及び商標権侵害訴訟における法律問題に関し、特許権侵害訴訟や著作権侵害訴訟との比較を通じて、それぞれの訴訟における考え方を分かりやすく解説する。受講者は、不正競争防止法及び商標法の知識を習得するのみならず、特許法や著作権法についても、既に習得した知識と理解を更に深めることができる。授業は、具体的な事例を採り上げて、講師の解説と受講者の参加する討論により進行する。</p>	

著作権等紛争処理法	○	<p>(1)この科目が取り扱う学問分野及びそれにおける科目の位置付け 本授業は、知的財産権法のうち著作権法(著作権法に関連する不正競争防止法、商標法、パブリシティ権を含む。)の理論と実務とを架橋するものと位置付けられるものであり、著作権等の紛争事例を素材とする事例研究を行います。</p> <p>(2)主な学修項目 担当講師が担当し、実際の事例に類する仮想紛争事例を取り上げ、これを検討する。著作権法上の争点を中心となるが、手続法や不正競争防止法、商標法などについても、目配せすることが必要となる。それらの知識を前提とし、実務的な課題(警告書、回答書、訴状・準備書面等の訴訟上の書類の検討など)にも取り組む。</p> <p>(3)カリキュラム上の位置付け 著作権法等の学修で得た知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を身につけることを目標とする。</p>	オムニバス方式 共同(一部)
特許紛争処理法	○	<p>新たな技術に基づく製品を開発しビジネスを始めた起業家を想定し、その製品及びビジネスについて、知的財産紛争の事前処理方法としての和解交渉やライセンス交渉、あるいは交渉が決裂した場合の訴訟の準備と遂行という場面ごとに、知的財産権を戦略的に保護するための実体法、手続法を学習する。特許法を学んでいることを前提として、これらの理論面を、具体的紛争解決との実践面と架橋することを企図するものである。この授業の到達目標は、次の2つである。第1の目標は、特許権をめぐるビジネスの場面における弁護士的活動内容を理解し、実践のための経験を得ること。第2の目標は、特許権侵害訴訟の場における法律上の問題点を理解し、思考力と表現力を身につけることである。</p>	オムニバス方式 共同(一部)
知的財産法演習	○	<p>知的財産法の基礎科目である特許法や著作権法に関する仮想事例等を検討することによって、知的財産紛争に対する的確な対応と処理法を学ぶものである。</p> <p>本講義では原則として毎回起案を課すことにしている。授業は6回、授業内試験を1回行なうが、鈴木が特許法分野を、上野が著作権法分野を扱う。</p> <p>本科目は、3年次配当科目として、法律基本科目の事案への適用力を養うとともに、発展・展開科目の学修を行うものとしても位置づけられる。</p>	共同
国際知的財産法	○	<p>多数国で特許や商標等の登録出願がなされ、著作権に関する国際的な取引が活発化するなど、今日ではかつてないほど知的財産権をめぐる環境が国際化している。それゆえ知的財産権をめぐる涉外事件も近年増加し、いかなる場合にわが国の裁判所は裁判をなすのか、適用される法はどの国の法であるかという問題が実務上重要性を増しつつある。この講義は、近時活発に議論されている知的財産法と国際私法が交錯する法問題に焦点を当てて、かかる先端的法実務に対応するための基礎的な能力を涵養しようとするものである。</p>	
比較知的財産法	○	<p>日本の知的財産法の主要論点は、米国や欧州の主要国の学説や判例理論に影響を受けているものが多い。また、現在、法改正の議論の対象となっている著作権におけるフェアユースや商標法におけるトレードドレスの保護等も、諸外国の動向を視野に、改正の方向性が構築されている。従って、日本の知的財産法の判例理論や学説を理解するためには、米国・欧州主要国の知財制度を知り、比較法の観点から分析することが必要になる。そのため、本講義では、日本知財法の主要論点に関する米国・欧州主要国の判例を読み、対応する日本の学説・判例と比較分析することで、日本知財法の理解を深めることを目的とする。</p>	
出願実務と権利の活用	○	<p>ビジネスに活用できる強い特許の取得のためには、権利の活用を意識しつつ出願から権利取得に至るまでの手続を戦略的に行うことが求められる。権利の活用の観点では、裁判例に照らして権利行使の際に実際に問題となる点を検討し、権利行使に強いクレーム及び明細書とは何かを理論と実務の両面から学習する。また、権利取得の観点では、新規性、進歩性の理論を理解すると共に、拒絶理由に対する的確な対応を検討する。特に、無効審判、審決取消訴訟及び特許権侵害訴訟にも応用可能な効果的な意見書の作成方法、権利を適切な範囲で維持するための補正について学習する。</p>	
知的財産訴訟の実務	○	<p>知的財産をめぐる現実の紛争において、特許法、商標法や著作権法などの法律がどのように機能しているかを、裁判官の視点から、実際の裁判例や訴訟運営を具体的に検討することにより説明していく。併せて、国際社会の中で日本の知的財産訴訟がどのように位置付けられ、将来どのように展開していくべきかを、法律実務家の立場から検討してみたい。本講義では、裁判例などに現れた現実の知的財産紛争を理解し、それが、法律的な観点からどのように整理され、解決されていくかという実務的な視点を獲得することを目標とする。</p>	
環境法演習	○	<p>環境法応用演習では、環境基本法を頂点とする日本の環境法について理解を深め、環境にかかわる政策形成、制度設計、制度の運用、そして紛争解決を行なうスキルを身につける。持続可能な発展、汚染者負担原則、生物多様性、予防原則、そして環境権などの基本原則・概念が具体的な制度や紛争の中で登場するところを捉えて検討する。具体的には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物・リサイクル、自然保護、気候変動にかかわる法制度と、そこで生じた問題や紛争について判例等を通じて理解し、分析を加える。</p> <p>基本知識の確認のためのレクチャーの後に、作成した模擬事案、あるいはあらかじめ指定した判例等について学生が報告し、これについての質疑応答を中心に授業を進める。</p> <p>前の回に復習用に出題した問題についての学生の報告に基づいて議論することを重視するが、この議論が深いレベルに到達することを実現するために、各自の解答作成に3時間程度の準備が必要と見込まれる。</p>	
TMI総合法律事務所寄附講座「ビジネス法務の最先端実務」	○	<p>様々な新規ビジネスが生まれ、また、ビジネスの実務が進化していく中で、法律や法律実務家に関わる局面はさらに拡大・複雑化している。本授業では、新規ビジネスを中心とした様々なビジネス領域と法律が交錯する部分での最先端実務を、実務担当者(弁護士)がオムニバス形式で講義する(必要に応じ弁理士や事業家などのゲスト講師も招聘する)。カリキュラムポリシーに掲げられるように、積み上げてきた学修を土台に、法律基本科目の事案への適用力を養う内容となる。</p> <p>本授業は、TMI総合法律事務所が寄附講座として提供するものであり、各授業は、当該授業内容に関する実務の経験が豊富なTMI総合法律事務所所属の弁護士が担当する。</p> <p>※この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する教員等がその実務経験を活かして講義等を行う科目である。</p>	
トランスナショナル・プログラム	○	<p>本プログラムは、協定校を中心とする海外の大学(例年はアメリカ、ドイツ、台湾、韓国)の教員と学生を招聘し、一つのテーマについて法曹養成専攻学生と協働して行う英語による集中講義である。正規登録して全日程に参加した学生にはプログラム修了証を交付する。</p> <p>受講生には一定程度の英語力(リスニング・スピーキング能力)が求められるが、流暢に話せる必要はない。テーマは、「ビジネスと人権(Business and Human Rights)」であった。テーマは夏ごろ公表する。</p>	共同
法史学特殊問題	○	<p>この演習では、前近代の法的史料を素材として、裁判を含めた統治に関わる役人たちの思考を、法史学的手法を用いて立体的に復元、検討することで、現代の法制度を取り巻く諸問題の相対化を試みる。この演習はペーパー・オプションとする。リサーチ・ペーパー提出を希望する学生には、別途、論文指導を行う。</p> <p>受講生には、様々な価値観に裏付けられた歴史資料を含むテキストについて、精密かつ複眼的な解釈が出来るようになることの重要性を確認し、またそのための技法や知見を習得してもらおう。これらを通じて、ディプロマ・ポリシーにある、「幅広い教養、敏感な問題意識、鋭い人権感覚をもって、社会に生起するさまざまな問題の本質を正確に把握し、これを的確に解決することで、社会に貢献することを目指す志の高い法律専門職」となるための一助を提供したいと考えている。</p>	

外国法演習(英米法)	○	<p>イギリスの不法行為法のうちネグリジェンス(過失責任)の訴えに焦点をあて、英文判例を読みながら、英米法圏に共通する判例による法形成(判例法主義)の手法を学ぶ。</p> <p>そのためにまず教材の英文判例の正確な読解、法的論点に対する判断の論理的分析を進めるような質疑応答をする。さらに、日本法と比較しながら、イギリスのネグリジェンス判例法の特徴や問題点を質疑応答を通して明らかにしていく。質疑応答に関連して、イギリス法の歴史や社会背景なども必要に応じて講じる。たとえば、19世紀の訴訟方式や裁判制度が当時の判例法の発展の背後にあったこと、あるいは現代イギリス法の発展が第二次大戦後のヨーロッパ統合の流れによっても影響を受けていることなどである。(イギリスはEU脱退後も、いまだヨーロッパ人権条約の規律のもとに置かれており、それがイギリス不法行為法に影響を及ぼす場合がある。)</p> <p>本演習のカリキュラム上の位置づけは、日本の民法(債権各論の不法行為の部分)に対する発展的な学修課程である。</p>
外国法演習(フランス法)	○	<p>一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標とする。</p> <p>フランス法は、歴史的にみて日本の諸法制に影響を与えてきたが、そのことに加えて、現行フランス法制を理解し研究することは、現行の日本法の様々な問題を相対化して考えるうえでも有意義である。本演習は、とくに会社法を中心とした企業法制を対象にして、フランス法制を内面的に理解し研究するための能力の修得と向上を目標とする。</p>
外国法演習(中国法)	○	<p>この授業は、現代中国法のうち、特定分野(主に民法)の具体的なテーマに焦点を当て、中国における学説と裁判実務の議論状況を概観するものである。その際には、実務家養成を目的とする法曹養成専攻の性質に鑑み、なるべく具体的な裁判例を取り上げながら、授業を進めていくことを考えている。</p> <p>受講者は、この授業で取り上げる具体的なテーマをめぐる学説の議論状況や裁判例についての検討を通じて、関連制度の具体的な内容を体系的に習得することができる。また、現代中国法の現状や特徴を理解し、将来中国法務に携わるに当たっての基本的な法的分析能力を身に付けることができる。</p>
民法応用演習(秋山)	○	<p>本科目は、3年次配当科目として、法律基本科目で修得した知識を具体的な事案に適用する能力を養うことを目的とする。</p> <p>具体的には、不動産に関する事例を主な素材として、以下の進め方により、民法の重要論点を横断的・総合的に検討する。(1)受講生は課題につき事前に解答案を作成・提出した上で、教場にて、課題に含まれる重要論点を検討する。(2)提出された解答案は担当教員がチェックした上で返却する。(3)受講生は返却された解答案を各自で見直し、当該論点についての理解を深める。</p> <p>なお、特定課題学修の内容は、受講生の人数や学修状況などを考慮した上で、おつて案内する。</p>
民法応用演習(三枝)	○	<p>本科目は、民法の基礎知識があることを前提に、具体的な事例の検討を通じて、より一層の知識拡充を図りつつ、事案解決能力と文章表現能力の向上を図るものとする。これにより、カリキュラムポリシーで2年次の目標とする法律基本科目の発展的理解、さらに3年次の目標とする法律基本科目の事案への適用力の向上が企図される。</p> <p>2年次以降の学生が、個々の事実関係において解釈論上何が問題となるかを看破したうえで、その問題に対する一定の規範を理論的根拠に基づき明快に示し、当該事実関係にあてはめて妥当な結論を導き出すことができるようになることが、本科目の具体的な到達目標である。本科目の履修を通じて、ディプロマポリシー記載の学修成果③の一部(法学の専門的知識、批判的・創造的な思考力、法的分析能力を駆使し、問題を解決する能力の涵養)が達成される。</p>
民法応用演習(白石)I	○	<p>当科目は、カリキュラムポリシーにおいて3年次で行うとされている「法律科目の事案への適用力」の養成を目的とするものである。1年次の民法I～Vで修得する基礎的知識、および、2年次の民法総合I～IIIで修得する分析力・問題発見能力を前提として、民法の事例問題を素材に、自らの主張を論理的に構成し文書で表現する能力を獲得することを目指す。</p> <p>受講生は、毎回の講義に先立って提示される事例問題を事前に検討し、分析結果を記述した文書を作成していただくことが期待される。授業では、挙手・指名により議論を行うことを通じて、どのような論理構成・表現によれば説得力のある法律文書となるかを検討する。</p> <p>なお、担当教員は受講生が作成してきた文書を読んで個別にフィードバックを行うが、受講者数が多い場合は、このフィードバックは「隔週」または「3週に1回」となる可能性がある。</p>
民法応用演習(白石)II	○	<p>当科目は、カリキュラムポリシーにおいて3年次で行うとされている「法律科目の事案への適用力」の養成を目的とするものである。1年次の民法I～Vで修得する基礎的知識、および、2年次の民法総合I～IIIで修得する分析力・問題発見能力を前提として、民法の事例問題を素材に、自らの主張を論理的に構成し文書で表現する能力を獲得することを目指す。</p> <p>受講生は、毎回の講義に先立って提示される事例問題を事前に検討し、分析結果を記述した文書を作成していただくことが期待される。授業では、挙手・指名により議論を行うことを通じて、どのような論理構成・表現によれば説得力のある法律文書となるかを検討する。</p> <p>なお、担当教員は受講生が作成してきた文書を読んで個別にフィードバックを行います。受講者数が多い場合は、このフィードバックは「隔週」または「3週に1回」となる可能性がある。</p>
商法応用演習(大塚)I	○	<p>本演習では、基礎的理解を明確にした上での、即戦力的な法的対応力の養成を目指し、カリキュラムポリシーにいう「アウトプット能力を深化させる」ことを目標とする。会社法は、例えば民法の契約法体系とは異なり、あまり身近ではない法律である。そのため、会社法という得体の知れない「組織法」の突然の登場に驚きながら、無理矢理これを知得する学生が多いのではないかと危惧する。そもそも、株式会社とは何者なのか。この最も本質的な疑問は、体系書等を読むだけではどうしても明確にならない。さらに授業を聴きひと通りの理解を得たと自負しても、あるテーマについて自分の考えを表現しようとする、このような会社法の「そもそも論」が曖昧であるために、混乱してしまうことが少なくない。この授業では、そのような基礎的理解を踏まえた上での法的な表現が可能になることを目標に、毎回事前課題に対する答案を作成して授業に臨み、授業を聞くことでさらに理解を深めてもらうようにする。</p>
商法応用演習(黒沼)	○	<p>本演習では、演習問題を通じて会社法の知識の確認、論点の発見、考え方の整理、議論の仕方、表現方法を涵養する。会社の統治組織、資金調達、基礎的変更の分野を扱う。会社の統治組織の分野をやや重点的に復習する。教材中の演習問題をランダムに選んで、授業中に答案を作成し、提出してもらう。答案を添削して、次の授業で返却し、次の授業(次の演習問題を回答してもらう)の後半で解説をするとともに、若干の議論を行う。</p>
商法応用演習(鳥山)	○	<p>本演習では、会社法に関する理解を深め、具体的な事案に則して会社法の条文適用とその解釈を通して事案の適切な解決をはかることができるようになることを目標とする。授業では、会社法の事例を素材にして、それを検討することにより会社法の解釈とその適用の訓練を行なう。受講者は、毎回の授業における文書作成、報告、および議論を繰り返すことを通じて、会社法に関する理解を深めていく。</p>
商法応用演習(若林)	○	<p>本演習は、会社法的事例を検討材料にして、会社法総合I・II・IIIで習得した会社法に関する知識をより一層確かなものとし、具体的な事例への応用方法を学ぶ。取り上げる事例は、会社の機関、設立、株式・新株予約権、計算、組織再編・企業買収の各分野を予定している。</p> <p>受講者の人数にもよるが、各受講者には最低でも1回(受講者数が少なければ、複数回)は報告ないし起案を担当してもらい、アウトプット能力をより強化することを旨とする。その上で、全員で議論を行う予定である。具体的な授業の運営方法については、受講者数を踏まえて最初の授業の際に決定する。</p>

民事手続法応用演習(内田)	○	本演習は、民事手続に携わる実務法曹として要求される、民事訴訟法に関する事案処理能力の涵養を目標とする。すなわち、民事訴訟法の基礎的概念及び基本判例について深く理解し、具体的事例における様々な手続上の問題点について、自力で説得的な論理を構成し、それを文章で的確に表現できるようになることを目標とする。授業の内容としては、民事訴訟法の基礎的概念及び基本判例について、具体的事例問題の論述演習を通じてその正確な理解を図り、さらに解説および質疑応答などを通じて、具体的事例での応用力養成を図る。民事訴訟法総合ⅠないしⅢについて単位を取得している3年以上の学生を対象とする。	
民事手続法応用演習(中本)	○	本演習は、具体的事案の検討を通して、1年次・2年次に修得した民事訴訟法の基本事項の定着を図る。また、事案の中からの確に問題を発見する能力、説得力のある法律文書を作成する能力を身につけることも目標とする。事例問題を使って、民事訴訟法の基本的知識を確認するとともに、論理的かつ説得的な法律文書作成能力の修得を目指す。受講者には全6回、事前に起案を提出してもらい、授業では起案をもとに議論を行う。	
民事手続法応用演習(松村)	○	民事手続法について基本問題を取り扱う。本演習のねらいは、個別事案の問題について判例・通説の考え方をベースにした論理展開ができるようになることを第一の目的とする。その上で、問題発見能力、問題分析能力、論理展開能力の涵養をめざす。この演習では事前に教材を配布し、その教材に基づく問題を全員で議論する。受講者の全員が、各自、教材問題についての文書をあらかじめ作成して提出し、主体的に授業に臨むことを原則とする。	
刑法応用演習(北川)Ⅰ	○	本演習では、刑法総論及び各論の論点が含まれた事例問題を演習課題とし、それに解答することを通じて、とくに書く力を伸ばす実践的な授業を行う。演習課題の難易度は司法試験論述問題相当とするが、難易度が高くみえる課題でも必修科目で学習した基本事項に立ち戻って理論を忠実にあてはめていけば、筋道良く論証できることを授業を通じて実感してもらいたい。 授業の基本的な進め方(受講者の人数によって変更する可能性がある)は、①答案練習、②解説回(受講生が①で作成した答案をふまえて、問題の解説・講評を行う)で構成される。	
刑法応用演習(杉本)	○	本科目は、既に学修した刑法総論・各論の基礎理論を確認しながら、毎回、特定のテーマに関連する「事例」(主に下の教科書欄に掲げた文献のもの)をとり上げて、応用的な事例研究を行うという、発展・展開レベルに位置付けられる科目である。毎回各自において、その回に扱う予定の事例(下記教科書の事例)につき予習を行い、問題点について検討した上で授業に臨んでもらう。毎回、3～4件の事例の検討を予定している。各回の起案作成は、「担当」を決めて割り当て。提出された起案を基に解説を行い、更に受講者による質疑・議論を行う。 場合によっては、教科書の事例でなく、最新の重要判例等を取り上げることもあり得る。各回に取り上げるテーマ・事例の詳細は、追って「TKC法科大学院教育研究支援システム」にて指示する。	
刑法応用演習(松原)Ⅰ	○	本授業では、刑法総論・各論の重要論点に関する総まとめを行う。個別の判例を取り上げるのではなく、各論点の中で判例に言及する。また、単なる知識の補充・整理にとどまらず、各論点につき問題の所在を正確に把握したうえで、事案に即した検討ができるよう、具体的な事例を用いた演習・ディスカッションを行う。刑法では、特に、簡潔・明瞭で、論理の筋が追える論述が求められる。また、事案解決のための筋道を見通すことも重要である。本授業では、これらの点についても留意しながら授業を進めていきたい。	
刑法応用演習(松原)Ⅱ	○	本演習は、刑法総論・各論の重要なテーマについて、重要判例や最新判例を素材に発展的な検討を行うものである。テーマによっては、判例自体の検討にとどまらず、より一般化した理論研究も行う。授業計画に掲げる項目・判例は一例であり、受講者の希望するテーマも適宜取り入れる。また、必要に応じて研究者や実務家をゲストに迎えることも検討したい。検察官や刑事裁判官、刑法研究者を志望する人をはじめ、刑法に関心・興味のある人の参加を歓迎する。ペーパーオプションの希望者にはその指導を行う。	
刑事手続法応用演習(石川)Ⅰ	○	この授業では、既に習得した刑事訴訟法の基礎的知識を、事案に即して応用する力を身に付けていくことを目的とします。 担当教員は現職検察官であり、毎回、刑事訴訟法上の論点を含む事例問題を検討することを通じて、将来、実務法曹として求められる問題抽出能力、検討能力、これを整理して論述する能力を身に付けてもらいたいと考えています。 応用演習Ⅰ、Ⅱを通して、司法試験においても問われる、捜査・公判における重要な論点をほぼ網羅的に取り上げる予定です。 原則として、毎回、TKCIに、事例形式の予習課題及び参考判例等を掲示し、授業までにレポートを提出してもらいます。レポートについては、授業までにコメントを付して返却します。 授業では、一方的に講義するのではなく、学生の皆さんに質問し、また、学生の皆さんのレポートの論述を紹介しながら、活発に議論し、実務的な取扱いなども紹介して、学生の皆さんの理解を深めてもらいたいと考えています。	
刑事手続法応用演習(石川)Ⅱ	○	この授業では、既に習得した刑事訴訟法の基礎的知識を、事案に即して応用する力を身に付けていくことを目的とする。 担当教員は現職検察官であり、毎回、刑事訴訟法上の論点を含む事例問題を検討することを通じて、将来、実務法曹として求められる問題抽出能力、検討能力、これを整理して論述する能力を身に付けてもらいたいと考えている。 応用演習Ⅰ、Ⅱを通して、司法試験においても問われる、捜査・公判における重要な論点をほぼ網羅的に取り上げる予定である。 原則として、毎回、TKCIに、事例形式の予習課題及び参考判例等を掲示し、授業までにレポートを提出してもらった上、レポートについては、授業までにコメントを付して返却する。 授業では、一方的に講義するのではなく、受講者に質問し、また、提出されたレポートの論述を紹介しながら、活発に議論し、実務的な取扱いなども紹介して、受講者の理解を深めてもらいたいと考えている。	
刑事手続法応用演習(金井)Ⅰ	○	1年次ないし2年次に修得した刑事手続法について、重要度の高いと思われる問題点を中心に、予習課題として提示した事例問題を分析する方式で授業を行う。本授業においては、現在の捜査・公判実務における運用等も踏まえながら、各問題点について解決の方向性を履修者と共に検討していくことにする。 毎回の事例問題は、文章作成能力の向上も目指しつつ、予習課題につき原則レポートを提出してもらった上、授業では、履修者と議論しながら、事例に含まれる問題点は何か、その問題点をどのように解決していくべきかを検討する。授業の具体的な進め方については、第1回の授業の際に、担当教員より説明する。授業においては、可能な限り双方向なものとしたいので、履修者は、予習課題の検討を含め、十分予習の上、授業に臨むことが不可欠である。予習時間については、受講生各自の学習進度に応じて異なるものの、およそ120分程度でレポート作成可能な分量を目安に予習課題を出題している。授業においても、担当教員の発言内容を暗記することを目的とするのではなく、各問題点について、それぞれの学習内容を踏まえて、自ら考え、積極的に議論に参加することが期待される。	
刑事手続法応用演習(金井)Ⅱ	○	1年次ないし2年次に修得した刑事手続法について、重要度の高いと思われる問題点を中心に、予習課題として提示した事例問題を分析する方式で授業を行う。本授業においては、現在の捜査・公判実務における運用等も踏まえながら、各問題点について解決の方向性を履修者と共に検討していくことにする。 毎回の事例問題は、文章作成能力の向上も目指しつつ、予習課題につき原則レポートを提出してもらった上、授業では、履修者と議論しながら、事例に含まれる問題点は何か、その問題点をどのように解決していくべきかを検討する。授業の具体的な進め方については、第1回の授業の際に、担当教員より説明する。授業においては、可能な限り双方向なものとしたいので、履修者は、予習課題の検討を含め、十分予習の上、授業に臨むことが不可欠である。	

	刑事手続法応用演習(神田)	○	<p>本授業では、刑事訴訟法の基本的理論・基礎的知識を前提として、刑事手続全般の主要論点に関する事例研究を通じて、判例及び学説に関する総合的学習を行う。</p> <p>授業方法は、基本的に毎回の授業について、教員があらかじめ出題する事例問題(証拠法を中心に、捜査法、公訴及び公判(訴因の特定・変更)等刑事訴訟法上の主要事項に関する判例をベースとした事例を予定)、受講生がレポートを作成・提出し、そのレポート内容を踏まえて、全員で問題点に関する討議・研究を行うとともに、各人のレポートの論述における論点の摘示、論述の順序・方法、理論構成及び結論の妥当性及び整合性等について学習する。提出されたレポートについては、教員がコメントを付した上で返却する。ただし、司法試験の在学中受験の準備を考え、第11回～第14回のレポートの提出は任意とし、提出せずに事例の考え方の解説授業を受けることも認める。</p>	
	憲法応用演習(長谷部)	○	<p>本演習は、憲法上の問題について、論点を発見し、総合的で説得力ある立論をする能力を高めることを目標とする。憲法総合の判例教材と憲法判例百選[第7版]を素材として、憲法のいくつかのテーマー職業選択の自由、財産権、パブリック・フォーラム、信教の自由など一について解説し、それを受けて具体的な事例問題を素材として、どのような論点があるか、論点相互間をどのように接続すべきかなどを、討議を通じて検討する。</p>	
	行政法応用演習(岡田)	○	<p>本演習では、行政法の基本的知識を具体的な事案において活用できるようになることを目標とする。具体的事案をもとに教員が作成した事例を分析し、争点を抽出し、立論を構成し、文章化する一連の作業を通じ、行政事件に対する実務能力を養成することを目指す。</p> <p>演習では、2年次の法律基本科目「行政法」および「行政法総合」を基礎として、応用的な学修を行う。具体的には、重要判例・裁判例などの事案をもとにして調査・発表・討論を行うこととし、法曹の現場で応用できるような事実認定の方法、条文解釈の用い方、判例の援用の仕方、それらの文章でのアウトプットなどに関する能力の向上を図る。</p>	
	行政法応用演習(人見)	○	<p>行政作用法総論及び行政救済法の基礎的知識を修得済みであることを前提に、具体の紛争場面に行政実定法規や判例・学説によって形成されてきた行政法理論を適用する訓練を演習形式で行う。</p> <p>本科目は、カリキュラムポリシー上の3年次配当科目として、法律基本科目である行政法と行政法総合で習得した知見の具体的な事案への適用力とアウトプット能力を集中的に養成する応用演習である。</p>	
その他「法律基本科目(基礎)」	民法入門演習(秋山)	○	<p>本演習は、1年次秋学期に設置されている「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「民法Ⅴ」の範囲を対象として、これらの法律基本科目で学んだ知識の確実な修得を図るとともに、それらの知識を具体的な事案に使えるようにアウトプット能力を高めることを目的とする。具体的には、受講生が事前に課題(事例問題や短答式問題等)を検討してきた上で、課題に含まれる基礎的知識および論点について、質疑応答や文章作成などを通じて理解を深める。</p>	
	民法入門演習(大澤)	○	<p>民法のうち主として財産法に関する分野につき、修得した知識の定着を図りつつ、法律的文書の作成といった実践的能力を養う。具体的には、担当教員が作成した(または信頼できる素材の)事例問題(およびその関連資料)について、受講生が事前に検討した上で当日に臨み、教員との間で質疑応答を繰り返すという手法を採る。</p> <p>対象とする学修の範囲は、春学期で平行履修中の「民法Ⅰ(民法総論・物権)」および「民法Ⅱ(債権・契約/債権総論)」が中心となるが、「民法Ⅲ(家族)」の内容についても、その範囲に関連する限りにおいて扱う。これを前提とした上で、本演習の進捗や受講生の理解の度合いを考慮し、秋学期に履修することになる「民法Ⅳ(契約各論)」、「民法Ⅴ(担保)」、および、「民法Ⅵ(不法行為)」の範囲についても、適宜検討を進める。</p>	
	刑法入門演習(松原)Ⅰ	○	<p>本講義では、刑法総論の正しい理解を身につけ、その理解を具体的事例にあてはめられるようになることを目的とする。このことにより、的確な問題解決能力を備えることが可能となる。</p> <p>刑法Ⅰで学んだ刑法各論の知識・理解の整理しつつ、具体的な事例への適用を行う。主として法学未修者を対象とし、双方向の演習形式をとるので、意欲的に参加し、積極的に発言する者を歓迎する。授業の具体的な進め方については第1回目の授業で受講者と相談して決定する。</p>	
	刑法入門演習(松原)Ⅱ	○	<p>本講義では、刑法各論の正しい理解を身につけ、その理解を具体的事例にあてはめられるようになることを目的とする。このことにより、的確な問題解決能力を備えることが可能となる。</p> <p>刑法Ⅱで学んだ刑法各論の知識・理解の整理しつつ、具体的な事例への適用を行う。主として法学未修者を対象とし、双方向の演習形式をとるので、意欲的に参加し、積極的に発言する者を歓迎する。授業の具体的な進め方については第1回目の授業で受講者と相談して決定する。</p>	
	民事訴訟法入門演習(菅原)	○	<p>本講義では、民事訴訟法の基礎理論の理解の確認・定着をはかると同時に、2年次以降の民訴法総合Ⅰ～Ⅲの授業を受講する上での基礎知識と理解力を獲得することで、法曹養成専攻ディプロマポリシーで定めている学修成果③の「受講生が法学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力」を獲得することを目標とする。</p> <p>指定教科書を用い、民事訴訟法の基礎概念を確認した上で、百選の解説の内容がきちんと理解できるように踏み込んだ検討を行う。授業の進行は、基礎事項に関する教員からの説明の他に、当該基礎事項の理解を深めるための質問や教科書に掲載されている判例の内容に関する質問を織り交ぜ、可能な限り双方向の授業を行う。</p>	
	刑事訴訟法入門演習(小川)	○	<p>判例を素材に、刑事訴訟法に関する問題の検討を行い、法律基本科目である刑事訴訟法の基礎的・基本的事項の理解を目指す。1年次の必修科目「基礎刑事訴訟法」を補うものとしての位置づけである。受講者数にもよるが、基本的には、各回、担当者を決めて報告してもらい、それをもとに全員で議論をするという形式をとる。また、報告の担当者には、授業での議論等を踏まえて、レポートを作成してもらう。</p>	
その他「法律基本科目(応用)」	商法総論・商行為法	○	<p>この講義は、商法総論・商行為法を学習しながら、この分野の商事事件を扱うに際して不可欠である「商法としての見方、考え方」を涵養することを第一の目的とする。この領域は、特に民法の規定を「商法として」修正し、または、「商法としての」必要性から(民法にはみられない)独自の制度を定める部分が多く存在し、この「商法的なもの」の理解こそ、商法の理解とその解釈の基礎として重要である。</p> <p>勘違いしてはいけない点は、民法と商法の違いを覚えるのではなく、その違いの理由を理解して、応用できる力を養うことこそが重要だということであり、ここにいう「商法の精神の涵養」とは、このことを言っているのに他ならない。講義では、理論はもちろん、契約書や約款を使用して、現実の商取引における生きた法律問題を一緒に議論していく。</p>	
	手形・小切手法	○	<p>本講義は、「法律行為論」としての手形法理論の理解を目的とする。手形法・小切手は、昨今、次第にその実務的効用を失いつつあるといわれている。しかし、手形・小切手に関する法理論は、これらの制度が誕生してから現代までの長い間に発展をとり、現在では一つのきわめて精緻な論理体系をつくりあげている。つまり、実務的効用とは別に、この法体系を理解することは、法学を学ぶうえでたいへん重要な、法的思考過程を形成する訓練になる。</p> <p>法科大学院で法律を学ぶ学生は、本来、具体的法律問題の解決に足る一定レベルの知識を備えるべきであり、「法的な分析能力を駆使すること」は、法曹家として最も重要な素養であり、そのためのトレーニングとして、手形法は最適である。</p>	
	捜査法	○	<p>本授業では、捜査法の分野において、既に習得した刑事訴訟法の基礎的知識を事例に即して応用する力を身に付けることを目的とする。原則として、毎回TKCに事例形式の予習課題を掲示し、授業までにレポートを提出してもらい、レポートについては、コメントを付して返却する。教員は現職検察官であり、授業では、実務的な取扱いなども紹介しながら、課題の事例につき受講者と議論し、事例の問題点は何か、真実発見と人権保障の調査の見地から、その問題点をどのように解決していくべきかを検討していく。</p>	

		刑事証拠法	○	<p>本授業では、刑事訴訟法の基本的理論・基礎的知識を前提として、教員が出題した事例問題に関する検討を通じて判例・学説に関する総合的研究を行う。授業方法は、基本的に毎回の授業について、教員が出題する事例問題について受講生が授業前にレポートを作成・提出し、提出されたレポート内容を踏まえて、全員で問題点に関する討議・研究を行うとともに、各人のレポートにおける論点の摘示、論述の順序・方法、理論構成及び結論の妥当性や整合性等について学習する。提出されたレポートについては、教員がコメントを付した上で返却する。事例問題は、証拠法を中心とし、違法収集証拠排除に関連して捜査法に関する事例も扱うことにより、刑事訴訟法上の主要事項に関する判例をベースとしたものを予定する。このほか受講生の希望があれば、公訴及び公判(訴因の特定・変更等)に関する問題を取り上げることも考える。</p>	
日本法特殊講義		Introduction to Japanese Law		<p>この授業は、早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻への交換留学生を対象としている。授業は必ずしも定期的な講義日に行われるものではなく、授業開始時期に集中的に日本の法制度についての簡単な説明、法情報の検索方法などを学ぶ。さらに、法曹養成専攻の正規学生を対象とした、各国の法制度の特徴について説明するプレゼンテーションや、最高裁判所の見学などを含む。交換留学生の必修科目であり、授業は英語で行う。</p>	
		Civil Law in Japan		<p>本講座は、早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻への交換留学生を対象としたものであり、日本の民法の基本的な知識を習得することを目的とした講座である。講師は、取引、一般企業法務、訴訟、国際的な要素を持つ家族問題など、様々な民法関連分野での経験を併せ持つ日本の弁護士である。毎回の授業では、講師が関連テーマのエッセンスだけでなく、判例や実践的な話題も提供する。また、消費者保護法、雇用法、最近の民法改正の概要も検討範囲とする。学期半ばには法律関連機関への見学会を予定している。学生は、授業中のディスカッションに積極的に参加することが求められており、学期末にはプレゼンテーションを行うことが予定されている。この授業は英語で行われる。</p>	
		Criminal Justice in Japan		<p>本講義は、早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻への交換留学生を対象としたものであり、日本の刑事司法の基本的な要素や主要な問題点を学ぶ機会を提供するものである。 本講義では、(1)刑事司法制度の概要を説明し、(2)その問題点、(3)司法改革による影響、(4)一般人の出入の是非、(5)犯罪被害者の運動とその影響、(6)死刑、(7)新しい時代に向けての残された課題などについて、議論していく。ただし、特に英語資料の入手状況によっては、一部内容を変更する可能性がある。また、映画やドキュメンタリーの上映、専門家と一般人の混合による裁判(裁判員裁判)の見学、ゲストスピーカーによる講演なども予定している。本講義は英語で行われる。</p>	
		Constitutional Law in Japan		<p>本講座では、日本国憲法の基本構造とそこから導かれる諸原則を概説する。米国の強い影響下で制定された日本国憲法は、歴史の中で紡ぎ出された様々な基本的価値を表現している。憲法の本質は、政府の権力を制限し、それによって基本的人権を保障することにある。条文の背後にある価値観に目を向け、法規範の歴史や目的、機能を考えるとき、日本国憲法は限りなく深く広大な世界を持っている。現在論争になっている憲法改正の動きについても議論する。この授業は英語で行われる。</p>	
		Pacific Settlement of International Disputes		<p>この授業では、国際紛争を効果的かつ最終的に解決するための手段を議論する。また、国際裁判所や国際裁判の司法機能にも焦点を当てる。本講座は2部構成とする予定である。 第1部は講義形式で、国際紛争の仲裁または裁判による解決の基本的なシステムを説明する。また、国連海洋法条約に規定されている強制的な紛争解決手続についても取り上げる。第2部では、参加者が選択した国際的な司法解決の判例についてそれぞれプレゼンテーションを行う。その発表に基づいて、重要な法的問題について議論を行う。この授業は英語で行われる。</p>	
		Civil Dispute Resolution in Japan		<p>この授業は、早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻への交換留学生を対象としたものである。 講義の目的は、日本における民事紛争解決制度の基本的な仕組みを理解することにある。授業では裁判手続のみならず、裁判の外で日本においてどのように法的紛争が解決されているかを法社会学的視点から学ぶ。受講生には、授業内のディスカッションに積極的に参加し、学期末にはリサーチペーパーを提出することが求められる。この授業は英語で行われる。</p>	
		Comparative Studies of Intellectual Property Law		<p>本講義は、正規学生と留学生のための比較知的財産法の授業である。この授業では、これまで知的財産法の授業を受けたことがない学生も、日本や海外で知的財産法を学んだことがある学生も、双方が受講することが可能である。特許法、商標法、著作権法などの知的財産法の基本的な考え方を説明した後、最近注目されている論点について、比較法的な視点から取り上げて議論する。本授業は英語で行われる。</p>	
		Patent Law in Japan		<p>本講義では、日本の特許法における主要な論点について解説する。その主要な目的は、日本の特許法の基本的な理解を深めることであるが、同時に諸外国の制度についても議論し、比較法的な視野から日本の特許法を概観することも行う。授業では、日本の特許制度の歴史に始まり、特許の対象物や発明者、職務発明などの主要な特許法上の論点について、これまでの主要裁判例や政府指針の分析などを扱いながら解説する。本授業は英語で行われる。</p>	
		Copyright Law in Japan		<p>本講座は、日本の著作権法の基本的な知識である法令上の規定、判例、学説を学ぶ。また、諸外国の著作権制度との比較も行い、広い視野から著作権法について理解を得ることができるようにする。講義では、日本の著作権法の歴史から始まり、著作権法の対象、著作権者の概念、著作権の内容、侵害行為、著作権の制約など、具体的な著作権法の内容について諸外国との違いを視野に入れながら説明を行っていく。本授業は英語で行われる。</p>	
自由科目	法曹の仕事を知る		<p>本講義では、毎回、早稲田大学の法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)を修了してさまざまな分野で活躍する法曹の方々を講師として招き、オムニバス形式により、法曹の仕事の可能性・魅力について語って頂く。受講者が第一線で働く法曹から話を聞き学ぶことで、「法は実社会でどのように生かされているか」、「現在の法実務の問題点はどこにあるか」、「あるべき法実務とは何か、それを実現するためには何が必要か」など、現代社会と法との関係や法実務のありかたについて考えを深めることを目的とする。</p>		

(注)

- 開設する授業科目の教に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	タナカ アイジ 田中 愛治 <平成30年11月>		Ph.D. in Political Science (アメリカ合衆 国)		早稲田大学 学長 (平成30.11~令和8.9)